

進歩性に関する主な裁判例

<目次>

1. 論理づけの観点	1 頁～
A 総合考慮に関するもの	1 頁～
B 動機づけの観点としての「技術分野の関連性」	21 頁～
C (参考)「技術分野の関連性」の捉え方について	26 頁～
D (参考) 内在的課題、自明(周知)な課題等	32 頁～
E 本願発明と主引用発明との関係について	41 頁～
F 主引用発明と副引用発明との課題の共通性と、本願発明の課題との関係について	57 頁～
G 本願発明の課題が新規であることについて	62 頁～
2. 周知技術について	64 頁～
A 周知技術の適用の際の論理づけについて	64 頁～
B 他分野の周知技術の適用について	69 頁～
a. 適用が肯定された事例	70 頁～
b. 適用が否定された事例	72 頁～
3. 後知恵防止	75 頁～
4. 副引用発明を適用する際的设计変更等	79 頁～
5. 阻害要因	91 頁～
6. 有利な効果	102 頁～
7. 商業的成功	107 頁～

1. 論理づけの観点

A 総合考慮に関するもの

(1) 知財高判(1部)平成19年3月26日(平成18年(行ケ)第10196号)「遊技機」(篠原勝美 宍戸充 柴田義明)

「原告は、引用刊行物1発明に係る遊技機と引用刊行物2に記載されるテレビ会議システムとは、技術分野、背景技術、装置の構成、表示対象、拡大表示の箇所等があらかじめ定められているか否かの点において、著しく相違しており、当業者は、引用刊行物2に記載された技術を、引用刊行物1発明に適用することが困難である旨主張する。

しかし、引用刊行物1発明と引用刊行物2発明は、ともに画像表示技術に係る発明として共通する。そして、引用刊行物2のテレビ会議システムにおいて、

本願発明との対比で認定されたのは、「口の動き，すなわち画像の変化量が一定値以上で，かつ一定時間以上この変化が検出されたなら，発言者として認識するテレビ会議装置であって，発言者が存在しない場合には，すべての会議者の画像が同じ大きさで一画面上に表示され，発言者が存在する場合には，その発言者の画像が非拡大時の発言者以外の人の画像表示部分にまで拡大表示され，発言者以外の人の画像が一画面上の隅において縮小されて表示される，発言者以外の人注目する発言者を明確に表現することのできるテレビ会議装置」という発明であり，引用刊行物 2 には，テレビ会議装置を具体化するための画像表示技術が記載されているところ，その画像表示技術において，注目される部分を見やすくするという課題の解決のための，注目されない画像を画面の隅において縮小して表示し，相対的に注目される画像を拡大するという技術は，テレビ会議システムに独特ないし固有のものとはできず，引用刊行物 1 発明においても，画像の表示技術において，注目される部分を見やすくするという同様の課題を有しており，その課題解決のために引用刊行物 2 に記載された技術を適用することができるというべきである。」

(2) 知財高判(1部)平成21年2月4日(平成20年(行ケ)第10155号)「容器，熔融金属供給方法及び熔融金属供給システム」(塚原朋一 本多知成 田中孝一)

「本件発明1と…甲4発明とを対比すると，甲4発明は取鍋を運搬車輛に搭載し公道を介して工場間で運搬するという技術的課題を有し，その課題解決手段としては，…運搬用車輛に搭載し公道上を搬送されるに適した構成を採用しており，技術分野は同じくするものの，その技術的課題は，傾動式取鍋の安全な工場間運搬(甲4発明)と加圧式取鍋特有の内圧調整用配管の詰まりの防止(本件発明1)というように基本的に異なっており，その課題解決手段も，注湯口，受湯口の密閉手段や運搬用車両への係止手段が設けられた構成(甲4発明)と「前記第2の配管は，前記ハッチの中央，または中央から少しずれた位置に設けられた内圧調整用の貫通孔に接続され」た構成(本件発明1の相違点イ)というように異なっており，その機能や作用についても異なるものであるから，そのような甲4発明に接した当業者が，本件発明1の相違点イの構成を容易に想起することができたと認めることはできない。」

(3) 知財高判(3部)平成21年5月27日(平成20年(行ケ)第10413号，平成21年(行ケ)第10078号)「アクセスチェック装置及び該装置と連携するアクセスバッジ」(飯村敏明 中平健 上田洋幸)

「引用発明と引用刊行物Bに記載された発明は，技術分野が同一で，機能に共

通点があり、指紋の特徴的データ及び指紋データという身体的特徴を利用する点で共通する上（前記ア）、引用刊行物Bに接した当業者にとって、引用発明について生ずる問題を解決するために、引用刊行物Bに記載された技術を適用する契機が存在し（前記イ）、引用発明に引用刊行物Bに記載された発明を適用するについて阻害事由があるとは認められないから（前記ウ）、引用発明の「通行制御装置」の構成の一部を引用刊行物Bに記載された発明の構成の一部に置き換えて本願発明の構成を得ることは当業者が容易になし得ると解され、その旨の審決の判断に誤りはない。」

（４）知財高判（４部）平成２１年６月３０日（平成２０年（行ケ）第１０２４２号）「貫流ボイラの始動方法とその始動システム」（滝澤孝臣 本多知成 浅井憲）

「引用発明１と引用発明２とは、貫流ボイラの始動方法という共通の技術分野におけるものであり、また、その主たる目的は異なるものの、その始動時における水管の焼損防止という共通の課題をも含むものであるから、両発明を組み合わせることに困難性はないというべきである。」

（５）知財高判（２部）平成２２年３月２４日（平成２１年（行ケ）第１０１８５号）「メロディのデータの提供方法」（中野哲弘 森義之 澁谷勝海）

「ア 引用発明１と引用発明２の組合せ

引用発明１と引用発明２は、ともに、〔１〕無線受信機という同一の技術分野に属し、〔２〕新たな着信時の報知音として使用されるメロディのデータを取得することを目的としている点で、発明の課題が共通し、〔３〕着信時の報知音として使用するメロディのデータを取得して記憶部に格納する点で、機能・作用も共通しているから、引用発明１と引用発明２を組み合わせることができるというべきである。

原告は、引用発明２の目的は、無線受信機の外部からメロディのデータを供給して再プログラムして置き換える点にあり、ユーザーが選択呼出受信機で自ら好みのメロディを作曲するという引用発明１の目的とは反すると主張するが、引用発明１と引用発明２には、原告が主張するような違いがあるとしても、そのことをもって、引用発明１に引用発明２を結びつけることに阻害要因があるということとはできず、引用発明１と引用発明２には、上記のとおり共通点があるから、それらを組み合わせることができるというべきである。」

(6) 知財高判(2部)平成22年4月28日(平成21年(行ケ)第10163号)「プロセス自動化システム」(中野哲弘 真辺朋子 田邊実)

「引用発明1の半導体製造装置は、前記のとおり、電子ファイル管理計算機、管理部署システムの部署別管理計算機及び半導体製造ラインシステムの設定群管理計算機及び製品管理計算機とを通信回線で接続したシステムであり、一方、引用発明2は、上記のとおり、ユーザーマシン(コンピュータ)、利用管理センターに配置されたホストマシン(コンピュータ)及びこれらの間を接続する通信回線とから構成されたシステムであるから、引用発明1と引用発明2とはいずれもコンピュータネットワークシステムに関するものといえることができ、同じ技術分野に属するといえることができる。また、コンピュータシステムの設定購入や維持・保守にかかる費用を低減することは、当該技術分野における一般的な課題といえるから、引用発明1に引用発明2を組み合わせる動機もあるといえることができる。さらに、引用発明2のホストマシン及びユーザーマシンは、その機能からそれぞれ引用発明1の電子ファイル管理計算機及び管理部署システム又は半導体製造ラインシステムに対応し、引用発明2の公衆回線又はISDNによる通信回線は、引用発明1の電子ファイル管理計算機と管理部署システム又は半導体製造ラインシステムとを接続する通信回線に対応するといえることができる。そうすると、引用発明1と引用発明2とは、技術分野、課題、機能及び作用が共通するのであるから、これらを組み合わせることもできるというべきであり、上記引用発明2を引用発明1に適用して、電子ファイル管理計算機が、管理部署システム及び半導体製造ラインシステムと公衆回線又はISDNによる通信回線、すなわちデータ伝送媒体を介して通信して相互に情報を転送する構成とすることにより、電子ファイル管理計算機が管理部署システム及び半導体製造ラインシステムの外部(外側)に配置された構成とすること、すなわち本願発明と引用発明1の相違点に係る構成とすることは、当業者が容易に想到することができたといえるべきである。」

(7) 知財高判(4部)平成22年7月21日(平成22年(行ケ)第10086号)判時2096号128頁、判タ1343号188頁「展示物支持具」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「引用発明1と引用発明2とは、[1]ともに、展示物支持具という同一の技術分野に属し、展示物支持具を安価に提供するものであること、[2]引用発明1の「中央板1」の厚さや材質は定かではないが、折線を介して折り曲げられるものであり、引用例1の図面によれば、写真、絵葉書き等の「画板37」と共に反り返る可能性が十分に窺えるもので、引用発明1にも引用発明2と同様の課題が内在すると解されること、[3]引用発明1において「内方折込外側板8」、

「内方折込右側板 1 0」, 「内方折込外側板 1 7」, 「内方折込内側板 2 2」及び「内方折込中央片 3 2」の一部を接合しても, 「画板 3 7」の収納に支障はなく, 技術的に阻害する要因は認められないことを総合的に判断すると, 引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けがあるということが出来る。

したがって, 引用発明 1 に引用発明 2 を適用し, 相違点 1 に係る本願発明の構成にすることは, 当業者が容易に想到できたものである。」

(8) 知財高判(2部)平成22年7月28日(平成21年(行ケ)第10329号)「溶剤等の攪拌・脱泡方法とその装置」(中野哲弘 清水節 古谷健二郎)

「引用発明 1 及び 2 と本件周知例は, いずれも攪拌により生じる温度上昇を一定温度に止めるという共通の技術課題を有し, それぞれその課題を解決する手段を提供するものであると認められる。

したがって, 引用発明 1 において, 上記技術課題を解決するために採用した, 混煉のための自転数, 公転数を含む運転条件を温度上昇の制限などの条件に合わせて予め設定しておくという構成に代えて, 共通する技術課題を有する引用発明 2 に開示された, 温度センサーにより対象物の温度を検知して温度が一定の温度まで上昇すると, 攪拌する部材の回転数を制御するという技術思想を採用し, 対象物の温度を検知して検知した温度に応じて容器の自転数, 公転数を含む運転条件を制御するという構成(審決認定の[特定事項B]の構成)に至ることは, 攪拌により一定以上に温度が上昇するのを防ぐという技術課題自体が本件周知例にも示される周知の技術課題であることも考慮すると, 当業者にとって, 容易に想到することができたものといわなければならない。…被告は, 引用発明 2 は, 「ホッパー内に投入される複数種類のトナー原材料を, 該ホッパー内に配設された攪拌部材を駆動させることにより攪拌して混合する」ものであり, 引用発明 1 の「混煉容器を公転させながら自転させて, 被混煉材を混煉し脱泡させる」ものとは, 構成が全く異なるし, 技術分野も異なると主張する。

確かに, 引用発明 2 は, 混煉容器自体は回転せず, その中にある攪拌部材が回転するものであるのに対し, 引用発明 1 は, 混煉容器が公転し, 自転するものであるが, 両者は, 混煉すべき材料を攪拌混合するという共通の技術分野に属するのみならず, 材料を攪拌して混合する際に生じる材料間の摩擦熱による温度上昇に対応するという技術課題と, 当該課題を解決するため温度に応じた回転数の制御を行うという解決手段でも共通するものであり, その制御が事前に設定されたものか検知した温度に即応したものか, 回転制御の対象が混煉容器自体であるか攪拌翼(ペラ, 羽根)であるかが相違するにすぎない。したがって, 引用発明 1 と引用発明 2 との構成及び技術分野が異なるとして, 前者

に後者の構成を適用することに阻害要因があるとする被告の主張は理由がない。」

(9) 知財高判(4部)平成22年11月10日(平成22年(行ケ)第10048号)「多開口パネル」(滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人)

「引用発明と本件周知技術とは、同じ技術分野に属しており、技術課題にも共通するところがあるばかりか、当業者が引用発明に本件周知技術を組み合わせることについては、何ら阻害要因が見当たらないから、引用発明に本件周知技術を組み合わせることで本願発明の相違点に係る構成は、当業者が容易に採用し得ることである。そして、本願発明の作用効果に格別なものが見当たらないことも併せ考えると、本願発明は、引用発明及び本件周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであり、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。」

(10) 知財高判(2部)平成22年12月22日(平成22年(行ケ)第10147号)「バイオセンサおよびそれに用いる電極セット、ならびにバイオセンサを形成するための方法」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「引用発明のバイオセンサは血液中のグルコース等の化学物質を測定する機器であり(刊行物1の段落【0001】)、刊行物2のセンサーも水溶液中のグルコース等の化学物質を測定する機器であって(1頁右下欄下から2行～2頁左上欄上から4行)、両者は技術分野が共通するところ、化学物質の有無や濃度を検出する分析機器であるバイオセンサにおいて、正確な測定、分析を行うことは当業者にとって自明の事柄であり、正確な測定、分析を行うための機器の実現は当業者にとって当然の技術的課題にすぎない。

そうすると、上記技術的課題を解決するために、刊行物2の「モート」の構成を引用発明に組み合わせる動機付けがあるということが出来る。」

(11) 知財高判(3部)平成23年1月31日(平成22年(行ケ)第10075号)判時2107号131頁、判タ1345号223頁「換気扇フィルター及びその製造方法」(飯村敏明 齊木教朗 武宮英子)

「当該発明について、当業者が特許法29条1項各号に該当する発明(以下「引用発明」という。)に基づいて容易に発明をすることができたか否かを判断するに当たっては、従来技術における当該発明に最も近似する発明(「主たる引用発明」)から出発して、これに、主たる引用発明以外の引用発明(「従たる引用発明」)及び技術常識等を総合的に考慮して、当業者において、当該発明における、主たる引用発明と相違する構成(当該発明の特徴的部分)に到達することが容

易であったか否かによって判断するのが客観的かつ合理的な手法といえる。…上記のとおり、当該発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。

(12) 知財高判(3部)平成23年1月31日(平成22年(行ケ)第10122号)「オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤」(飯村敏明 齊木教朗 武宮英子)

「…一般に、当該発明の容易想到性の有無を判断するに当たっては、当該発明と特定の先行発明とを対比し、当該発明の先行発明と相違する構成を明らかにして、出願時の技術水準を前提として、当業者であれば、相違点に係る当該発明の構成に到達することが容易であったか否かを検討することによって、結論を導くのが合理的である。そして、当該発明の相違点に係る構成に到達することが容易であったか否かの検討は、当該発明と先行発明との間における技術分野における関連性の程度、解決課題の共通性の程度、作用効果の共通性の程度等を総合して考慮すべきである。

(13) 知財高判(2部)平成23年6月7日(平成22年(行ケ)第10144号)「顕微鏡光路中の短パルスレーザビームの結合のための装置およびその方法」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「原告は、…審決の示す引用例4及び5は、顕微鏡とは無関係の分野における技術であり、当業者がこれを顕微鏡分野に持ち込んで適用することは容易ではないと述べる。

そこで検討するに、…引用発明は、パルス光源からのパルス状のプロープ光が、光ファイバである光ガイド等を経て近接場走査光学顕微鏡に入射されるものであるから、引用例4及び5に接した当業者であれば、引用発明においても、光ファイバを伝搬するパルス状のプロープ光が群速度分散によって波形が変形するという課題を有するものと認識し、この課題解決のため、引用例3～5に開示された解決手段である、レーザパルスの光路長が各波長毎に変更される光学配列という周知技術を、容易に採用し得るものといわなければならない。

(14) 知財高判(2部)平成23年6月23日(平成22年(行ケ)第10305号)「油圧ショベルの油圧配管構造」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「審決は、油圧ショベルに関する刊行物1記載の発明に、バックホウ付きのトラクタに関する刊行物2記載の発明を適用して、相違点1に係る本件発明1の

構成とすることは容易であると判断した。

一般的な油圧ショベルとバックホウ付きトラクタとの間には、原告が主張するように、上部旋回体が旋回動作をするか否か等の違いがある。しかしながら、油圧ショベルとバックホウ付きトラクタは、一般的に油圧式の建設機械であるという点で共通し、切削及び積込みを行うという機能の点でも同種に分類されること（甲 7-1～7-3）、両方の機械を開発する企業もあること（乙 7 の 1～7 の 3）、市場において、上部旋回体のないバックホウローダーから上部旋回体を備えた油圧ショベルへの機種の変遷があった経緯があること（乙 8）などからすると、これらの機械はいずれも同一の技術分野に属するものと認められる。

また、上記 2 のとおり、刊行物 1 記載の発明は、撓んだ油圧ホースがスイングポストやブーム等（作業機）に接触し、耐久性が低下するという課題の解決を目的とするものである。同様に、刊行物 2 記載のバックホウ付きトラクタも、「…油圧システムに最大稼働を許すに足るだけの十分な長さのホースがなくてはならない。必然的に、油圧ホースは相当に嵩張ったものとなりえ、バックホウ機構の本来の動作に対する障害となる可能性がある。」（1 欄 3 8 行～4 2 行、翻訳文 1 欄 1 9 行～2 1 行）、「…石やその他の物質がホースに引っ掛かるなどとしてホースが傷つかないように、支持フレームの下を通るホースの下方にホースガードを備え…」（1 欄 4 9 行～5 2 行、翻訳文 1 欄 2 6 行～2 7 行）との記載によれば、油圧ホースの余剰分が作業機の運動を遮り、あるいは、石などと接触して耐久性が低下するという課題を前提とした上で、油圧配管を下方に設置し、油圧配管のガードを用いたものであって、解決すべき課題も刊行物 1 記載の発明と共通している。

このような技術分野や解決課題の共通性からすると、油圧ショベルの技術分野に属する当業者が、バックホウ付きトラクタの技術手段の適用を試みることは、通常の創作能力の発揮にすぎず、刊行物 1 記載の発明に刊行物 2 記載の発明を適用する動機付けを一般的に否定することはできない。

以上のとおりであるから、複数の油圧配管がピンの側方近傍を通過する油圧ショベルに関する刊行物 1 記載の発明に、複数の油圧配管がシリンダの下方の中心近傍を通過する刊行物 2 記載の発明を適用して、複数の油圧配管が「ピンの下方の中心近傍」を通過させるようにすることについての容易想到性を否定することはできず、むしろ、そうすることにより、複数の油圧配管が「下部走行体と車体突出部との間」を通過することは自明であるといえる。したがって、刊行物 1 記載の発明に刊行物 2 記載の発明を適用して、相違点 1 に係る本件発明 1 の構成とすることは容易に想到し得たとする審決の判断に誤りはない。」

(15) 知財高判(4部)平成23年7月7日(平成22年(行ケ)第10240号)「温度依存性電流感知素子を有する回路用熱補償方法及び装置」(滝澤孝臣 井上泰人 荒井章光)

「原告は、集積回路に係る発明である引用発明1に、溶接電流の検出方法の技術分野に属する引用発明2を適用することはできない、…などと主張する。

しかしながら、引用発明2は、「溶接電流の検出方法」に関する技術であるとしても、電流検出値から温度誤差を除去するという課題は、上記周知技術からも明らかなとおり、電子回路一般に該当する課題ということが出来る。また、引用発明2の回路構成も、溶接電流の検出方法に特有のものではなく、電流検出値から温度誤差を除去するための電子回路一般に適用可能なものである。…引用発明2を「集積回路」に係る引用発明1に適用することに阻害要因はない。…本願発明は、引用発明1及び2に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとした本件審決の判断に誤りはない。」

(16) 知財高判(2部)平成23年10月4日(平成22年(行ケ)第10298号)判時2139号77頁、判タ1401号239頁「逆転洗濯方法および伝動機」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「本件のように複数の発明を組み合わせて出願された発明の進歩性を否定しようとする場合には、それぞれの発明の技術分野、解決課題、組合せの動機付け等を具体的に検討しなければならない。刊行物1発明と刊行物2発明とは、前記のとおり、技術分野が異なるだけでなく、その解決課題も大きく隔たり、組合せの動機付けも明確でないから、被告の主張は採用することができない。」

(17) 知財高判(3部)平成23年11月30日(平成23年(行ケ)第10018号)判時2134号116頁、判タ1388号305頁「うつ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」(飯村敏明 八木貴美子 知野明)

「当該発明が引用発明から容易想到であったか否かを判断するに当たっては、当該発明と引用発明とを対比して、当該発明の引用発明との相違点に係る構成を確定した上で、当業者において、引用発明及び他の公知発明とを組み合わせることによって、当該発明の引用発明との相違点に係る構成に到達することが容易であったか否かによって判断する。相違点に係る構成に到達することが容易であったと判断するに当たっては、当該発明と引用発明それぞれにおいて、解決しようとした課題内容、課題解決方法など技術的特徴における共通性等の観点から検討されることが一般であり、共通性等が認められるような場合には、当該発明の容易想到性が肯定される場合が多いといえる。

他方、引用発明と対比して、当該発明の作用・効果が、顕著である(同性質

の効果が著しい) 場合とか、特異である (異なる性質の効果が認められる) 場合には、そのような作用・効果が顕著又は特異である点は、当該発明が容易想到ではなかったとの結論を導く重要な判断要素となり得ると解するのが相当である。」

(18) 知財高判 (1部) 平成23年12月14日 (平成23年 (行ケ) 第10169号) 「巻寿司」 (中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「甲1記載の漬物スティックを使用して巻寿司を得る甲1発明においても、巻寿司の彩りに変化をつけようとする課題が存在するといえることができ、…原告は、前記 (ア) のとおり、巻寿司の彩りに変化をつけようとするという課題は甲1発明には当てはまらないので、巻寿司の芯として彩り豊かな漬物を適用することが周知の事項であったとしても、このことをもって、甲2の浅漬け方法に関連して記載されている茄子漬の皮を甲1発明に適用することの動機付けが存在するとは考えられないと主張する。しかし、前記 (ア) のとおり、「巻寿司の彩りに変化をつけようとするという課題が甲1発明には当てはまらない」とはいえないので、原告の主張は前提を欠くものである。

b また、原告は、甲1発明と甲2に技術分野の関連性及び課題の共通性はなく、技術思想の異なる甲1発明と甲2を結びつけて考える動機付けはないと主張する。

しかし、前記 (3) のとおり、甲2には、鮮やかな藍青色で色むらがなく、歯応えがあり、味が均質ななすびの浅漬けを得る方法についての技術が記載されている。そして、漬物を巻寿司の芯として使用する甲1発明と、漬物に関する技術を記載する甲2とは、漬物又は漬物を利用した料理という点で技術分野を同一にする。してみると、甲1発明と甲2を結びつけて考察した審決の判断に誤りはなく、原告の主張は理由がない。」

(19) 知財高判 (2部) 平成24年2月27日 (平成23年 (行ケ) 第10193号) 「椅子式マッサージ機」 (塩月秀平 真辺朋子 古谷健二郎)

「甲2公報～甲4公報に開示された上記の技術事項に照らすと、椅子の背もたれ等に施療子が設けられ、制御回路がスイッチ操作等の入力に基づいて施療子を移動させる機能を備えたマッサージ機の技術分野において、施療子を移動させる際に突出量が大いとい、使用者の身体に対する危険がある、あるいは、駆動装置に大きな負荷がかかるなどといった問題の存在は、当業者にとって広く知られた周知の課題であったと認められ、そのような課題を解決するために、施療子の突出量を最小にして、あるいは突出量が小さくなるよう調整して移動させることも、周知の技術事項であったと認められる。

このような課題は、施療子を人体に沿って移動させることにより一般的に生じるものであって、甲 2 公報～甲 4 公報に開示されたマッサージ機のように施療子を背もたれ等に設けた場合に特有の課題ではない。そして、甲 1 発明のマッサージ機は、施療子が脚支持台ごと脚部に沿って移動する構成を備えているが、全体としてみると椅子式マッサージ機であって、甲 2 公報～甲 4 公報に記載された椅子式マッサージ機とは同一の技術分野に属するものであり、施療子を設けた場所は異なるとしても、施療子が身体に沿って移動するという点においては技術的に共通するものであるから、当業者が、脚部用の移動する施療子を設けた甲 1 発明に接した場合に、施療子の移動に関する上記の一般的な課題を認識し、これを解決するために周知の技術事項を甲 1 発明に適用して、スイッチ操作等の入力に応じて制御回路が（脚支持台ごと）施療子を移動させる際に、突出量を最小とする、すなわち非突出状態とすることや、突出量を適宜小さく調整することは、甲 1 公報自体に示唆等がなくとも、適宜なし得ることというべきである。」

（20）知財高判（2部）平成24年10月17日（平成24年（行ケ）第10129号）「移動体の操作傾向解析方法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体」（塩月秀平 真辺朋子 田邊実）

「甲第1号証に記載された甲1発明も、甲3発明と同じく、運転者の操作（運転）傾向を把握、分析するために車両の挙動に関する情報を収集、記録する装置に関するもので、技術分野が共通する。当該発明によって解決しようとする技術的課題も、甲1発明が運転者の操作（運転）傾向をより適切に把握するべく、「道路状況に左右されないで、運転者の運転状況を把握するのに有効な、加減速の履歴情報を含む車両運行データを収集することのできる車両運行データ収集装置を提供すること」にあるのに対し、甲3発明は「スピードの出し過ぎや急発進・急制動の有無乃至その回数を予め設定された基準値を基に自動判定し、また走行距離を用途別（私用、公用、通勤等）に区分して把握してドライバーの運転管理データを得るシステムを提供する」（2頁）こと等にあつて、運転者の操作（運転）傾向を分析する上でより有用、効果的な情報を収集、記録するための手段を提供するためのものである点で重なり合うものである。そうすると、運転者の操作（運転）傾向を把握、分析するために車両の挙動に関する情報を収集、記録する装置の技術分野の当業者にとっては、甲1発明を甲3発明に適用する動機付けがあると解して差し支えない。」

（21）知財高判（4部）平成24年12月19日（平成24年（行ケ）第10099号）「可食容器セット及びその製造方法」（土肥章大 井上泰人 荒井

章光)

「原告は、引用発明が海苔を素材とした可食容器の製造方法であるのに対して、引用例 2，甲 4 及び 5 に記載の発明が、非可食性の材質からなるものであって技術分野が異なり、両者を組み合わせることが困難であるばかりか、引用発明と引用例 2 に記載の発明とでは素材の間に挟まれる合紙や仕切紙等の使用目的や作用効果が異なると主張する。

しかしながら、引用発明と引用例 2，甲 4 及び 5 に記載の技術とでは、いずれもシート状の素材が積層された食品等を収容する小型容器セットを製造する方法である点で共通しており、その素材の形状、加工方法及び使用用途が一致するものであるから、技術分野が同一であるというべきであって、その素材が可食性のものであるか非可食性のものであるかによって技術分野が異なるとはいえないし、当該素材の相違によって、直ちに引用発明を他の発明と組み合わせることが阻害されるものでもない。

また、引用例 2，甲 4 及び 5 に記載の周知技術は、いずれも、シート状の素材からなる容器を保護し、あるいはその保形性を維持することを目的としているところ、容器の素材が乾海苔であってもこれらの目的が妥当することになりはしないから、引用発明とその他の発明とでは素材の間に挟まれる合紙や仕切紙等の使用目的や作用効果が異なるとはいえない。

よって、原告の上記主張は、採用できない。」

(22) 知財高判(2部)平成24年12月19日(平成24年(行ケ)第10174号)「集魚灯装置、及びその使用方法」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「甲第 4，第 5 号証は、コンピュータで画像(ファイル)を作成するグラフィックソフトウェアに関する文献であるから、水中で光源から光を照射して集魚する発明である甲 1 発明とは技術分野が異なる上、光源を避けて魚群がドーナツ状に遠巻きに集まるため、漁獲効率が悪かったという従来の集魚灯の欠点を回避すべく、魚をより多く、より長時間集合させて、漁獲効率の向上を図るという甲第 1 号証の技術的課題(甲 1 の 1 頁右下欄～2 頁右上欄)は、甲第 4，第 5 号証には記載も示唆もなく、技術的課題に共通性がない。加えて、甲第 1 号証には、光源の発光色の変更の操作を容易にするべく、光源の発光波長を連続的に変化させる「発光波長ボリューム部の設定位置に対応する発光状態を直感的に図示する波長スケール部」の構成を採用することに関しては記載も示唆もなく、甲 1 発明にかかる構成を採用する動機付けがない。そうすると、当業者において甲第 4，第 5 号証に記載の発明ないし技術的事項を甲 1 発明に適用することが容易であるとすることはできない。」

(23) 知財高判(2部)平成25年5月9日(平成24年(行ケ)第10213号,平成24年(行ケ)第10220号)「像シフトが可能なズームレンズ」(塩月秀平 池下朗 新谷貴昭)

「…甲3発明と甲4発明は、本件発明の属する一部のレンズ群を光軸に垂直な方向に移動させることにより像位置の変動(像ブレ)を補正するレンズの技術分野に属するという点で、共通している。…甲3発明と甲4発明は、第1レンズ群が大型のレンズ群であることを認識するとともに、大型のレンズ群を(光軸に対し変位させるために)駆動しようとするとその駆動機構が大型化して問題であるとの共通の課題を有しているといえる。

以上のことを考慮すると、甲3発明において、甲4発明における各レンズ群の配置構成を採用し、「第1レンズ群G1」と「(防振を行う)第4レンズ群G4」の間に配置されたレンズ群、すなわち、「第2レンズ群G2」もしくは「第3レンズ群G3」を光軸に沿って移動させて近距離物体への合焦を行う構成とすることは、当業者であれば容易に着想し得ることといえる。」

(24) 知財高判(2部)平成25年9月3日(平成25年(行ケ)第10034号)「継手装置」(塩月秀平 中村恭 中武由紀)

「刊行物2発明は、前記のとおり、鉄鋼線材、棒材等の圧延に使用されるロールに関するものであって、本願発明や引用発明が継手装置に関するものであるのとは、技術分野を異にしている。また、刊行物2発明の超硬リング2は筒状形状といえるとしても、刊行物2発明の超硬リング2とロール本体1(鋳ぐるみ金属30)との配置構造は、本願発明や引用発明の第1の継手部材(筒状部20)と第2の継手部材(本体1)との配置構造とは異なり、超硬リング2はロール本体に完全に埋め込まれているため、ロール本体1から超硬リング2が抜けることのない構造であり、引張、圧縮力が作用した場合に本体に係止可能な抜け止めのために、本体と筒状部の一体化を求める引用発明とは解決課題を異にしている。

そうすると、引用発明と刊行物2発明が、複数の部品を鋳ぐるみ鋳造によって一体的に形成する複合部品に関する技術という点で共通するとしても、引用発明に刊行物2発明を適用することが、当業者にとって容易に着想し得るとはいえない。…引用発明と刊行物2発明は、技術分野が異なるだけでなく、その解決課題も隔たっており、刊行物2の記載事項から、複数部材間に相対的に作用する捻り力に抗して、2つの部材を回転方向に一体化するという技術課題において共通していると認識するのは当業者にとって容易ではなく、引用発明に刊行物2を適用する動機付けを見いだすことは困難であり、容易に発明をすることができたものということとはできない。」

(25) 知財高判(3部)平成25年9月30日(平成24年(行ケ)第10361号)「制電性多機能カーペット」(設樂隆一 田中正哉 神谷厚毅)

「引用発明1に係るタフテッドカーペットと引用発明2に係るパイル織物は、いずれも、パイル糸を用いて形成された繊維製品である点で共通し、また、硫化銅を付与して形成した導電性繊維をパイル糸に用いることにより制電性を得させた点においても共通する。

そうすると、制電性タフテッドカーペットに関する引用発明1において、制電性を得させるためにパイル糸に含ませる導電性繊維として、アクリル繊維に硫化銅を導入して形成したものに代えて、引用発明2のアクリル繊維あるいはナイロン繊維の表面に硫化銅の一種であるダイジェナイトを被膜して形成したものを採用することは、当業者が容易に想到し得るものといえることができる。」

(26) 知財高判(3部)平成25年10月30日(平成25年(行ケ)第10069号)「手羽中の骨とりハサミ」(設樂隆一 田中正哉 神谷厚毅)

「引用発明1と引用発明2…は、食品に対する具体的な作用は異なるものの、食品を加工するという点で同じ目的を有しており、これと同旨の審決の認定に誤りはない。そして、引用発明1の調理用鋏の殻割部は、木の実等の殻を割るに当たって対象物を挟持する状態となるのに対し、引用発明2の開口部も、…開口部で対象物を挟持するものであるから、両発明は、開口部にて対象物を挟持する構造を有する点で、構造や作用効果が共通するといえる。

…引用発明から出願に係る発明に至る動機付けとなる技術分野の関連性とは、当業者が技術手段の適用を試みると合理的に認められる程度のものがあれば足りるところ、上記に認定した程度に目的や機能、作用効果が共通すれば、当業者が技術手段の適用を試みると合理的に認められる程度の技術分野の関連性を肯定するに十分であるから、原告の指摘するところを採用することはできない。…引用発明1と引用発明2とは、同じ場所で使用され、同じ目的を有することから、関連した技術分野に属するとして審決の認定に誤りはなく、取消事由3に係る原告の主張は理由がない。

…引用発明1と引用発明2とが目的や機能、作用効果において共通し、関連する技術分野に属することは、前記3のとおりである。

(27) 知財高判(2部)平成25年10月31日(平成25年(行ケ)第10078号)「マチ付きプラスチック袋」(清水節 池下朗 新谷貴昭)

「引用発明1及び引用発明2は、いずれもプラスチック製バッグ(袋)であるので技術分野が一致し、かつ、ヒートシール部の強度が弱い部分を破れにくく

するという共通の課題を有するものと認められる。また、引用発明1のシール領域26は、接合点24の応力を軽減する作用効果を奏するものであるところ、引用発明2の補強テープ2も、その作用効果の1つとして、補強テープ2によってヒートシール部に働く力を分散し、ヒートシール部の破袋を起きにくくするといった作用効果を奏するものである（明細書5頁18行～6頁1行参照）。そうすると、引用発明1のシール領域26と、引用発明2の補強テープ2は、共に、ヒートシールの弱い部分に働く応力を分散して軽減する点において、共通の作用効果を奏するものといえる。

加えて、所定の技術的課題に関し複数の解決手段が知られている場合、ある解決手段を別の解決手段に置換すること、あるいは、ある解決手段に別の解決手段を併用することは、当業者の通常の創作能力の発揮として、普通に行われていることである。そうすると、引用文献1と引用文献2の記載事項とを同時に知り得た当業者であれば、引用発明1の解決手段である「接合点24とは分離した位置に設けるシール領域26に代えて」、又は、この「シール領域26に加えて」、引用発明2の解決手段である「強度が弱い部分となる、ヒートシール部となる部分の全体を覆う補強テープを袋本体の外側面に全面接着した後、該補強テープの上からヒートシールする手段」を採用し、「接合点24」となる部分を含めて「補強テープ2で補強しておくという手段」を講じることは、容易に推考し得たことである。」

(28) 知財高判(4部)平成25年11月21日(平成25年(行ケ)第10033号)「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」(富田善範 大鷹一郎 田中芳樹)

「…甲12ないし14及び51ないし54に記載されるような、部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて、ピンと長孔又は長溝に係合させることにより、部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が周知・慣用技術であったとしても、上記各書証に開示された技術は、盗難防止用連結具という技術分野に関する引用発明1とは技術分野及び技術的課題が異なるものである上、発明が解決しようとする課題、発明の目的、課題を解決するための手段、基本構成及び使用態様等が、いずれも引用発明1とは異なるものであって、引用発明1に当該技術を適用して、固定心棒200とロック心棒240とを分離不能に保持する構成を採用する動機付けがないというべきである。したがって、甲12ないし14及び51ないし54に開示された技術を引用発明1に適用することが当業者にとって容易であったということはできない。…

…甲12ないし14及び51ないし54に記載されるような、部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて、ピンと長孔または長溝に係合させるこ

とにより、部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が周知・慣用技術であったとしても、上記各書証に開示された技術は、盗難防止用連結具という技術分野に関する引用発明 2 とは技術分野及び技術的課題が異なるものである上、発明が解決しようとする課題、発明の目的、課題を解決するための手段、基本構成及び使用態様等が、いずれも引用発明 2 とは異なるものであって、引用発明 2 に当該技術を適用して、挿入プレート 1 とサドル 3 とを分離不能に保持する構成を採用する動機付けがないというべきである。したがって、甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に開示された技術を引用発明 2 に適用することが当業者にとって容易であったということはできない。…」

(29) 知財高判(4部)平成25年11月21日(平成25年(行ケ)第10053号)「関節補綴具及びその補綴部材のためのネジ用工具の使用」(富田善範 大鷹一郎 齋藤巖)

「ア 前記(1)及び(2)によれば、[1]引用例1の人工関節と引用例2の人工器官20とは、骨の関節の置換に利用される関節補綴具である点で技術分野が共通すること、[2]引用例1の人工関節の構成部材である中手骨体11及び指骨体13と引用例2の人工器官20の構成部材である軸部21とは、それぞれ一方の端部から骨にねじ込まれる点において機能面で共通し、また、他方の端部には、他の構成部材を装着する「穴」(中手骨体11及び指骨体13にあっては、ヒンジ体19の伸長部分33及びヒンジシステム17の伸長部分23を装着する収容室35及び38、軸部21にあっては、肘部22のオス状部29を装着するメス状凹み28)が設けられている点において機能面で共通することが認められる。

そして、引用例1には、中手骨体11及び指骨体13を骨にねじ込むための具体的な手段を直接述べた記述はないが、中手骨体11及び指骨体13についても、骨にねじ込むためにねじ回しなどのツール(ネジ用工具)を用いることを示唆する記載がある。

そうすると、引用例1及び2に接した当業者においては、引用例1の人工関節の中手骨体11及び指骨体13を骨にねじ込むための手段として、技術分野、機能及び構造が共通する引用例2の人工器官におけるアレンキーが装着される六角状部(内部穴)の構成を適用することの動機付けが存在し、これを適用して中手骨体11の収容室35及び指骨体13の収容室38のそれぞれの底部に、ネジ用工具を挿入可能となるように設計された内部穴(相違点1に係る本願補正発明の構成)を設けることを容易に想到することができたものと認められる。」

(30) 知財高判(2部)平成26年3月26日(平成25年(行ケ)第10

246号)「決済システム」(清水節 池下朗 新谷貴昭)

「引用発明の「ユーザID」と引用例2の「携帯固有番号」は、ともに、ユーザに対応する電子マネーの残高を管理している点で目的や機能は共通しており、その技術分野も同じであるといえるから、引用発明において、電子マネーの残高をユーザIDで管理する代わりに、引用例2のように、携帯固有番号で管理するように構成することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。」

(31) 知財高判(2部)平成26年4月23日(平成25年(行ケ)第10235号)「気体燃料用インジェクタ」(清水節 中村恭 中武由紀)

「…引用発明1における「当たり面21がフッ素ゴムにより形成されたインジェクタ弁体2」も、その構造上、フッ素ゴム製弁体が弁座と粘着するおそれがあり、弁座への貼り付きに係る課題を内在しているものと認められる。…引用発明1と引用発明2は、液化石油ガスを燃料とする燃料噴射弁(インジェクタ)という共通の技術分野に属する発明であり、共に、インジェクタ弁体と弁座のインジェクタシートの接離に関する発明であるところ、引用発明1には、前記イのとおり、弁体の当たり面をフッ素ゴムで構成したことにより、弁体と弁座との貼り付きという周知の課題が内在するものと認められ、引用例2には、前記ウのとおり、ゴム材による弁体をフッ素樹脂コーティングすることにより弁座部との貼り付きを防止するとの解決が開示されていることから、引用発明1に引用発明2を適用する動機付けが認められる。」

よって、上記相違点1に係る補正発明の発明特定事項は、引用発明1に引用発明2を適用することにより、当業者が容易に想到し得たものと認められる。」

「引用発明1と引用発明2は、液化石油ガスを燃料とする燃料噴射弁(インジェクタ)という共通の技術分野に属する発明であり、共に、インジェクタ弁体と弁座のインジェクタシートの接離に関する発明である。」

したがって、両者を結びつける動機付けがあり、また、上記周知技術も勘案すると、上記相違点2に係る補正発明の発明特定事項は、引用発明1に引用発明2を適用することにより、当業者が容易に想到し得たものである。」

(32) 知財高判(3部)平成26年4月24日(平成25年(行ケ)第10249号)「ウェブ上の情報源およびサービスにアクセスする方法および装置」(設楽隆一 西理香 神谷厚毅)

「原告は、審査及び審判時に、意見書及び審判請求書において、本願発明と引用文献に記載された発明とでは、発明の課題も、解決手段も、全く異なっていることを主張したが、審査官も審判合議体もこれを無視して拒絶査定及び審決を行っているので、審決は、「課題及び解決手段が相違していること」について

の判断を遺漏しており、手続に違法がある旨主張する。

しかし、容易想到性の判断は、本願発明と引用発明の課題及び解決手段の共通性の有無のみではなく、技術分野の関連性や作用・機能の共通性など、種々の要素を考慮して行うことが可能なものであり、審決においてもそれらの要素の全てに言及することが求められるものではない。審決が原告の主張に対して応答していなかったからといって、当該主張に係る事項が審決の結論に影響を及ぼすものではないのであれば、審決が直ちに違法となることはない。」

(33) 知財高判(3部)平成26年8月28日(平成25年(行ケ)第10290号)「微小球状金属粒子の製造方法」(石井忠雄 西理香 田中正哉)

「引用発明と引用例2に記載の事項とは、いずれも、遠心噴霧法により金属粒子を生産する点で共通するものであり、また、金属粒子の粒度を調整するという課題が存在する点でも共通するものである。

そうすると、引用発明において、金属粒子の粒度を調整するために、引用例2に記載の環状ノズル(本願発明における「ガス供給管」に相当する。)を回転ディスク周辺に接近して配置するとともに、ガス供給源から環状ノズルに供給されたガスを環状ノズルからチャンバー内に噴射して、遠心力の作用により飛散させた液滴と衝突させることにより、液滴をさらに微粉化(微粉碎)することは、当業者が容易に想到するところであり、動機付けはあるといえる。」

(34) 知財高判(3部)平成26年8月28日(平成25年(行ケ)第10314号)「化粧品用容器」(石井忠雄 田中正哉 神谷厚毅)

「物品や器具について、構造の簡略化や部品点数の削減を図ることは、普遍的かつ一般的な技術課題であり、このことは、化粧品容器の技術分野においても同様である。

そして、引用発明に係る容器と刊行物2及び3に記載された容器は、いずれも、容器内にネット容器ないしは中蓋という仕切り手段を設け、この仕切り手段に設けた網目や小孔、切れ込みなどの開口を介して、容器内の化粧料を塗布具に付着させるという点で構造が類似し、その作用や機能が共通する。

そうすると、引用発明の容器本体と内容器からなる複合容器体について、構造の簡略化や部品点数の削減のために、上記イの刊行物2及び3の記載にみられる周知の技術事項を適用し、中皿を用いることなく化粧料を直接充填する単一の構成部品からなる容器本体とすること、すなわち、相違点1に係る本件訂正発明の構成とすることは、当業者において容易に想到し得ることであるといえることができ、これと同旨の審決の判断に誤りはない。」

(35) 知財高判(1部)平成26年9月11日(平成25年(行ケ)第10318号)「ルミネセンス変換層を備えた発光ダイオード光源を製造するための方法」(設樂隆一 大寄麻代 大須賀滋)

「刊行物2の技術は、引用発明と同じ、発光素子の周りを波長変換用の蛍光物質を含有する樹脂材料によって被膜するという白色光の発光ダイオード光源の製造方法に関するものであり、引用発明と同じく、透明樹脂の塗布工程の次に存する、ルミネセンス変換材料(透明樹脂)の厚みを研磨により調整するという工程に関するものであるから、引用発明と全く同一の技術分野ないし対象物に関するものである。また、刊行物2の技術は、樹脂層の研磨調整により、所望の色度に調節できるという機能を有するものであるところ、引用発明も、光電子部品というものの性質上、発せられる光を任意の色調とすることが前提として必要とされている(刊行物1の【0022】)。

そうすると、刊行物2の記載に接した当業者であれば、引用発明における光の放射面側に塗布された透明樹脂を研磨して接続電極を露出させる工程である「研磨工程」が、接続電極を露出させることに加えて、透明樹脂の層の厚さを調整して、所望の色度を得る手段にもなり得ることを理解するといえ、同一の技術分野及び製造工程を有する引用発明においても、製造する光電子部品を任意の色調とするために、「研磨工程」を行う際の研磨量を調整して色度の調整を行うことは、当業者であれば容易になし得ることであるといえる。」

(36) 知財高判(1部)平成26年9月11日(平成26年(行ケ)第10002号)「マッサージ機」(設樂隆一 大寄麻代 大須賀滋)

「…甲5発明の甲1発明への適用について検討する。

…甲1発明と甲5発明は同じくマッサージ機に関するものではあっても、マッサージの方法が指圧筒の伸縮による特定箇所の指圧であるのか、膨縮機構の膨張による手部及び下腕部全体の空気圧でのマッサージによるのかという相違があり、技術的にみてマッサージの方法を異にするから、甲1発明に甲5発明を適用する動機付けを欠くものである。

したがって、甲1発明に甲5発明を適用することによって、相違点1に係る構成が容易になるとはいえない。」

(37) 知財高判(1部)平成26年10月30日(平成25年(行ケ)第10244号)「ダクティル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備」(設樂隆一 大寄麻代 平田晃史)

「甲1発明と甲2発明は、いずれも、鋳鉄の鋳造設備に関するものであり、保持炉に保持されていた鋳鉄溶湯を取鍋に装入し、その鋳鉄溶湯が装入された取

鍋を、保持炉から次の所定の処理を行う装置まで搬送する工程を有する点で共通するものである。…当業者であれば、取鍋を搬送するにあたっては、取鍋の搬送作業を自動化することによって危険作業を回避するとともに、取鍋搬送を安定化し、さらに時間短縮等、作業の効率化を図る必要があるという甲2発明の課題を認識すると認められる。

そうすると、甲1発明及び甲2発明に接した当業者であれば、甲1発明において、前炉に保持されていた溶鉄が充填された取鍋を、前炉から処理ステーションに搬送するにあたり、取鍋の搬送作業を自動化することにより、危険作業を回避するとともに、取鍋搬送を安定化し、さらに時間短縮等、作業の効率化を図るために、取鍋の搬送手段として甲2発明を適用して、前炉と処理ステーションの間にレールを敷設し、取鍋を載置した台車を走行機構により電動走行させ、台車上に設けたローラコンベアと、処理ステーションに設けたローラコンベアにより、取鍋を、台車から処理ステーションにおける適宜定められた位置へ移送するという相違点に係る構成を容易に想到することができるというべきである。」

(38) 知財高判(2部)平成26年12月24日(平成26年(行ケ)第10071号)「果菜自動選別装置用果菜載せ体と、果菜自動選別装置と、果菜自動選別方法」(清水節 中村恭 中武由紀)

「…甲2発明1は、上記のとおり、キューイ等の果菜を選別する装置における果菜を載置する受け台に関するものであり、また、甲3発明1は、上記のとおり、薄物や不定形品などの小物類を自動的に仕分ける装置における小物類を載置する搬送ユニットに関するものであるから、甲2発明1と甲3発明1とは、物品を選別・搬送する装置における物品載せ体、すなわち「物品選別装置用物品載せ体」に関する技術として共通しているといえる。…さらに、甲2発明1は、前記のとおり、キューイを転動させて受けボックス内に整列させると、受けボックスの下流側内壁面にキューイが当接したり、キューイの相互接触により、キューイの外周面に打ち傷や擦り傷が付いたりすることがあり、キューイの商品価値が損なわれるという問題点を解決するために、コンベアの搬送面上に形成した受け部に果菜物を個々に載置し、果菜物を所定間隔に離間した姿勢に保持して搬送することで、搬送中における果菜物の接触及び衝突を防止することとしたものであるところ、搬送物を選別振り分けする際に、搬送物が壁等の設備に衝突することを防止したり、搬送物同士の相互接触を防止したりするという課題は、ボックス内に整列させる際のみならず、選別・搬送の全過程を通じて内在していることは明らかである。そして、甲2発明1は、振り分けコンベアの受け台が、載置された搬送物を搬送方向側方に送り出す際に、搬送方

向側方に向けて傾動可能な構成であるところ、傾動させて搬送物を搬送方向側方に送り出すには、ある程度の落下による衝撃、あるいは、接触時に衝撃が生じ、搬送物に損傷や破損の生じるおそれがあることは、従来技術の秤量バケツトEを可倒させて、果菜Bを転がして落とす自動選別装置において、傷が付いたり潰れたりするという問題を解決するために、バケツト式の果菜載せ体をベルト式の果菜載せ体に置換したと甲1に記載されるように、その構成自体から明らかな周知の課題である。

一方、甲3発明1は、上記2(3)で認定したように、従来の傾動可能なトレイを備えた方式の場合は、搬送物同士の衝合による損傷や破損の生じるおそれがあり、破損しやすい搬送物の搬送には不向きであるという課題を解決するものである。

そうすると、甲2発明1と甲3発明1は、課題としての共通性もある。

以上を総合すると、甲2発明1の振分けコンベアの搬送方向側方に向けて傾動可能な構成において生じる搬送物の損傷、破損という技術課題を解決するために、甲3発明1を適用して、相違点F'の構成に至る動機付けが存在するといえる。」

B 動機づけの観点としての「技術分野の関連性」

(1) 知財高判(1部)平成18年6月29日(平成17年(行ケ)第10490号)判タ1229号306頁「紙葉類識別装置の光学検出部」(篠原勝美 戸充 柴田義明)

「紙葉類の積層状態検知装置及び紙葉類識別装置は、近接した技術分野であるとしても、その差異を無視し得るようなものではなく、構成において、紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易であるというためには、それなりの動機付けを必要とするものであって、単なる設計変更であるということで済ませられるものではない。」

(2) 知財高判(4部)平成18年10月11日(平成17年(行ケ)第10717号)「有機発光素子用のカプセル封入剤としてのシロキサンおよびシロキサン誘導体」(塚原朋一 石原直樹 高野輝久)

「…引用発明1aのオーバーコート層は、光散乱部の凹凸面上に直接有機発光素子を形成した場合における、光散乱部の凹凸の影響による発光面の多数のダークスポットの発生やショートパスによる断線などを避けるため、光散乱部の凹凸面を実質的に平坦化する目的で形成するものであることが認められる。…引用発明3のシロキサンは、有機発光素子の外表面にシールド層を形成する際

の影響から有機発光素子を保護すること等を目的とする保護膜として設けられるものであり、保護層形成過程での発光層や対向電極の特性劣化をできるだけ抑止するために、CVD法により真空環境下で形成されることが特に好ましいことが認められる。…

…引用発明 1 b のオーバーコート層は、光散乱部の凹凸面を実質的に平坦化し得るものでなければならないが、引用発明 3 のシロキサンが、その形成方法や膜厚を含めて平坦化に適した特質を有することを認めるに足りる証拠はなく、却って、上記刊行物 3 の記載や特開平 1-307247 号公報の記載に照らすと、平坦化には適さないことが窺われる。そうすると、たとえ、引用発明 1 b も引用発明 3 も発光部分（引用発明 1 b の有機 EL 素子、引用発明 3 の積層構造体）が被覆層（引用発明 1 b のオーバーコート層、引用発明 3 のシロキサン）に覆われているものであり、また、引用発明 1 b と引用発明 3 とは、有機発光素子という同一技術分野に属しているとしても、それだけでは、引用発明 1 b のオーバーコート層に換えて引用発明 3 のシロキサンを用いることが、当業者にとって容易になし得たと論理付けることはできない。」

（3）知財高判（2部）平成19年2月13日（平成18年（行ケ）第10210、10212号）「粒子、X線およびガンマ線量子のビーム制御装置」（中野哲弘 岡本岳 上田卓哉）

「確かに、審決の「甲第1号証及び甲第3号証記載の発明は、いずれも……量子のビームを制御する装置という点で同一技術分野に属する」（19頁下第2段落）との認定自体には誤りは認められない。しかし、甲第3号証記載発明は「パイプ」相互の隙間の充填についてのものであるところ、ここにいう「パイプ」は本件発明3の「毛管束」と必ずしも構造等が同一ではない上、甲第3号証のパイプ同士の間隙を充填することと本件発明3において毛管束同士の間隙を充填することとの技術的意義の異同についても検討されていない。さらに、甲第1号証記載発明に甲第3号証記載の事項をどのように適用すれば本件発明3の構成に至るのかも、定かではない。

そうすると、審決が説示するような意味で両者が同一技術分野に属するとしても、それだけでは、甲第1号証記載発明に甲第3号証記載発明を適用して本件発明3の構成を得ることが容易であるとはいえない。したがって、審決は、理由付けが不十分であるといわざると得ず、原告の上記主張は、この点をいうものとして理由がある。」

（4）知財高判（4部）平成21年10月15日（平成21年（行ケ）第10079号）「メッキ装置のメッキ液噴出ノズル装置」（滝澤孝臣 本多知成 杜

下弘記)

「周知例 2 には、角度を任意に調整できる配管の接続手段としての螺着構造の技術の記載が開示されているということができ、また、このような螺着構造は、配管の接続という技術分野において慣用的な周知技術ということが出来る。…原告は、水道の給排水管という周知例 2 の技術事項をメッキ処理装置である本件発明や引用発明 1 に適用することができないと主張するが、引用発明 1 におけるメッキ液噴出パイプとメッキ液供給パイプとの接続といった配管の接続手段と周知例 2 の水道の給水管の接続手段とは、どちらも液体がその中を流動する配管の接続方法として共通の技術分野のものということができ、引用発明 1 に周知例 2 のこの技術事項を適用することに特に阻害要因があるとは認められず、原告の主張を採用することはできない。」

(5) 知財高判(2部)平成22年3月29日(平成21年(行ケ)第10142号)「粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置」(中野哲弘 森義之 澁谷勝海)

「これに対し原告は、甲3発明と甲2装置発明の技術分野の同一性、技術内容の密接性、甲3発明と甲2装置発明が後者は前者を従来技術とするものであり、両者の目的も機能も同じであるから、甲3発明のレベル計の位置を甲2装置発明のレベル計の位置に置換することに困難性がないと主張する。

しかし、たとえ技術分野や技術内容に同一性や密接な関連性や目的・機能の類似性があったとしても、そこで組み合わせることが可能な技術は無数にあり得るのであって、それらの組合せのすべてが容易想到といえるものでないことはいうまでもない。その意味で、上記のような一定の関連性等がある技術の組合せが当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)において容易想到というためには、これらを結び付ける事情、例えば共通の課題の存在やこれに基づく動機付けが必要なのであって、本件においてこれが存しないことは前記エのとおりである。」

(6) 知財高判(2部)平成23年3月8日(平成22年(行ケ)第10273号)判タ1375号195頁「赤外線透過性に優れた表示を印刷してなる包装用アルミニウム箔」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「そもそも、「塗料」又は「インク」に関する公知技術は、世上数限りなく存在するのであり、その中から特定の技術思想を発明として選択し、他の発明と組み合わせることで進歩性を否定するには、その組合せについての示唆ないし動機付けが明らかとされなければならないところ、審決では、当業者が、引用発明 1 に対してどのような技術的観点から被覆顔料を使用する引用発明 2 の構成が適用

できるのか、その動機付けが示されていない……。」

(7) 知財高判(2部)平成24年4月9日(平成23年(行ケ)第10265号)判タ1393号303頁「移動体の操作傾向解析方法, 運行管理システム及びその構成装置, 記録媒体」(塩月秀平 古谷健二郎 田邊実)

「…また, 甲第1号証発明1と甲第2号証に記載された発明は, いずれも車両の挙動等に係るデータを収集・記録するデータ収集装置に関するものであって, 技術分野が共通である。

しかしながら, 甲第2号証に記載された発明は, 道路の状況に左右されないで, 運転者の運転状況を把握するのに有効な, 車両の運航(運行)データを収集できる装置の提供を技術的課題とするにとどまり(甲2の段落【0006】), 運転者の交通事故に繋がり得る操作(運転)傾向一般を把握することを技術的課題とするものではない。また, 甲第1号証発明1は従来のタコグラフでは記録(記載)されない車両の運航状態のデータを収集・記録し, 交通事故発生時には事故状況を再現するための高頻度(短い周期)での車両の運航状態のデータを収集・記録することを技術的課題とし(甲1の段落【0005】), 前記のとおり, 高頻度の車両の運航状態のデータを運転者の交通事故に繋がり得る操作(運転)の傾向を把握するために利用することは甲第1号証中に記載されておらず, また甲第1号証にかかる目的での利用を示唆する記載も見当たらない。

そうすると, 本件優先日当時, 技術分野が共通であっても, 解決すべき技術的課題の相違にかんがみれば, 当業者において甲第1号証発明1に甲第2号証に記載された発明を適用することは困難であるというべきである。」

(8) 知財高判(2部)平成26年3月26日(平成25年(行ケ)第10252号)「洗濯物の型崩れ防止用洗濯補助具」(清水節 中村恭 中武由紀)

「一般に, 関連する技術分野の技術手段の適用を試みることは, 当業者の通常の創作能力の発揮であり, 特に関連する技術分野に置換可能又は付加可能な技術手段があるときは, その技術手段の転用を当業者であれば容易に着想できるといえる。

しかるに, 上記(1)ウ～オの記載のとおり, 引用発明2～引用発明4は, 洗濯物の型崩れやしわを防止する洗濯補助具に関する発明であって, 引用発明と明らかに関連するものである。そこで, [1]引用例2に内挿材を内挿した被洗濯衣類を覆って収容する洗濯ネットが, 引用例3に支持体にブラジャーのカップの部分を装着しその上からかぶせて締め付ける伸縮性のネットが記載されているなど, 洗濯物をネットに収容して洗濯することはごく普通に行われていることであり, また, 洗濯中に洗濯物を洗濯補助具に安定的に固定しておく必

要があることも直ちに理解できることであるから、引用発明の平板状のネットに代えて、洗濯物が装着された洗濯補助具全体を覆う伸縮性のネットを用いることは、当業者が容易になし得ることであり、〔2〕この際、ネットが洗濯補助具全体を覆う以上、収容される洗濯補助具の形状に合わせて引用発明のネットを円筒状に形成することは、当業者にとって当然の事項であり、〔3〕また、引用発明において円筒状のネットを用いた場合には、開口部には開閉できるような何らかの手段を設ける必要があることも当然の事項であり、その手段を引用例4にもあるような口紐とすることは、当業者が適宜なすことにすぎない。

以上から、引用発明において、引用発明のネットに代えて引用発明2及び引用発明3のネットを採用し、上記相違点2の本願発明のネットとすることは、当業者が容易になし得たものである。」

(9) 知財高裁(3部)平成26年4月24日(平成25年(行ケ)第10259号)「帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅)

「ウ 容易想到性の判断について

本件特許発明1は、帯電微粒子水を食品収納庫内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とエチレンガスを反応させ、二酸化炭素と水に分解するエチレンガスの除去方法であるのに対し、甲1発明1は、帯電微粒子水を室内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とアセトアルデヒドを反応させて消臭するものではあるが、いずれも、活性種を用いて対象物を除去し空気を清浄する点では共通するものである。さらに、…甲2公報ないし甲5公報に記載された技術は、…いずれも活性種を利用し空気等を清浄した点では共通する。そうすると、原出願時の当業者は、本件特許発明1、甲1発明1及び…認定した各技術につき「活性種を利用した空気清浄技術」という共通の技術分野に属するものと認識するものと認められる。…

そして、…において認定したところに照らすと、「活性種を利用した空気清浄技術」という技術分野において、同一の活性種の発生方法(発生装置)を、空気清浄機や食品収納庫やエアコンや加湿器等の異なる機器の間で転用したり、脱臭や除菌やエチレンガスの分解等の異なる目的の用途に利用することは、原出願時において、当業者において通常に行われていた技術常識であると認められる。

さらに、…において認定したところに照らすと、一般に、植物の成長促進成分として野菜や果実からエチレンガス及びアセトアルデヒドが出ることが知られており、このエチレンガス及びアセトアルデヒドを活性種により分解することは、原出願時において周知の技術であるものと認められる。

加えて、…食品収納庫内のエチレンガスを除去することが求められており、そのために活性種を用いる技術が存在したことが認められる。

また、…において認定したところに照らすと、甲 1 発明 1 並びに甲 2 公報及び甲 3 公報に記載された技術は、いずれも、活性種が水と結合している状態のものを利用して空気等を清浄する点で共通するものと認められる。

以上によれば、甲 1 発明 1 において、帯電微粒子水に含まれる活性種につき、アセトアルデヒドと反応させて消臭することに代えて、エチレンガスの除去に用いること、その際、帯電微粒子水を室内の空气中に浮遊させ、アセトアルデヒドを消臭することに代えて、帯電微粒子水を食品収納庫内の空气中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とエチレンガスを反応させ、二酸化炭素と水に分解することは、原出願時の当業者において容易に想到することができたものと認められる。

よって、甲 1 発明 1 に甲 2 公報ないし甲 5 公報記載の技術並びに技術常識及び周知技術を適用して、本件特許発明 1 との相違点に係る構成とすることは、原出願時の当業者において、容易に想到することができたものと認められる。

(10) 知財高判(1部)平成26年8月7日(平成25年(行ケ)第10240号)「半導体装置の製造方法」(設樂隆一 大須賀滋 小田真治)

「このように、プリント基板を用いたリードレス実装方式の樹脂封止された半導体装置に関する引用例 1 記載の発明の解決課題からは、甲 4 文献の記載事項を適用することについての何らの示唆も動機も得ることができず、他に引用例 1 に甲 4 文献の記載事項を適用すべきことが記載又は示唆されているとも認められない。

また、引用例 1 記載の発明は、樹脂封止型の半導体装置の製造方法に関するものである。他方、甲 4 文献の記載事項は、樹脂モールド型の半導体装置の製造に用いるリードフレームの製造方法に関するものである。そうすると、両者が半導体装置の製造方法としては共通するとしても、リードレス表面実装型半導体装置の製造方法である引用例 1 に接した当業者が、引用例 1 における課題を解決するためにリードフレームを用いた樹脂封止型の半導体装置の製造方法に関する甲 4 文献の記載事項を適用することが容易であるとも認められない。

C (参考)「技術分野の関連性」の捉え方について

(1) 知財高判(4部)平成20年7月23日(平成19年(行ケ)第10429号)「翻訳発注管理方法、管理装置、管理プログラムおよび記録媒体」(田中信義 石原直樹 杜下弘記)

「原告は、被告が周知技術として援用した発明はいずれも本願発明とは技術分野を異にするから、これらを相違点1の構成を容易に想到する根拠とすることはできないと主張するところ、確かに各周知例が対象とする情報分野は本願発明の翻訳発注に関する分野とは異なるが、ここで問題とすべき技術分野はコンピュータを利用した情報検索技術の分野であり、この技術が処理の対象とする情報分野ではない。原告の上記主張は、検索対象である情報分野の相違を指摘するに過ぎないから、コンピュータによる情報検索の技術分野の相違を指摘したものはいえず失当であるといわざるを得ない。」

(2) 知財高判(4部)平成21年2月26日(平成20年(行ケ)第10201号)「誘導電力分配システムおよび車両」(田中信義 杜下弘記 石原直樹)

「引用発明は、給電線に誘導結合された複数の負荷への配電システム、特に分散負荷の調整器に関する技術分野に属する発明であり、引用発明の適用対象として、「発明の背景」欄には、航空機キャビンの給電システムに関する記載があるが、「発明の技術分野」欄の記載や、後述の特許請求の範囲の記載などに照らすと、当該技術分野の発明に係る代表的な実施例として航空機キャビンの給電システムが取上げられたものであり、引用発明の適用対象が上記航空機の分野に限定されるものでないことは明らかである。」

(3) 知財高判(2部)平成22年3月24日(平成21年(行ケ)第10185号)「メロディのデータの提供方法」(中野哲弘 森義之 澁谷勝海)

「ア 引用発明1と引用発明2の組合せ

引用発明1と引用発明2は、ともに、〔1〕無線受信機という同一の技術分野に属し、〔2〕新たな着信時の報知音として使用されるメロディのデータを取得することを目的としている点で、発明の課題が共通し、〔3〕着信時の報知音として使用するメロディのデータを取得して記憶部に格納する点で、機能・作用も共通しているから、引用発明1と引用発明2を組み合わせることができるというべきである。

原告は、引用発明2の目的は、無線受信機の外部からメロディのデータを供給して再プログラムして置き換える点にあり、ユーザーが選択呼出受信機で自ら好みのメロディを作曲するという引用発明1の目的とは反すると主張するが、引用発明1と引用発明2には、原告が主張するような違いがあるとしても、そのことをもって、引用発明1に引用発明2を結びつけることに阻害要因がある

ということはず、引用発明 1 と引用発明 2 には、上記のとおり共通点があるから、それらを組み合わせることができるというべきである。」

(4) 知財高判(4部)平成22年7月21日(平成22年(行ケ)第10086号)判時2096号128頁、判タ1343号188頁「展示物支持具」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「引用発明 1 と引用発明 2 とは、[1] とともに、展示物支持具という同一の技術分野に属し、展示物支持具を安価に提供するものであること、[2] 引用発明 1 の「中央板 1」の厚さや材質は定かではないが、折線を介して折り曲げられるものであり、引用例 1 の図面によれば、写真、絵葉書き等の「画板 3 7」と共に反り返る可能性が十分に窺えるもので、引用発明 1 にも引用発明 2 と同様の課題が内在すると解されること、[3] 引用発明 1 において「内方折込外側板 8」、 「内方折込右側板 1 0」、 「内方折込外側板 1 7」、 「内方折込内側板 2 2」及び 「内方折込中央片 3 2」の一部を接合しても、「画板 3 7」の収納に支障はなく、技術的に阻害する要因は認められないことを総合的に判断すると、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けがあるということが出来る。

したがって、引用発明 1 に引用発明 2 を適用し、相違点 1 に係る本願発明の構成にすることは、当業者が容易に想到できたものである。」

(5) 知財高判(4部)平成22年11月17日(平成21年(行ケ)第10253号)「ハードゼラチンカプセル及びハードゼラチンカプセルの製造方法」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)

「引用例 9 には、「グリセリン等の可塑剤をゼラチンに配合して得られるハードゼラチンカプセルであって、吸水性又は吸湿性物質を充填するための非フォーム状ハードゼラチンカプセル」(引用発明 9) が開示されており、…引用発明 9 は、ゼラチンカプセルを低湿度下に保存した場合、カプセルが破壊されやすくなるという課題を有するものであり、また、引用例 2 は、前記のとおり、ゼラチンカプセルの技術分野に属する文献ということも出来るから、引用発明 9 と同じ技術分野に属するものといって差し支えない。

(6) 知財高判(4部)平成23年3月3日(平成22年(行ケ)第10146号)「歯間クリーナの製造方法」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)

「原告は、本件審決が、周知技術 4 ないし 6 を挙げて、硬・軟両樹脂からなる物品をインサートにより製造することは、従来から普通に行われていることであるとしたことについて、いずれも射出成形が容易な比較的大きな製品に関する周知技術 4 ないし 6 を、引用発明の歯間ブラシのように細長く小さな商品に

適用することは、当業者にとって困難であり、また、産業上の利用分野も全く異なるから、引用発明と周知技術 4 ないし 6 との組合せには阻害要因があると主張する。

確かに、ある技術を適用しようとする場合、一般的に、製品が大きなものであるときよりも、小さなものであるときには、その適用において技術的に注意を要することになるだろうが、そうであるからといって、大きな製品に適用することが周知な事項であるものについて、単に小さな製品に適用することをもって、直ちに阻害要因があるといえるものではないところ、本件において、硬・軟両樹脂からなる物品をインサートにより製造する技術それ自体を周知技術が対象とする大きな製品から本願発明が対象とする小さな製品に適用することについて、当業者の技術的な注意を要することを超えた阻害要因があるとする事情は認められない。

確かに、周知技術 4 は自動車用のアシストグリップ、周知技術 5 は制御機器などへの入出力用の押しボタンの製造方法、周知技術 6 は自動車等のエアバッグ用収納パッドに関するものであって、歯間クリーナとは産業上の分野が異なるものであるが、本件においては、周知技術 4 ないし 6 の材料における硬・軟両樹脂からなる物品をインサート製造する技術それ自体が取上げられるべきものであって、この点においては、その材料の製造技術の分野は同一といわなければならない。

したがって、原告の主張は採用することができない。」

(7) 知財高判(2部)平成23年10月4日(平成22年(行ケ)第10298号)判時2139号77頁、判タ1401号239頁「逆転洗濯方法および伝動機」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「刊行物 1 発明の洗濯機の動力伝達機構と、刊行物 2 発明の船舶等の二重反転プロペラの動力伝達機構とは、技術分野が相違し、その設計思想も大きく異なることから、洗濯機の技術分野に関する当業者が、船舶の技術に精通しているとはいえず、洗濯機の動力伝達機構を開発・改良する際に、船舶等の分野における固有の技術である二重反転プロペラに類似の技術を求めることは、困難であるというべきである。」

(8) 知財高判(2部)平成24年1月16日(平成23年(行ケ)第10130号)「気泡シート及びその製造方法」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「引用発明 2 は、粘着剥離を繰り返せる標識や表示として使用される自己粘性エラストマーシート(いわばシール)に関する発明であって、被着体の運搬・施工時の衝撃から被着体を保護するための気泡シートに関する発明である引用

発明 1 A とは技術分野ないし用途が異なるものである。」

(9) 知財高判(3部)平成24年9月27日(平成23年(行ケ)第10261号)「リニアモータ式単軸ロボット」(芝田俊文 岡本岳 武宮英子)

「引用例 1 発明…リニアモータ式短軸ロボットである…原告は、宇宙航行体に関する甲 1 の 1 2 と引用例 1 発明は技術分野が全く異なっていると主張するが、ボルトにより締結した部材間の伝熱の遮断という課題は、宇宙航行体やリニアモータ式単軸ロボットの分野固有のものではなく、熱絶縁技術として共通し、技術分野の差異はないというべきである。」

(10) 知財高判(3部)平成24年11月15日(平成24年(行ケ)第10006号)「スクレーパ濾過システム」(芝田俊文 西理香 知野明)

「「脱水」と「ろ過」とは、固体と液体とからなる被処理物を固体と液体とに分離するという点において技術的に共通するものであるということが出来る。

また、前記2のとおり、汚泥等の脱水処理装置に関する発明である甲2発明の押圧盤は、本件発明1の押圧弁に相当するものであり、本件発明1の押圧弁は、食品原料を被処理物とするための固有の構成や作用・効果を有するものとはいえず、その他、本件発明が、食品原料を被処理物とするための固有の構成や作用・効果を有するものであると認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件発明1のようなろ過システムに係る技術分野の当業者であれば、被処理物が食品原料であるかどうか、被処理物から分離された液体を採集して利用することを目的としているかどうかにかかわらず、脱水処理装置の技術分野における技術の適用を試みるであろうことは容易に想像される。この意味において、本件発明1のようなろ過システムに係る技術分野と、甲2発明の脱水処理装置や甲1発明の濾過式脱水圧搾機に係る技術分野とは、それぞれの当業者が互いに他方の技術の適用を試みるであろう程度の技術分野の関連性が認められるということが出来る。」

(11) 知財高判(2部)平成25年10月24日(平成25年(行ケ)第10003号)「無臭ガス燃料のための臭気化混合物」(清水節 中村恭 中武由紀)

「刊行物 1 発明におけるアクリル酸エステルの重合防止のために、アクリル酸及びアクリル酸エステルのいずれに対しても有効に機能する刊行物 2 記載の重合防止剤を適用することも、ガス付臭剤の技術分野における当業者において容易に想到することといえる。…

原告は、アクリル酸エステルとアクリル酸は付臭成分であるか否かで相違す

るので、付臭成分を扱う当業者がアクリル酸についての技術を調査、検討する動機付けがないと主張する。しかし、前述したように、アクリル酸エステルの重合防止技術とアクリル酸の重合防止技術は共通するので、アクリル酸が付臭成分でないとしても、当業者は、アクリル酸エステルの重合防止技術の調査、検討の際に、アクリル酸の重合防止技術も調査、検討するであろうと認められるから、原告の主張は採用できない。

また、原告は、刊行物 1 は「液化ガス」の技術分野に関するものであるが、刊行物 2 及び甲 1 3～甲 1 6 は「ポリマーまたはその重合」の分野に関するもので、両者は技術分野が相違するから、いわゆる「後知恵（ハインドサイ）」となる旨主張する。

そこで、検討するに、ガス付臭剤の技術分野における重合防止の課題に関し、本願明細書（甲 1， 7）の段落【0009】に記載された従来技術…に…との記載があるところ、これによれば、ガス燃料の臭気剤の技術分野の当業者は、本願の優先権主張日当時において、付臭剤として使用されるアクリル酸エステルは重合し易く、貯蔵時や移送時に重合を防止すべきという課題があり、これを重合防止剤を添加することにより解決することを理解していたものいうことができる。また、貯蔵時や移送時にアクリル酸エステルの重合を防止するという課題は、アクリル酸エステルを重合させることなく使用する技術分野の全てに共通する事項であることから、刊行物 1 発明に含まれるアクリル酸エステルについて、その重合を防止する技術を調査しようとする場合、刊行物 1 発明の技術分野であるガス付臭剤の分野のみを限定的に調査するものではないことは明らかであって、当該技術課題の解決のために、ガス付臭剤に用いられる以外の重合防止剤に関する技術分野を調査することは、むしろ当然のことである。」

（12）知財高判（3部）平成25年10月30日（平成25年（行ケ）第10069号）「手羽中の骨とりハサミ」（設樂隆一 田中正哉 神谷厚毅）

「引用発明から出願に係る発明に至る動機付けとなる技術分野の関連性とは、当業者が技術手段の適用を試みると合理的に認められる程度のものであれば足りるところ、上記に認定した程度に目的や機能、作用効果が共通すれば、当業者が技術手段の適用を試みると合理的に認められる程度の技術分野の関連性を肯定するに十分であるから、原告の指摘するところを採用することはできない。…引用発明 1 と引用発明 2 とは、同じ場所で使用され、同じ目的を有することから、関連した技術分野に属するとした審決の認定に誤りはなく、取消事由 3 に係る原告の主張は理由がない。」

D (参考) 内在的課題、自明(周知)な課題等

(1) 知財高判(2部)平成21年9月15日(平成21年(行ケ)第10003号)「半導体装置の製造方法」(中野哲弘 今井弘晃 真辺朋子)

「引用文献たる甲1文献に記載のない樹脂注入面について、半導体素子の固定面と反対側から樹脂注入することが周知技術であることを示し、引用発明にこの周知技術を組み合わせることに動機付けとなる自明の課題(金属細線の変形や断線、短絡を防止すること)があり、その組み合わせに阻害要因となる格別の技術的困難性もないことから、本件発明1は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたと判断したものであり、その判断に誤りはない。」

(2) 知財高判(4部)平成21年10月6日(平成21年(行ケ)第10040号)「エアシリンダ用ブレーキ装置」(滝澤孝臣 高部真規子 杜下弘記)

「ブレーキ装置においてブレーキ力を発生させるために作用させる力を小さなものとするのは、ブレーキ装置の耐久性等の観点から当業者が当然指向する技術課題というべきものであるから、引用発明2を引用発明1に適用する動機付けの存在は優に認めることができる。」

(3) 知財高判(4部)平成22年7月21日(平成22年(行ケ)第10086号)判時2096号128頁、判タ1343号188頁「展示物支持具」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「引用発明1と引用発明3とは、[1]ともに、展示物支持具という同一の技術分野に属し、展示物支持具を安価に提供するものであること、[2]展示物支持具の体裁のよさといったことは、通常想定される課題であって、引用発明1にも同様の課題が内在すると解されること、[3]引用発明1において成形前にフレームに装飾が施されても、「画板37」の収納に支障はなく、技術的に阻害する要因は認められないことを総合的に判断すると、引用発明1に引用発明3を適用する動機付けがあるということが出来る。

したがって、引用発明1に引用発明3を適用し、相違点2に係る本願発明の構成にすることは、当業者が容易に想到できたものである。」

(4) 知財高判(2部)平成22年12月22日(平成22年(行ケ)第10147号)「バイオセンサおよびそれに用いる電極セット、ならびにバイオセンサを形成するための方法」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「引用発明のバイオセンサは血液中のグルコース等の化学物質を測定する機器

であり（刊行物1の段落【0001】）、刊行物2のセンサーも水溶液中のグルコース等の化学物質を測定する機器であって（1頁右下欄下から2行～2頁左上欄上から4行）、両者は技術分野が共通するところ、化学物質の有無や濃度を検出する分析機器であるバイオセンサにおいて、正確な測定、分析を行うことは当業者にとって自明の事柄であり、正確な測定、分析を行うための機器の実現は当業者にとって当然の技術的課題にすぎない。

そうすると、上記技術的課題を解決するために、刊行物2の「モート」の構成を引用発明に組み合わせる動機付けがあるということが出来る。

（5）知財高判（4部）平成23年1月11日（平成22年（行ケ）第10160号）「ダイシング・ダイボンディングテープ及び半導体チップの製造方法」（滝澤孝臣 本多知成 荒井章光）

「工程数を減らして製造過程を単純化することは、技術者が常に念頭に置くべき周知の課題であるから、引用発明1において、「離型処理工程」を省略しようと試みることは当業者が普通に行うべき課題であるということが出来る。

そして、引用例2の記載事項から粘着力が相対的に弱い部分を抜き出すことに問題がないことは前記説示のとおりであるから、引用発明1の離型処理を施されたポリイミド用工程フィルムについて、その「離型処理」を省略しようと試みる当業者が、引用発明1と同様のダイシング・ダイボンドフィルムに関する引用発明2に係る引用例2に接した場合、前記（1）のとおり粘着剤層（2a）が離型処理を行わなくともピックアップ工程に必要な剥離性を有することに着目するのはごく自然であって、このような引用発明2を引用発明1に適用することは容易に想到することができるものということが出来る。」

（6）知財高判（4部）平成23年1月25日（平成22年（行ケ）第10034号）判時2117号89頁、判タ1391号326頁「ダブルアーム型ロボット」（滝澤孝臣 本多知成 荒井章光）

「本件明細書及び引用例における課題に関する具体的表現が相違するとしても、本件発明及び引用発明は、いずれも産業用ロボットにおいて普遍的な課題というべき省スペース化や可動範囲の拡大を目的とするものである。

また、周知例3においても、同様の課題が明示されており、シングルアーム型ロボットであっても、ダブルアーム型ロボットであっても、かかる課題は共通であるから、本件審決のように、引用発明について、「二組のアームを有する特別な用途」のものと理解し、シングルアーム型ロボットに適用するための「特別な動機」が必要となるものではない。」

(7) 知財高判(4部)平成23年7月7日(平成22年(行ケ)第10240号)「温度依存性電流感知素子を有する回路用熱補償方法及び装置」(滝澤孝臣 井上泰人 荒井章光)

「前記ア及びイに開示された周知技術によると、DC-DCコンバータ等の電源用電子回路において、電流を制御するスイッチング素子の特性には温度依存性があることから、スイッチング素子に流れる電流を精度よく検出するために、電流検出値から温度誤差を除去する必要があることは、周知の課題であったということができる。

(3) 相違点について

ア 電流検出値から温度誤差を除去するために、温度センサーにより検出した周囲温度情報に基づいて温度誤差成分を生成し、温度誤差を含む電流検出値と合成することにより、電流検出値の温度誤差を除去する回路構成は、引用例2に記載されているとおり、本願発明の優先権主張日において、公知であったものである。

引用発明1は、前記(2)の周知技術と同様にスイッチング素子を用いた電源用電子回路に係る技術であるから、引用発明1においても上記周知の課題が存在することは、当業者であれば当然に予測できることである。

したがって、引用発明1において、当該課題を解決するために、引用例2に開示されている上記回路構成を採用することは、当業者が容易に想到し得たものということができる。」

(8) 知財高判(1部)平成23年12月14日(平成23年(行ケ)第10169号)「巻寿司」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「審決は、巻寿司の彩りに変化をつけようとするのが本願出願前に周知の課題であることを根拠に、漬物を芯に含む巻寿司である甲1発明にも上記課題が存在したと判断するものであって、甲1自体に巻寿司の見栄えや色彩についての記載がありその記載から甲1発明に巻寿司の彩りに変化をつけようとする課題が存在すると認定するものではない。そして、巻寿司の彩りに変化をつけようとするのが周知の課題であれば、巻寿司についての発明である甲1発明においても、その彩りに変化をつけようとする課題はあるといえるので、たとえ、甲1に巻寿司の見栄えや色彩についての記載が存在しなくとも、周知の課題を根拠に甲1発明に巻寿司の彩りに変化をつけようとする課題が存在するとした審決の判断に誤りはない。」

(9) 知財高判(2部)平成24年2月27日(平成23年(行ケ)第101

93号)「椅子式マッサージ機」(塩月秀平 真辺朋子 古谷健二郎)

「甲2公報～甲4公報に開示された上記の技術事項に照らすと、椅子の背もたれ等に施療子が設けられ、制御回路がスイッチ操作等の入力に基づいて施療子を移動させる機能を備えたマッサージ機の技術分野において、施療子を移動させる際に突出量が大きいと、使用者の身体に対する危険がある、あるいは、駆動装置に大きな負荷がかかるなどといった問題の存在は、当業者にとって広く知られた周知の課題であったと認められ、そのような課題を解決するために、施療子の突出量を最小にして、あるいは突出量が小さくなるよう調整して移動させることも、周知の技術事項であったと認められる。

このような課題は、施療子を人体に沿って移動させることにより一般的に生じるものであって、甲2公報～甲4公報に開示されたマッサージ機のように施療子を背もたれ等に設けた場合に特有の課題ではない。そして、甲1発明のマッサージ機は、施療子が脚支持台ごと脚部に沿って移動する構成を備えているが、全体としてみると椅子式マッサージ機であって、甲2公報～甲4公報に記載された椅子式マッサージ機とは同一の技術分野に属するものであり、施療子を設けた場所は異なるとしても、施療子が身体に沿って移動するという点においては技術的に共通するものであるから、当業者が、脚部用の移動する施療子を設けた甲1発明に接した場合に、施療子の移動に関する上記の一般的な課題を認識し、これを解決するために周知の技術事項を甲1発明に適用して、スイッチ操作等の入力に応じて制御回路が(脚支持台ごと)施療子を移動させる際に、突出量を最小とする、すなわち非突出状態とすることや、突出量を適宜小さく調整することは、甲1公報自体に示唆等がなくとも、適宜なし得ることというべきである。」

(10) 知財高判(2部)平成24年5月7日(平成23年(行ケ)第10218号)「経孔の後腰部生体間融合処置のための脊椎間インプラント」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)

「引用発明にあっても同種骨の単一部材が手に入りにくいという問題は当然内在するから、引用文献2を知り得た当業者にとって、引用発明に対して引用文献2に記載された事項を適用することは格別困難ではなく、引用文献1には移植部材を複数の部材から構成することを排除する特段の記載もない。

(11) 知財高判(3部)平成24年7月19日(平成23年(行ケ)第10394号)「グラビア塗布装置およびグラビア塗布方法」(芝田俊文 西理香 知野明)

「作業ドクタの撓み量を把握するという目的は、グラビア塗布装置における普

遍的な目的であるから、引用発明 1 においても自明の目的であるといえる。そうすると、引用発明 1 と引用発明 2 とは、その目的を共通にするものであるから、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けは存在するといえる。」

(12) 知財高判(2部)平成24年10月10日(平成24年(行ケ)第10023号)「マンホール蓋枠取替え工法」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)

「引用発明は、マンホール蓋枠取替え工法であり、上記〔1〕〔2〕の工程で、マンホール周囲の舗装を切断し、切断された舗装を受枠とともに一体に取り出せるものであって、切断片の取り出し除去作業を行うものである。

ところで、一般に、この種の工事作業において、作業性の向上を図り、作業を容易にしようとすることは、安全性の確保や工費節減、工期短縮などと同様に、またそれらを達成するために、設計者や工事作業員、工事監督者を含む当業者において、当然に考えることであるから、引用発明のマンホール蓋枠取替え工法において、それぞれの工程の作業を容易にしようとする課題が存在しているということができる。…

…引用例 2 に記載された路面用カッターは、マンホールの蓋の周囲に切り込みを入れることにも使用されるものであるところ、切り取った切断片が疑似扁平お椀形となり、取り出し除去作業が容易となる。

…引用発明において、切断片の取り出し除去作業を行うに際し、作業を容易にするという課題が示唆されているということができる。そして、…引用例 2 に記載されている新規施工部分が沈下や陥没を生じないという効果は、引用発明において、切断部が垂直であることなどによって生じる新規施工部分の沈下や陥没の問題を解消する等の課題を解決するものである。

以上のことを踏まえると、引用発明において、切断片の取り出し除去作業を容易にし、切断部が垂直であることによる問題を解消する等の目的で、カッターとして引用例 2 に記載された回転円弧状又は球面状のカッターを採用する動機付けがあるということができる。」

(13) 知財高判(2部)平成25年3月28日(平成24年(行ケ)第10235号)「回転速度検出装置付転がり軸受ユニット」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「回転数測定装置付き転がり軸受装置において、内輪と外輪とが成す隙間を非強磁性材料の部材で閉塞し、パルス発生器に外部環境から進入する磁性小片が付着してパルス発生器の誤動作(回転数測定用信号の検出の誤り)を引き起こす問題の解決を図ることは、甲第2号証(特開平10-160744号公報)にも記載されているように、本件出願当時に技術的課題として当業者に認識さ

れていたところ、甲第4ないし第6号証（ドイツ連邦共和国特許出願公開DE 4431746号明細書、実願平5—48365号（実開平7—17671号）のCD-ROM、特開平10—73612号公報）にも照らせば、回転数測定装置付き転がり軸受装置において、内輪と外輪とが成す隙間と連続している外輪開口部を、エンコーダないしパルス発生器とセンサの間に介在するように、非磁性体の材料から成るシャーレ皿状のカバーで閉塞し、上記の周知の技術的課題を解決しようとすることは、本件出願当時に当業者に周知の技術的事項にすぎず、当業者がかかる技術的事項を採用することはごく容易なことであったと認められる。

そして、甲1発明と甲第3号証記載の発明とは属する技術分野が共通であるし、内輪と外輪の間の隙間に外部から磁性小片が進入することを防止して、エンコーダないしパルス発生器に磁性小片が付着して誤動作することがないようにする機能であるシール機能を果たす点では、甲1発明のシールリング21も甲第3号証のカバーキャップ6も異なるものではない。

そうすると、当業者であれば、甲1発明に甲第3号証記載の発明を適用し、甲1発明のシールリング21に代えて甲第3号証のカバーキャップ6を採用する動機付けがあり、これにより相違点2を解消することは容易であったということができ、同旨の審決の判断（27頁）に誤りはない。」

（14）知財高判（4部）平成25年11月21日（平成25年（行ケ）第10053号）「関節補綴具及びその補綴部材のためのネジ用工具の使用」（富田善範 大鷹一郎 齋藤巖）

「ア …引用例1には、従来、手の関節の置換用の人工関節においては、耐久性があり、簡単に組み立てられ、骨とインプラントの最適なインタフェースを実現して人間の体内に簡単に入れられるモジュラー方式とし、置換される指関節の運動の特性を再現し、正常な指の動きを再現できるようにすることが必要とされていたが、これらのすべての特徴を人工関節で達成することは極めて困難であるという問題があり、引用例1の人工関節は、これらのすべての特徴を備えた人工関節を提供することを課題とすることが記載されていることが認められる。

そして、人工関節が置換される指関節の運動の特性を再現し、正常な指の動きを再現できるようにするためには、引用例1の人工関節を構成する部材である中手骨体11及び指骨体13を骨の所定の位置に確実に取り付けなければならないことは、引用例1に明示の記載はないが、引用例1の人工関節の自明の課題であるといえる。

イ 証拠（甲6、乙3ないし6）によれば、…骨の補綴の技術分野において、

骨の所定の位置に取り付けられるネジ状部材を正しく位置決めし、より簡単に骨に取り付けるようにするために、ネジ状部材の軸方向にガイドワイヤ（誘導線）用の貫通孔を形成し、このガイドワイヤを当該貫通孔に通して骨に取り付けることは広く知られており、「骨の夫々に取り付けられる誘導線上に、ネジ状部材が装着されるようにするため、ネジ部材に軸方向に伸びる貫通孔を設けること」は、周知の技術であったことが認められる。

ウ 前記ア及びイによれば、引用例 1 に接した当業者においては、骨の所定の位置に確実に、かつ、簡単に取り付けることができる人工関節を提供するという引用例 1 記載の課題を解決するために、引用例 1 の人工関節の中手骨体 1 1 及び指骨体 1 3 に、本願の優先権主張日当時に周知であった「骨の夫々に取り付けられる誘導線上に、ネジ状部材が装着されるようにするため、ネジ部材に軸方向に伸びる貫通孔を設ける」構成を適用する動機付けが存在し、相違点 2 に係る本願補正発明の構成を容易に想到することができたものと認められる。」

(15) 知財高判(3部)平成26年3月25日(平成25年(行ケ)第10278号)「安全エレベータ」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅)

「…エレベータにおいて、指紋検出器といった個人認証装置をエレベータかご内のみに設けることは、本願出願前周知の技術であり(周知技術1)…」

(3) 容易想到性の判断について

上記(1)及び(2)において認定したところに照らすと、エレベータにおいて、指紋検出器といった個人認証装置をエレベータかご内のみに設けることは、本願出願前周知の技術であり、個人認証装置をエレベータかご内に設けるか、乗場に設けるかは当業者において適宜に選択すべき事項であった。しかも、コスト高にならないようにすることは、エレベータの技術分野において一般的な課題であると解され、刊行物1に記載された発明にも内在する課題であるといふべきところ、コスト高にならないよう、上記装置をエレベータかごのみに設けることが一般的であったことも併せ考えると、本願出願当時の当業者において、刊行物1に記載された発明に周知技術1を適用して、相違点1に係る本件発明の発明特定事項とすることは、容易に想到することができたものと認められる。」

「…エレベータにおいて、安全運行のために、かご及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じていなければかごを昇降させることができないようにする安全装置を設けることは、建築基準法施行令にも定められた、本願出願前の周知の技術課題であったと認められる。」

そうすると、刊行物1に記載された発明においても、安全運行のために、かご及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じていなければかごを昇降させることが

できないようにする安全装置を設けることが課題として内在していたものと認められる。…エレベータにおいて、行先階ボタン登録回路とかごのドア及び乗場ドアの開閉を確認する安全回路とを別回路とすることは、本願出願前の周知の技術（周知技術 2）であったと認められる。

（4）容易想到性の判断について

前記（1）ないし（3）において認定したところに照らすと、刊行物 1 に記載された発明において、前記（2）認定の課題を解決するために、刊行物 2 に記載された発明を適用し、そのための具体的手段として周知技術 2 を用いて、相違点 2 に係る本件発明の発明特定事項とすることは、本願出願当時の当業者において容易に想到することができたものと認められる。」

（16）知財高判（2部）平成 26 年 4 月 23 日（平成 25 年（行ケ）第 10235 号）「気体燃料用インジェクタ」（清水節 中村恭 中武由紀）

「燃料系の弁部材として多く用いられるフッ素ゴムは、粘着性を有するものであり、弁部材として使用した場合に接離する弁座（弁体）と粘着するおそれがあるとの課題は、当業者に周知の課題であると認められる。そして、引用発明 1 の構造は、液化石油ガスなどの気体燃料を用いた内燃機関において吸気通路に所定量の燃料ガスを所定の間隔で連続して噴射するインジェクタであることから、弁座と弁体は当接—解除を無数繰り返し、エンジンの停止時には、弁体と弁座が当接した状態になるものである。そして、上記（ア）のとおり、弁部材のうち、弁体の構造が球面状であっても、対向する部材（弁座）との間で、粘着性の課題があることも明らかである。

以上からすると、引用発明 1 における「当たり面 21 がフッ素ゴムにより形成されたインジェクタ弁体 2」も、その構造上、フッ素ゴム製弁体が弁座と粘着するおそれがあり、弁座への貼り付きに係る課題を内在しているものと認められる。…引用発明 1 と引用発明 2 は、液化石油ガスを燃料とする燃料噴射弁（インジェクタ）という共通の技術分野に属する発明であり、共に、インジェクタ弁体と弁座のインジェクタシートの接離に関する発明であるところ、引用発明 1 には、前記イのとおり、弁体の当たり面をフッ素ゴムで構成したことにより、弁体と弁座との貼り付きという周知の課題が内在するものと認められ、引用例 2 には、前記ウのとおり、ゴム材による弁体をフッ素樹脂コーティングすることにより弁座部との貼り付きを防止するとの解決が開示されていることから、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けが認められる。」

(17) 知財高判(1部)平成26年8月7日(平成25年(行ケ)第10319号)「エレベータ装置」(設樂隆一 大須賀滋 小田真治)

「…甲2公報及び甲3公報には、エレベータにおいては、乗りかごの制御機器と機械室の制御機器との間で信号伝送を行う必要があること、そのために必要となる通信ケーブルの本数を減少させるために、無線により信号伝送を行うことが記載されていることが認められる。したがって、審決が、甲2公報及び甲3公報から、エレベータ装置において、信号伝送における通信ケーブル(信号線)の本数を減少させるために、有線方式に代えて、無線方式を採用するとの課題は本件出願前周知の課題であると認定判断したことに誤りはない。…当業者は、引用発明にも前記のような周知の課題が内在することを当然に認識するのであって、かかる課題を解決するために、引用発明について、エレベータ装置における信号伝送の形態を、(かごを急停止させるための)安全回路信号の伝送を有線方式とし、その他の信号の伝送を無線方式を含む方式とし(周知技術1の適用)、信号伝送の信頼性を向上させるために、無線通信を多重通信として(周知技術2の適用)、本願補正発明の構成に至ることは容易である。本願補正発明は、引用発明と周知の課題及び周知技術から容易に想到し得るものであるとした審決の判断に誤りはない。」

(18) 知財高判(3部)平成26年8月28日(平成25年(行ケ)第10290号)「微小球状金属粒子の製造方法」(石井忠雄 西理香 田中正哉)

「引用例1の上記記載及び図1に照らせば、引用発明の装置が、高速回転する回転ディスクの上に熔融金属を供給し、熔融金属に遠心力を作用させて液滴として飛散させ、冷却凝固させる方法、すなわち、周知の遠心噴霧法(乙4~10)により球状金属粒子を生産するものであることは、当業者にとって明らかである。

(イ)また、遠心噴霧法において、生産する金属粒子の粒度を調整することは、周知の課題であることが認められる(乙6の2頁左上欄12~13行、3頁右上欄最下行~左下欄1行、表2、乙7の90頁左欄15~19行、95頁右欄4~7行、乙8の2頁左下欄6~13行)。

(ウ)そうすると、遠心噴霧法により球状金属粒子を生産するものである引用発明においても、金属粒子の粒度を調整するという課題が存在することは、当業者にとって自明のことであるといえる。…引用発明と引用例2に記載の事項とは、いずれも、遠心噴霧法により金属粒子を生産する点で共通するものであり、また、金属粒子の粒度を調整するという課題が存在する点でも共通するものである。

そうすると、引用発明において、金属粒子の粒度を調整するために、引用例

2に記載の環状ノズル（本願発明における「ガス供給管」に相当する。）を回転ディスク周辺に接近して配置するとともに、ガス供給源から環状ノズルに供給されたガスを環状ノズルからチャンバー内に噴射して、遠心力の作用により飛散させた液滴と衝突させることにより、液滴をさらに微粉化（微粉碎）することは、当業者が容易に想到するところであり、動機付けはあるといえる。」

（19）知財高判（3部）平成26年11月4日（平成26年（行ケ）第10046号）「ダイヤグラムリーフレット及びその作成方法」（石井忠雄 西理香 田中正哉）

「引用発明1の運行ダイヤグラムは、折り畳んだ状態で携帯し、内容を参照するときには開いて用いるものであり、開閉が繰り返されるものである。したがって、耐久性が求められることは、当業者にとって明らかであり、引用発明1に内在する自明の課題といえる。」

一方、刊行物2（甲2）には、「開閉頻度が高い場合はヒンジの特性を有するポリプロピレン製の合成紙が好ましい。」（3欄14行ないし16行）との記載があり、これによれば、刊行物2には、合成樹脂より成る紙とすることにより耐久性が向上することが記載されているものと認められる。

そうすると、引用発明1に内在する上記の自明の課題が動機付けとなり、引用発明1に引用発明2を適用して、相違点2に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることであるといえる。」

（20）知財高判（2部）平成26年12月24日（平成26年（行ケ）第10071号）「果菜自動選別装置用果菜載せ体と、果菜自動選別装置と、果菜自動選別方法」（清水節 中村恭 中武由紀）

「甲2発明1は、振り分けコンベアの受け台が、載置された搬送物を搬送方向側方に送り出す際に、搬送方向側方に向けて傾動可能な構成であるところ、傾動させて搬送物を搬送方向側方に送り出すには、ある程度の落下による衝撃、あるいは、接触時に衝撃が生じ、搬送物に損傷や破損の生じるおそれがあることは、従来技術の秤量バケットEを可倒させて、果菜Bを転がして落とす自動選別装置において、傷が付いたり潰れたりするという問題を解決するために、バケット式の果菜載せ体をベルト式の果菜載せ体に置換したと甲1に記載されるように、その構成自体から明らかな周知の課題である。」

E 本願発明と主引用発明との関係について

（1）知財高判（3部）平成21年3月25日（平成20年（行ケ）第103

05号)「ヒートシール装置」(飯村敏明 齊木教朗 嶋末和秀)

「本願発明と引用発明の相違点は、「本願発明は、合成樹脂溜まりを形成し得る溝が、シール帯域の外側に隣接して設けられているのに対し、引用発明ではシール帯域の端部に設けられている」点にある(争わない)。本願発明と引用発明との相違は、合成樹脂溜まりを形成する「溝」の設置場所のみであって、その構成における相違点は、一見すると、極めて僅かであるとの印象を与える。

しかし、上記のとおり、「溝」の設置場所の相違点によって、本願発明においては、シール帯域から流出した合成樹脂で容器内側に波打った熔融樹脂ビードが形成されないようにする解決手段を提供するのに対して、引用発明においては、シール帯域からの合成樹脂の流れ出しを規制してシール帯域の樹脂量を確保する解決手段を提供するものであるという点で、解決課題及び解決手段において、大きな相違があるというべきである。

そこで、引用発明を出発点として、周知例(甲2、甲3)を適用することによって、本願発明が容易に想到することができたか否かを検討する。

引用発明は、シール帯域内に合成樹脂溜まり部を設けて、熱融着に寄与するポリエチレン樹脂の量を確保することにより、「接合強度を維持」するようにしたものであるから、単に、「溝を設けた部分に形成される合成樹脂溜まり部を非溶着の熱シールされない部分とする」ことを開示する周知例(甲2、3)を指摘することによって、その周知の技術を適用して、引用発明とは異なる解決課題と解決手段を示した本願発明の構成に至ることが容易であるということとはできない。引用発明は、接合強度維持を目的とした技術であるのに対し、周知技術は、接合強度維持に寄与することとは関連しない技術であるから、本願発明と互いに課題の異なる引用発明に周知技術を適用することによって「本願発明の構成に達することが容易であった」という立証命題を論理的に証明できたと判断することはできない。

(2) 知財高判(4部)平成21年9月17日(平成20年(行ケ)第10490号)「薄板収納搬送容器用ポリカーボネート樹脂」(滝澤孝臣 高部眞規子 本多知成)

「本件発明1及び引用発明1のいずれも、被収納物である半導体ウェーハ等の薄板の汚染を低減することができるポリカーボネート樹脂から成形された収納容器を提供することを目的とするものであるところ、その解決手段として、ポリカーボネート樹脂中に残存する塩素原子含有量を低く抑えることで、成型後の収納容器に収納される半導体ウェーハ等への揮発成分からの汚染を防止しようとするものであって、その解決課題及び解決手段は同様のものであるということができる。…相違点bに係る本件発明1における「塩素原子含有量が10

p p m」との構成については、塩素原子含有量がポリカーボネート樹脂中に少なければ少ないほどよいとの引用発明 1 と同様の技術思想を、専ら塩素系有機溶媒の残留量に着目して、かつ、上記のとおり臨界的意義が認められない最小値 0 を含む具体的な数値範囲でもって、単に規定したにすぎないものと解される。

したがって、当業者において、相違点 b の本件発明 1 に係る「塩素原子含有量が 1 0 p p m 以下」との構成を想到することは、引用発明 1 から容易であるということが出来る。」

(3) 知財高判 (3 部) 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 (平成 2 0 年 (行ケ) 第 1 0 4 3 1 号) 「A C 電流センサ」(飯村敏明 大須賀滋 齊木教朗)

「引用発明に周知例に示される周知技術を適用することによって、当業者が本願発明の相違点 2 に係る構成を想到することが容易であったか否かについて判断する。…引用発明は、電流感知トランスジューサーの従来技術を前提としながら、環状コイルにおけるシンメトリー構造の実現という課題を、環状コイルを多重層構造とすることによって解決しようとしたものである。引用発明と本願発明は、課題解決の前提が異なるから、引用発明の解決課題からは、コイルを多層基板上に形成するための動機付けは生じないものといえる。…

また、引用発明に周知例の技術を適用するに当たっては、以下のとおり、その適用を阻害する要因が存在するともいえる。

すなわち、引用発明においては、細長いほぼ直線状の導電体の周囲に同軸的に円筒形のスリーブを配置し、その円筒形スリーブと嵌合するように環状コイルが配置され、環状コイルがほぼ直線状の導電体の周囲を取り囲むという構成を採用しているのに対し、周知例の技術では 1 次コイルと 2 次コイルが平面的に対向するように配置されており、引用発明と周知例の技術は、構造を異にしている。…さらに、引用発明においては、電力メーター用電流感知トランスジューサーとして、需要家に供給される電力の正確な測定ということが技術的課題とされ、そのために、環状コイルに作用する外因性磁場による悪影響の排除という課題が存在するのに対して、周知例の技術においては、専ら 1 次コイルと 2 次コイルの磁気結合の強化ということが技術的課題とされていて、外部磁界による磁気干渉は、格別考慮する必要がない点において、引用発明に周知例の技術を適用しようとするに当たっての阻害要因となり得る。

以上のとおり、引用発明に周知例の技術を適用することには、課題の共通性や動機付けがなく、また、その適用には阻害要因があるというべきであるから、当業者が引用発明に周知例の技術を適用して本願発明に至ることが容易であったということとはできない。」

(4) 知財高判(3部)平成21年11月30日(平成21年(行ケ)第10085号)「パンツ型の使い捨て着用物品」(飯村敏明 大須賀滋 齊木教朗)

「本願補正発明と引用例1記載の発明は、ともにパンツ型の使い捨て着用物品であって、伸長状態で取り付けた胴周り用弾性部材を用いることにより、おむつがずれ落ちること、局部的に締め付け過ぎる部分が生じること、肌から離間して漏れが生じること、しわが寄ることを防止し、優れたフィット性を実現させるという発明の解決課題において共通する。そして、本願補正発明も引用例1記載の発明も、吸収性コア(吸収体)に重なる第2伸縮域の胴周り用(胴回り)弾性部材の伸長率を、重ならない部分である第1伸縮域の伸長率に対して低くし、第1伸縮域の最大伸長時における伸長応力が、第2伸縮域の伸長応力よりも大きくする構成としている点において共通し、その効果においても相違はない。…

…引用例1記載の発明と引用例2記載の発明とは、共にパンツ型使い捨て着用物品に関するものであって、その技術分野において共通し、また、引用例1記載の発明において胴周り用弾性部材を着用物品に取り付ける際の伸長率を変更する手段と、引用例2記載の発明のうち、弾性糸の本数を変更する手段(ウエスト弾性体4、5に係る技術)は、パンツ型の使い捨て着用物品を身体に装着する際の締め付け力の調整手段であるという点において共通する。

そうすると、引用例1記載の発明の締め付け力調整手段に代えて、引用例2記載の発明の締め付け力調整手段を採用することは、当業者が容易に行うことができるものといえる。」

(5) 知財高判(4部)平成22年4月28日(平成21年(ネ)第10028号)「鉄骨柱の建入れ直し装置」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)

「(ア) 本件発明と乙1発明の課題等について

相違点1についてみるに、本件発明は鉄骨柱の立て直し装置であるのに対し、引用発明は車両ホイスト(ジャッキ装置)であって、必ずしも技術分野が共通するものということとはできない。

また、…本件発明は、対象となるベースプレートの縁部を上昇させるという機能を有しているが、それはベースプレートを水平になるように微調整を含めて調整をするためであって、そのためにも、鉄骨柱の重量を積極的に引き受けてこれを上昇させようとするものではなく、てこの原理によって、ベースプレートの低い側の縁部に、鉄骨柱の重量に対して比較的小さな力を加えることによって、その縁部を持ち上げて微調整をすることを可能としているということができるのに対し、乙1発明は、省力化のため、電動モータの力によって、対

象物である車両の重量を積極的に引き受けて車両を上下させようとするホイスト（ジャッキ装置）を提供するものであって、発明の課題が異なるものである。・・・本件発明とは技術分野や課題が異なり、本件発明とは異なって対象物の重量を積極的に引き受けるホイスト（ジャッキ装置）についての乙1発明に、鉄骨柱の建入れ直し方法として鉄骨柱の垂直度の調整方法や作業終了後の建入れ直し装置の取扱が本件発明とは異なっている甲1.1技術や、鉄骨柱の鉛直への姿勢制御において、ボルトの軸線方向に移動可能なナットの機能について鉄骨柱の重量を積極的に引き受けるものではない本件発明とは異なって、鉄骨柱の重量を積極的に引き受けるジャッキによる甲1.2技術を適用して、相違点1.を克服することが容易想到であるということとはできないというべきである。」

（6）知財高判（4部）平成22年8月9日（平成21年（行ケ）第10432号）判時2119号100頁、判タ1355号209頁「バッチ配送システムにおけるバッチの最大化方法」（滝澤孝臣 本多知成 荒井章光）

「本願発明は、バッチ配送システムにおいて、配送される資材の量を最大化し、かつ資材の積載及び輸送のコストを最小化することを課題とした発明であるところ、引用発明2は、タンクローリーによる石油製品の出荷システムに係る発明であって、引用例2においても、過積の場合は危険である一方、不積の場合は輸送費が割高になり不経済であることが記載されている。

そして、資材配送システムにおいて、配送される資材の量を最大化し、かつ資材の積載及び輸送のコストを最小化することは、当業者にとって自明な課題であるということができるから、引用発明2においても、当然、当該課題は認識されていたものというべきであって、本願発明及び引用発明2は、技術分野及び解決しようとする課題が共通するということができる。・・・したがって、引用発明2は、技術分野及び課題において、本願発明と共通し、課題を解決するための手段及び作用が同質のものであるから、本件審決において、本願発明と引用発明2とを対比し、一致点を認定したことに誤りはない。・・・

また、原告は、引用例2には、ローリーへの石油製品の充填作業の終了基準として、2つの基準を用いるとの技術思想の開示や、これを必要とする課題の提示ないし示唆もないから、引用発明2に周知の計量計技術及び周知の配送管理技術を組み合わせる動機付けはないなどと主張する。

しかしながら、引用発明2は、タンクローリーに充填された石油製品の体積（充填流量）が予定量に達したとき、タンクローリーへの石油製品の供給を停止するとともに、タンクローリーの空重量と充填後の実重量から、タンクローリーに充填された石油製品の重量を求め、タンクローリーに充填された石油製品の重量を計量・確認する発明であるから、タンクローリーに石油製品を充填

する場合、石油製品の体積（充填流量）及び重量の制限条件があることは、当業者において、当然認識されていたものということができる。

さらに、配送される資材の量を最大化し、かつ資材の積載及び輸送のコストを最小化することは、資材配送システムにおける自明な課題であり、また、車両や貨車等の輸送手段に資材を積み合わせる場合等、複数の制限条件がある場合には、すべての制限条件を満たしているかを判断しながら資材を積み合わせることは、一般に行われている経験則であることは先に指摘したとおりであるから、引用発明 2 において、石油製品の体積（充填流量）及び重量の 2 つの制限条件に基づいて充填の終了を判断することは、当業者であれば、当然に考えることであって、動機付けもあったということが出来る。原告の主張は、採用できない。

2 本件審決の判断の可否

以上によると、引用発明 2 に、周知技術を適用し、相違点 2 に係る構成を採用することが、当業者において容易に想到し得るものであるとした本件審決の判断に誤りはない。」

（7）知財高判（4部）平成23年2月17日（平成22年（行ケ）第10202号）「携帯端末」（滝澤孝臣 本多知成 荒井章光）

「(イ) 原告は、本件補正発明と引用発明 1 とでは、目的、課題及び作用効果が相違しており、本件補正発明のように、Web ページからメール作成画面に切り換えて表示するとともに、表示されていたWeb ページのURLを当該メールに貼り付け、メール送信完了後に先に表示していたWeb ページに表示を戻すことまでを含めた一連の制御を行うことは、引用発明 1 では想定し得ないと主張する。

しかしながら、…引用発明 2 のWWWブラウザと電子メール送受信機能とを備える携帯電話は、WWWブラウザ機能と電子メール送受信機能とを実現する情報処理端末であるということができ、他方、引用発明 1 は、…閲覧中のWeb ページのURL情報をメールに貼り付けて送信しようとするものであって、WWWブラウザ機能と電子メール送受信機能とを実現する情報処理端末であるコンピュータにおいて、これらの両機能を連係しようとするものである。そうすると、引用発明 1 におけるWWWブラウザ機能と電子メール送受信機能を実現し、これらを連係しようとするコンピュータに換えて、同じく、WWWブラウザ機能と電子メール送受信機能を実現する情報処理端末である引用発明 2 の携帯電話のような携帯端末を採用することの動機付けが認められるものである。

そして、このような引用発明において、携帯電話のような携帯端末を採用することによって、アンテナを介して信号を送受信する無線部が備わることにな

る。

(ウ) また、…本件補正発明は、簡単な操作で閲覧中のWebページのURLをメールに貼り付けて送信することができるようにして利便性を向上しようとするものである。これに対し、前記(1)ア(ア)及び(イ)のとおり、引用発明1は、閲覧中のWebページのURLを伝えるに際し間違いやすいことから、ほとんどのメールソフトに付いているアクティブURLの機能を利用して、閲覧中のWebページのURL情報をメールで送信するに当たって、Outlook ExpressやNetscape Messengerを使えば、ブラウザから直接URL情報をメールで送信でき、これによって、閲覧中のWebページのURL情報を簡単に送信することができるというものである。

(エ) そうすると、本件補正発明と引用発明1とのいずれも、 閲覧中のWebページのURL情報を簡単な操作でメールに貼り付けて送信しようとするものであって、その更なる動機が、本件補正発明では、ユーザは小さなキーを何度も押し下げる必要があり、煩雑な操作をしなければならず、不便であるとの問題点があったことであり、引用発明1では、WebページのURLを伝える場合の間違いを防ぐためであったこととの点において、仮にこれらが相違するということができるとしても、上記の閲覧中のWebページのURL情報を簡単な操作でメールに貼り付けて送信したいとし、それを実現しようとするものであるという点で、目的、課題及び作用効果が一致しているものということができる。… 以上によると、引用発明1において、引用発明2の携帯電話のような携帯端末を採用することの動機付けが認められ、また、本件補正発明と引用発明とは、目的、課題及び作用効果において共通するものであって、引用発明1に引用発明2を適用することによって、本件補正発明に係る相違点1の構成を想到することは容易であるということができる。相違点1の判断に係る原告の主張は採用することができない。」

(8) 知財高判(2部)平成23年2月24日(平成22年(行ケ)第10162号)判タ1354号210頁「球技用ボール」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「(1) 上記1で認定したとおり、本件発明1の「折り曲げ部」は、縫いボールと同様の飛距離、グリップ性等を得るために、皮革パネル間に、縫いボールと同様の深くて狭い溝を形成するために採用された構成である。

これに対し、上記2で認定した内容によれば、引用発明1は、手工業的に実現されたボール、すなわち縫いボールに近い外観を有することを目的とするものであり、そのために、とりわけ隆起に着目し、隆起部分を有するボールとするために、皮革片を碗型(カップ状)に成形するという構成を採用したものと

認められる。

このように、本件発明 1 と引用発明 1 は、貼りボールに縫いボールの特徴を取入れようとする点では共通するものの、技術的着眼点は、本件発明 1 が飛距離等であるのに対し、引用発明 1 では外観であって、異なっている。...

(2) 本件発明 1 の「折り曲げ部」の構成については、曲げる角度が 90 度よりも小さな角度になる場合も含まれると解されるが、縫いボールと同様の溝を形成するという発明の目的や、「折り曲げ」の語意を考慮すると、単に曲げられているだけでなく、相当程度大きな角度で曲げられるべきものと解される。そうすると、仮に、引用発明 1 の皮革片の周縁部分に「折り曲げ部」の構成を採用した場合、「折り曲げ部」において相当程度大きな角度で曲げられることになり、それよりも内側の部分は平坦に近い状態になってしまうから、大きな隆起を形成することができなくなり、引用発明 1 の「隆起部分」の形成という目的に反することになる。

(3) さらに、縫いボールにおいて、「折り曲げ」は、縫うことによって必然的に生じるものであり、両者は一体不可分の構成とすることができる。したがって、折り曲げ部を有する縫いボールが周知であるとしても、このうち折り曲げる構成のみに着目し、これを縫いボールから分離することが従来から知られていたとは認められず、これが容易であったということもできない。

(4) 小括

以上の点を総合すると、引用発明 1 において、「曲げ部」を「折り曲げ部」とすることが、当業者にとって容易に想到し得たことであるということとはできない。」

(9) 知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10237 号）判時 2122 号 118 頁、判タ 1383 号 357 頁「水処理装置」（滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人）

「ア 本件審決は、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応処理を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通すると認定し、処理の内容に関して実質的に対比することなく、「処理装置」という部分が共通すると判断した。

イ しかし、本願発明の「水処理装置」は、被処理水を処理する装置であって、水は処理の対象であるのに対し（【0001】【0006】）、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応を行う装置であって、水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり、水自体は処理の対象とはいえない（【0003】【0009】【0010】）。

このように、両者は、水の役割という点において、異なるものであり、技術

分野においても異なるものということができる。…

エ よって、引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応処理を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通するということができるとした本件審決の一致点の認定には、誤りがある。…「水処理」と「水熱反応処理」の意義は、上記のとおりであり、引用発明の「水熱反応処理」は、「水処理」の範疇に含まれるとはいえず、そもそも、技術分野が離れていることからすると、引用例として適切であったともいえない。

(5) 小括

以上によれば、引用発明の「水熱反応装置」と本願発明の「水処理装置」とが「処理装置」の点で共通するとした本件審決の一致点の認定は、誤りであり、これを相違点として判断しなかった本件審決には、結論に影響を及ぼす違法がある。

よって、取消事由1は、理由がある。」

(10) 知財高判(4部)平成23年12月22日(平成22年(行ケ)第10097号)「飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「本件発明は、…本件各化合物が飛灰中の重金属を固定化できるということを技術思想とする、本件各化合物からなる飛灰中の重金属固定化処理剤である…引用例2は、飛灰中の重金属の固定化とは技術分野を異にする学術論文であって、本件化合物2の希薄な水溶液中に対象となる重金属イオン以外にはキレート形成に關与する物質が存在しないという環境下でのキレート能力を明らかにしているにすぎない。したがって、引用例2は、本件各化合物が、飛灰を水と混練するという環境下で、そこに含まれる上記の多様な物質の中で鉛等の重金属と錯体を形成し、これを固定化するものであることについて何らかの着想をもたらすものではなく、本件発明の容易想到性を判断するための引用例として適切なものではない。」

(11) 知財高判(3部)平成24年5月31日(平成23年(行ケ)第10208号)「エネルギー硬化型フレキシ印刷液体インクによるウェットラッピングの方法および装置」(飯村敏明 池下朗 武宮英子)

「引用発明は、粘度の異なるインクの印刷ユニットを複数並べ、それぞれの印刷ユニットの長所を生かして、べた刷りも、細線印刷も美しく仕上げることのできる印刷装置を提供するものであるが、それらのインクを重ね刷りすることを前提としたものではなく、重ね刷りによる課題(色の汚濁の防止、印刷時間の長期化の防止等)の解決を目的としたものでもない。引用例には、重ね刷り

による印刷工程の促進を目指して開発されたウェットトラップ（甲2の段落【0004】）を採用することに関連した記載，及びウェットトラップを実施した際に生じる課題解決に関連した記載はない。

そうすると，本願発明の相違点に係る構成，すなわち「前記複数のインク層が，重なり合ったものであり，かつ，一番目のインク層から前記希釈剤の一部が蒸発することにより，前記インク付けステーションで前記被印刷体に塗布された一番目の液体インク層の粘度が増加し，前記被印刷体が前記インク付けステーション間を移行する際，前記一番目のインク付けステーションから間隔を置いて位置する次のインク付けステーションにおいて前記一番目のインク層上に塗布される前記二番目の液体インクをウェットトラップするように，一番目のインクの粘度が二番目のインクの粘度よりも高くされる」との構成について，当業者が引用発明に基づいて，容易に発明をすることができたものということはできない。」

（12）知財高判（1部）平成24年6月26日（平成23年（行ケ）第10316号）「半導体装置の製造方法および半導体装置」（飯村敏明 八木貴美子 小田真治）

「2 判断

（1）本願発明と引用発明の解決課題における相違について

…本願発明は，…半導体装置を樹脂封止するに当たり，半導体チップや回路基板の反りが大きくなるのを防止するとの課題を解決するために，封止樹脂である硬化性シリコン組成物として特定の組成物を選択することにより，比較的低温で硬化性シリコン組成物を圧縮成形することを可能にした発明である。…

これに対し，引用発明は，本願発明と同様に，半導体装置を金型中に載置し，金型と半導体装置との間に封止用樹脂を供給して圧縮成形するという樹脂封止方法に関する発明であって，引用例1には，半導体チップや回路基板の反りが大きくなるのを防止するという課題に関し，何らの記載も示唆もなく，また，樹脂材に関しては熱硬化性樹脂でも熱可塑性樹脂でも使用可能であるとの記載があるものの（段落【0018】），封止用樹脂の組成については何らの限定もない。

（2）本願発明の相違点に係る構成の容易想到性の有無について

ア 引用例2及び引用例3には，硬化性シリコン組成物として，本願発明における硬化性シリコン組成物と同じ組成を有する組成物が開示されている。しかし，前記のとおり，引用例2における硬化性シリコン組成物は，LED表示装置等の防水処理のための充填剤や接着剤として使用するものであること，

LEDや外部からの光を反射しないよう、艶消し性に優れているという特性を有することが示されている。半導体装置の封止用樹脂とLED表示装置等の充填剤や接着剤とは、使用目的・使用態様を異にするものであり、引用例2には、上記のような硬化性シリコン組成物を、半導体装置の樹脂封止に使用するという記載も示唆もない。したがって、引用発明に接した当業者が、引用発明に引用例2に記載された技術的事項を組み合わせ、引用発明における封止用樹脂として引用例2に開示された硬化性シリコン組成物を使用することを、容易になし得るとはいえない。

また、引用例3における硬化性シリコン組成物は、半導体素子の表面を被覆するための半導体素子保護用組成物として使用するものであり、前記のとおり、半導体素子の表面被覆は封止の前に行われる工程であって、半導体などを包み埋め込む「封止」とは、その目的等において相違する。…「被覆」と「封止」とは、その目的等において相違する工程であることに照らすならば、引用発明に接した当業者が、引用発明に引用例3に開示された硬化性シリコン組成物を組み合わせることを、容易になし得るとはいえない。

以上のとおり、当業者が、引用発明に引用例2及び引用例3に記載された発明を組み合わせ、本願発明における相違点に係る構成に至るのが容易であるとは認められない。」

(13) 知財高判(4部)平成24年12月5日(平成24年(行ケ)第10101号)「着色漆喰塗膜の色飛び抑制方法」(土肥章大 井上泰人 荒井章光)

「引用発明及び本件発明は、いずれも石灰等を使用した建築物等の被覆材料に関するものである点で技術分野を同一にしている。

イ しかしながら、引用発明は、前記2(2)に説示のとおり、セメント又は石灰結合性建築物被覆材料の疎水性を向上させるために従前行われていた添加剤は大量の添加ができず、また、添加によって建築物被覆材料の加工性が極めて悪くなるという課題を解決するものであり、前記2(1)ウに記載のとおり、施工現場で加工することが想定されているものであるのに対し、本件発明は、前記1(2)に説示のとおり、漆喰の施工時に現場で漆喰を調整することにより一定した品質のものが得られず、また、着色漆喰塗膜に色むらが生じるという課題を解決するものであって、引用発明と本件発明とでは、解決すべき課題を大きく異にしているといえる。…引用例1には、前記ウに説示のとおり、石灰及び水等に加えて白色顔料及び着色顔料等の全てを組み合わせ混合する方法についての記載も示唆もないから、引用発明にこれらの各周知技術を適用する動機付けが見当たらないばかりか、上記の各周知技術は、それぞれ、塗料又は漆喰の調色のために白色顔料を配合し又は漆喰に着色顔料を配合するという

ものであって、このようにして着色された塗料又は漆喰に対して、当該各周知技術を相互に組み合わせることで、更に石灰（漆喰）又は白色顔料を配合し、引用発明と相俟って本件発明 1 の本件相違点に係る構成とすることについての示唆又は動機付けを有するものではない。

（14）知財高判（4部）平成24年12月19日（平成24年（行ケ）第10099号）「可食容器セット及びその製造方法」（土肥章大 井上泰人 荒井章光）

「(ア) 引用発明と本件補正発明とは、いずれも、シート状の乾海苔を熱プレスすることにより成形された可食容器が複数積層された可食容器セットの製造方法であって、シート状の素材が積層された食品等を収容する小型容器セットを製造するという同じ技術分野に属するものである。

(イ) …引用発明は、シート状の素材が積層された食品等を収容する小型容器セットを製造する方法であるところ、容器の形状に成形するために折り曲げると切れが生じるという性質を有する乾海苔を素材とするものである。他方、前記ア（ウ）に説示のとおり、シート状の素材が積層された食品等を収容する小型容器セットを製造するに当たり、当該容器を保護し、あるいはその保形性を維持するために加圧又は加熱される面（最上面及び最下面を含む。）に紙質材を添付し、かつ、素材の間に紙質材を挿入した積層体を設けた上で加圧又は加熱することは、本件出願日当時の当該技術分野における当業者に周知であったものと認められるから、引用例1に接した当業者は、上記動機付けに従って乾海苔を複数枚重ねて加工を行うに当たり、容器の素材である乾海苔を保護し、併せてその保形性を維持するため、引用発明に当該周知技術を組み合わせることについても動機付けを有したものと見える。

(ウ) したがって、引用例1に接した当業者は、引用発明に前記周知致技術を組み合わせることを容易に想到することができたものと認められる。

（15）知財高判（4部）平成25年1月17日（平成24年（行ケ）第10166号）「表底」（土肥章大 井上泰人 荒井章光）

「引用発明1と本願発明とは、いずれも運動靴の靴底（表底）に関するものであって、技術分野を同一にする。

しかしながら、…引用発明1は、運動靴の接地に伴う急速な安定性を解消して弾性をもたらそうとするものであるのに対し、本願発明は、運動靴の接地に伴う弾性を解消して安定性をもたらそうとするものであって、その解決課題及び作用効果が相反している。したがって、引用例1には、本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについての示唆も動機付けもない。

むしろ、引用発明 1 は、接地による荷重が掛かった際に上部辺が前後に揺れるように構成されているものであるから、引用例 1 には、これとは相反する本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについて阻害事由があるということができる。…

…引用発明 1 及び 2 と本願発明とは、いずれも運動靴の靴底（表底）に関するものであって、技術分野を同一にするが、引用発明 1 は、運動靴の接地に伴う急速な安定性を解消して弾性をもたらそうとするものであるのに対し、引用発明 2 及び本願発明は、運動靴の接地に伴う弾性を解消して安定性をもたらそうとするものであって、その解決課題及び作用効果が相反しているから、引用例 1 には、本願発明の本件相違点に係る構成を採用すること又は引用発明 2 を組み合わせることについての示唆も動機付けもないばかりか、引用発明 1 は、接地による荷重が掛かった際に上部辺が前後に揺れるような構成を採用しているため、これとは相反する本願発明の本件相違点に係る構成を採用することについて阻害事由がある…」

（16）知財高判（2部）平成25年3月21日（平成24年（行ケ）第10262号）「ガラス溶融物を形成する方法」（塩月秀平 池下朗 古谷健二郎）

「本願発明と引用発明はいずれも、溶融段階、純化（清澄）段階、均質化段階を有するガラス溶融物を形成する方法に関するもので、技術分野が共通するものであり、また、溶融物が1700℃を超える温度に加熱され、純化（清澄）段階における温度が1850℃である点でも共通するものといえる。

しかし、本願発明の解決しようとする課題は、ガラスを溶融し、純化しかつ均質化する方法を、白金からなる構成部分を使用する場合でも酸素リボイルが防止されるように構成することである（本願明細書である本件出願の公開特許公報（甲7）【0004】）のに対して、引用発明の解決しようとする課題は、溶解に高温（特に1700℃以上）を要するガラスを、不純物や泡・異物等の無い高品質なガラスとして製造する技術を提供することであり（甲1【0006】）、本願発明と引用発明とでは、解決しようとする課題が相違する。

また、引用発明は、上記のとおり、粗溶解したガラスを高周波誘導直接加熱により直接加熱して、溶解・均質化・清澄するものであるが、清澄は、ガラス中に発生する誘導電流に伴う強制対流混合によりなされるものであり（甲1【0013】）、一種の物理的清澄と解される（乙4）。引用文献1には、溶融ガラスに清澄剤を添加して清澄ガスを発生させて清澄すること、すなわち化学的清澄（甲4、乙4）については記載も示唆もない。引用文献1は、物理的清澄を行う引用発明において化学的清澄を併用する動機付けがあることを示すものとはいえない。

また、引用発明は、 1850°C で清澄が行われるものであるが、以下のとおり、このような高温において化学的清澄を行うことが通常のこととはいえず、また、このような高温で使用できる清澄剤が知られているともいえない。

引用文献4には、清澄剤として Fe_2O_3 、 SnO_2 等を用いることが記載されているが（【0012】、【0013】）、清澄は $1200\sim 1500^{\circ}\text{C}$ で行われている（【0018】）。…引用発明において、引用文献4に記載される Fe_2O_3 、 SnO_2 等を清澄剤として用いる化学的清澄を併用して、「溶融物内に少なくとも0.5重量%の割合を有する高い電子価段階を持つ多価のイオンが存在する」ものとするのは、当業者が容易に想到し得ることとはいえない。」

（17）知財高判（1部）平成25年8月28日（平成24年（行ケ）第10448号）「自転車用ペダルの取付装置」（飯村敏明 八木貴美子 小田真治）

「本願発明の解決課題は、「ペダルが不慮の力によって外れる危険を解消すること」である。…甲4発明においても、「ペダル軸の不慮の脱抜を防止」することが、その解決課題の一つであると解され、本願発明と甲4発明とは、解決課題において共通する。…甲5には、甲4発明における解決課題、すなわち、「係止体4を押圧して係止体4をペダル軸1の係止凹部2に係止状態に保持するキャップ8をスプリング11により付勢する構成を有するものにおいて、キャップ8が、操作者の意図しない時に、スプリング11の付勢に抗して摺動した状態にならないようにする」との解決課題が示されている。甲4発明と甲5発明とは、ソケットとプラグとを用いた固定方法において、ソケットとプラグとの離脱を防ぐことを解決課題としている点で共通する。…

そして、甲5には、「回転させて溝と突起の位置を合わせる」との構成が示されている。

したがって、本願発明における甲4発明との相違点に係る構成は、甲5発明に記載された解決手段を適用することによって、容易に想到することができたといふべきである。」

（18）知財高判（2部）平成25年9月3日（平成25年（行ケ）第10034号）「継手装置」（塩月秀平 中村恭 中武由紀）

「第1部材と第2部材との一体性をより強固なものにするという点においては、本願発明と共通の課題を有している。

しかしながら、本願発明が、…「継部に溶接された部材に捻り力等の荷重が加わった場合に、継部が接続部本体から抜けたり、継部が変形したりするおそれ」（甲3の段落【0002】）や、「捻り力等の荷重が加えられても、溶接された第1の継手と、この第1の継手部材を鋳包んだ第2の継手部材との一体性を

「第1の継手部材が変形したり、第2の継手部材から抜けたりすることを防止」(甲3の段落【0004】)することを目的とするのに対して、引用発明に係る刊行物1にはそのような記載はない。…

…刊行物2発明は、前記のとおり、鉄鋼線材、棒材等の圧延に使用されるロールに関するものであって、本願発明や引用発明が継手装置に関するものとは、技術分野を異にしている。また、刊行物2発明の超硬リング2は筒状形状といえるとしても、刊行物2発明の超硬リング2とロール本体1(铸ぐるみ金属30)との配置構造は、本願発明や引用発明の第1の継手部材(筒状部20)と第2の継手部材(本体1)との配置構造とは異なり、超硬リング2はロール本体に完全に埋め込まれているため、ロール本体1から超硬リング2が抜けることのない構造であり、引張、圧縮力が作用した場合に本体に係止可能な抜け止めのために、本体と筒状部の一体化を求める引用発明とは解決課題を異にしている。

「そうすると、引用発明と刊行物2発明が、複数の部品を铸ぐるみ铸造によって一体的に形成する複合部品に関する技術という点で共通するとしても、引用発明に刊行物2発明を適用することが、当業者にとって容易に着想し得るとはいえない。」

(19) 知財高判(3部)平成26年3月25日(平成25年(行ケ)第10193号)「ソレノイド駆動ポンプの制御回路」(設樂隆一 西理香 田中正哉)

「ア 本件訂正発明は、前記(1)のとおり、ソレノイド駆動ポンプの制御回路に関する発明であり、ポンプの技術分野に属するものであって、その課題は、ユーザーが電源電圧の選択を必要とせず、かつ、種類が低減され、したがって、管理が容易なソレノイド駆動ポンプの制御回路を提供することである。

これに対し、刊行物1発明は、前記(2)のとおり、パソコン等の電子機器に内蔵されたDC/DCコンバータの制御回路に関する発明であり、電子機器の技術分野に属する発明であって、その課題は、利用者の経済的負担を軽減でき、設置面積が少なく済み、かつ様々な電源に対応可能な電源供給手段を備えた電子機器を提供することにある。

このように、刊行物1発明は、電子機器の技術分野に属するものであるのに対し、本件訂正発明はポンプの技術分野に属するものであるから、両者の技術分野は明らかに相違する。しかるに、審決は、上記のとおり、交流電源を用いる電気機器において、電源電圧が異なっても同じ機器を使用できるようにするとの課題は周知の課題であることを理由として、ソレノイド駆動ポンプにも上記課題があるとする。しかし、これは技術分野を特定しない交流電源を用いる電気機器における課題であって、ポンプの技術分野における課題ではない

し、ポンプの技術分野において当然に要求される課題であることを示す証拠もない。

そもそも、本件訂正発明が属するポンプの技術分野における当業者が、ポンプとは明らかに技術分野が異なる電子機器に関する刊行物1に接するかどうかも疑問であり、また、仮に、ポンプの技術分野における当業者が刊行物1に接したとしても、刊行物1発明は、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関するものであり、刊行物1には、ポンプについての記載はなく、刊行物1発明が技術分野の異なるポンプに対しても適用可能であることについてはその記載もなければ示唆もない。したがって、携帯型パーソナルコンピュータ等の電子機器に関する刊行物1発明をポンプに適用しようとする動機付けもないといわざるを得ない。

以上によれば、刊行物1発明を本件訂正発明の相違点1に係る構成とすることが容易想到であるとした審決の前記判断は誤りである。」

(20) 知財高判(1部)平成26年7月17日(平成25年(行ケ)第10242号)「照明装置」(設樂隆一 大須賀滋 大寄麻代)

「甲1.6発明は、主としてLEDアレイの並設方向に光を集中的に拡散させることを課題とするものではなく、かえって、これと直交する方向にも光を拡散させることを課題とするものであるから、光を特定の1つの方向にのみ集中的に拡散させるという機能を有する光拡散体である甲1.7発明を、甲1.6発明に組み合わせることは、その動機付けを欠くものであり、当業者が容易に想到することができるものとは認められないというべきである…また、甲1.6発明と本件発明1との関係をみても、甲1.6発明と本件発明1とは、照射面における光のむらを解消することを課題の一部とする点では共通するが、甲1.6発明は、照度のユラギを改善して照射面全体における照度を均一とすることを目的とし、これに加えて、有効照射巾の拡大のため、縦方向にも光を散乱させることを課題とするものであり、かつ、その結果として、照射面における一定程度の照度の低下はやむを得ないことを前提とし(【実施例】)、これを防止することは解決課題とはしていないのに対し、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散は課題としておらず、かえって、同方向へはほとんど拡散させずに、光を無用に減衰させることなく主に各LEDの並設方向に集光させ、かつ、照度の低下を防止することを必須の課題とするものであるから、両発明の解決課題は全体として異なるものである。それだけではなく、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散はほとんどさせないことにより、光を無用に減衰させることなく集光することを解決手段の1つとするものであるから、これとは逆に、同方向への光の拡散を課題の一部とする甲1.6発

明には、本件発明 1 を想到することについての阻害要因が存するというべきである。」

(21) 知財高判(3部)平成26年7月17日(平成25年(行ケ)第10269号)「エレベータ」(石井忠雄 西理香 田中正哉)

「(3) 刊行物記載発明の引用発明としての適格性をいう原告の主張について そこで進んで、原告の主張について更に検討する。

原告は、刊行物記載のエレベータが機械室を有するものであることを前提として、その上で、本件発明の「機械室なしエレベータ」と刊行物記載の「機械室ありエレベータ」とは、技術分野が全く異なるものであるとして、刊行物記載発明は引用発明としての適格性を欠くと主張する(前記第3の1(1))。

しかし、本件記録を精査してみても、「機械室なしエレベータ」と「機械室ありエレベータ」の技術分野が異なることを認めるに足りる証拠はなく、かえって、本件明細書(甲5)の【0007】には、「本発明は主として機械室なしのエレベータへの適用を意図したものであるが、機械室を有するエレベータにも適用可能である。」との記載があり、本件明細書自身、本件発明の適用に関して「機械室なしエレベータ」と「機械室ありエレベータ」とを区別していないことが認められる。

そうすると、本件発明の「機械室なしエレベータ」と刊行物記載発明の「機械室ありエレベータ」との間で技術分野が異なるものと認めることはできないから、そのことを前提とする原告の上記主張は、結局、採用することができない。」

F 主引用発明と副引用発明との課題の共通性と、本願発明の課題との関係について

(1) 知財高判(4部)平成18年10月4日(平成17年(ネ)第10111号)「透過形スクリーン」(塚原朋一 石原直樹 高野輝久)

「引用発明 1 に引用発明 3 を組み合わせることによって、本件発明の構成と同一の構成が導かれれば、たとえ、それらを組み合わせる目的が、本件発明の課題と同一の課題を解決するためでなかったとしても、本件発明の課題も併せて解決されることは明らかである。そして、そうであれば、引用発明 1 に引用発明 3 を組み合わせ、本件発明と同一の構成を導いたことが、本件発明と同一の課題の解決を直接の目的とするものでなかったとしても、引用発明 1 に引用発明 3 を組み合わせること自体に、他の課題によるものであれ、動機等のいわゆる論理付けがあり、かつ、これを組み合わせることにより、本件発明が課題

とした点の解決に係る効果を奏することが、当業者において予測可能である限り、本件発明は、引用発明 1，3 に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものというべきである。」

(2) 知財高判(3部)平成21年5月27日(平成20年(行ケ)第10413号,平成21年(行ケ)第10078号)「アクセスチェック装置及び該装置と連携するアクセスバッジ」(飯村敏明 中平健 上田洋幸)

「承継参加人は、本願発明の「アクセスチェック装置」は、復元可能なデータではなく、身体的特徴に復元できない不可逆なデータとしての「特定の身体的特徴」をバッジのメモリに記録することにより、無線の傍受による身体的特徴の流出を防止するものであるのに対し、引用発明及び引用刊行物Bに記載された発明においては、無線の傍受による身体的特徴の流出を防止することは考慮されていないから、引用発明の「通行制御装置」の構成の一部を引用刊行物Bに記載された発明の構成の一部に置き換えて本願発明の構成を得ることは、当業者が容易になし得ることではないと主張する。

しかし、承継参加人の同主張は、以下のとおり失当である。

すなわち、引用刊行物A及びBに、無線の傍受による身体的特徴の流出を防止することが課題として明示されていないとしても、引用刊行物Bに接した当業者にとって、引用発明について生ずる問題を解決するために、引用刊行物Bに記載された技術を適用する契機が存在するから、引用発明の「通行制御装置」の構成の一部を引用刊行物Bに記載された発明の構成の一部に置き換えて本願発明の構成を得ることは、当業者が容易になし得ることである。そして、引用刊行物Bに記載された発明において利用されている指紋データは、本願発明の「特定の身体的特徴」のデータに該当するから、本願明細書の【0010】の記載に照らすと、引用発明の「通行制御装置」の構成の一部を引用刊行物Bに記載された発明の構成の一部に置き換えて本願発明の構成を得ることにより、無線の傍受による身体的特徴の流出を防止するとの課題も解決されるものと認められる。したがって、承継参加人の上記主張は、採用することができない。」

(3) 知財高判(4部)平成21年8月25日(平成20年(行ケ)第10306号)「断熱ユニット及び断熱ユニット体」(滝澤孝臣 高部真規子 杜下弘記)

「なお、原告は、引用発明2に開示された技術思想についても、本件発明におけるそれを対比して、両者が異なる理由についても主張する。しかし、本件審決は、引用発明1と本件発明との一致点及び相違点を認定し、相違点について判断しているものであって、引用発明2に開示された技術的事項を引用発明1

に適用して本件発明の構成とすることが当業者にとって容易であったかどうかを検討するに当たっては、引用発明 1 と引用発明 2 とを組み合わせることの可否などが問題となるところである。したがって、仮に本件発明と引用発明 2 の技術思想とが異なるものであったとしても、そのことから引用発明 1 と引用発明 2 とを組み合わせることを阻害する要因とならないことは明らかであるから、原告の主張はこの点においても採用の限りでない。

(4) 知財高判(3部)平成22年12月28日(平成22年(行ケ)第10070号)「医療器具を挿入しその後保護する安全装置」(飯村敏明 中平健 知野明)

「後退のエネルギーの一部を吸収するためのエネルギー吸収手段の存否を本件発明 1 と引用発明の相違点とした審決の認定に誤りはなく…

当裁判所は、以下のとおり、引用発明に甲 2 に記載された発明を適用して本件発明 1 の相違点に係る構成を想到することは容易であると判断する。…引用発明は、カニューレを挿入する装置であり、医療関係者が針先端に触れることによる感染等からの保護を解決課題とする発明である。

これに対して、甲 2 記載の発明は、上記のとおり、使用後の注射針による汚染等の防止のため、注射後の針を本体内の遮蔽位置に引き込むよう構成している装置において、急速に針の後退を行うと、患者の組織が傷ついたり、不随意に注射器内に患者の血液を吸引したりするのを防止することを解決課題として、弾性制動手段で針の後退速度を減速するよう構成した発明である。このように、甲 2 記載の発明において、弾性制動手段を設けることよって実現しようとする解決課題は、患者の組織が傷ついたり、不随意に注射器内に患者の血液を吸引したりするのを防止することであると認められる。

しかし、引用発明も甲 2 に記載された発明も、医療関係者が針を患者に穿刺する操作を行うものであり、使用後の針が後退手段により自動的に後退し、ハンドル内に収まる機構である点で共通する。そして、引用発明は、針が患者の体内にある間にラッチ操作をした場合、患者の組織が傷ついたり、不随意に注射器内に患者の血液を吸引したりするという危険性のあることを前提としていると認められる。引用発明は、甲 2 に記載された従来技術と同様に、後退手段を用いた患者からの急速な針の引抜きにより、患者の組織が傷ついたり、不随意に注射器内に患者の血液を吸引したりするのを防止することを解決課題としていると解するのが自然である。

以上によれば、引用発明においても、患者を保護するという解決課題を実現するため、甲 2 に記載された弾性制動手段を用いることによって、針の後退速度を減少させるとの構成を適用することが困難であるという理由はない。引用

発明に甲 2 に記載された弾性制動手段を用いることにより、本件発明 1 の相違点に係る構成に想到することは容易といえる。」

(参考：本件特許発明に係る特許掲載公報(特許第 2588375 号)より)

「【0001】

【産業上の利用分野】本発明は一般に、医療器具に関し、より詳細には、例えば脈管内カニューレのようなカニューレ、あるいは、カテーテル等を定置するために使用されるガイドワイヤの如き医療器具を患者の体内に挿入するための装置に関する。本発明は、病気に罹っている患者に使用された針によって偶発的に穿刺されることにより、他の人々が病気（特に、エイズ（AIDS）及び肝炎の如き致命的な病気）をうつされないようにするためのものである。

…

【0049】従って、本発明の一部は、後退が（1）確実に行われると共に、（2）速度を制御され、更に、これら 2 つの機能を実質的に 2 つの異なる機械的な要素にそれぞれ割り当てることにより、非常に経済的な装置の中で行うという認識に基づくものである。より詳細には、十分に強いバネあるいは他の偏倚手段を選択することにより、確実に迅速な後退を行い、緩衝手段又は他のエネルギー吸収手段を設けることにより、過度の後退を阻止又は補償することを可能とする。」

（5）知財高判（1部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10234 号）「無水石膏の製造方法及び無水石膏焼成システム」（中野哲弘 東海林保 矢口俊哉）

「訂正後発明 1においては、石膏の分解温度（1000℃）より低い 850℃でナフタレンスルホン酸基が分解して硫黄酸化物が発生してしまうという課題認識のもとに、ナフタレンスルホン酸基の分解温度（850℃以上）に加熱されることを避けるために、本体出口の粉粒体温度を 330℃以上 500℃以下に制御することで、硫黄酸化物の発生を大幅に抑制する技術的事項が記載されていると認められる。

しかし、…甲 2 及び甲 5 発明においては、石膏廃材のような石膏製品の二水石膏を加熱すると硫黄酸化物が発生するため、その加熱温度の上限をそれぞれ 850℃及び 800℃と設定しており、その上限温度は訂正後発明 1 の課題認識に基づく上限温度 850℃以下であるから、上記課題認識の有無にかかわらず、甲 1 発明に適用される周知技術において既に上記課題解決のための手段が達成されているばかりか、甲 2 及び甲 5 発明で示されている技術を用いる限り、「石膏の分解温度より低い 850℃でナフタレンスルホン酸基が分解して硫黄酸化物が発生してしまう」という課題自体が発生しないのであって、それでも

訂正後発明 1 と同じ作用効果を達成しているのであるから、甲 1、甲 2、甲 5、甲 1 1 ないし甲 1 4 に上記課題認識について記載や示唆がないことは当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が訂正後発明 1 を想到することの妨げとなるものではないというべきである。」

（6）知財高判（2部）平成24年4月11日（平成23年（行ケ）第10350号）「携帯情報通信装置、携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム及び携帯情報通信装置用外部入出力ユニット」（塩月秀平 真辺朋子 田邊実）

「主引用例たる甲 1 発明にカメラ部からの画像データを外部の表示装置において表示する構成として甲 2 発明の構成を適用することは容易想到である以上、甲 2 発明に本件発明の解決課題が示唆されているか否は上記結論を左右するものではない。」

（7）知財高判（4部）平成24年5月23日（平成23年（行ケ）第10298号）「マルチレイヤー記録担体及び、その製造方法及びその記録方法」（滝澤孝臣 高部真規子 齋藤巖）

「本件補正発明が「均一な光透過率とすることにより、下方情報層へのデータ書き込みに悪影響を与えないようにするという」という課題を有するものであり、他方、引用発明は、このような課題を有するものではないとしても、異なる技術的課題の解決を目的として同じ解決手段（構成）に到達することはあり得るのであり、実際、引用発明に上記周知技術を適用することにより、相違点 1 に係る本件補正発明の構成とした場合には、各情報層はギャップが存在しないものとなる以上、引用発明が複数の情報層を備えていないからといって、本件補正発明と同様の構成とすることが想到し得ないということはできず、原告の主張は理由がない。」

（8）知財高判（2部）平成25年6月11日（平成24年（行ケ）第10271号）「超音波モータと振動検出器とを備えた装置」（塩月秀平 池下朗 新谷貴昭）

「原告は、2つの技術の組合せの動機付けの有無は、本件発明の課題とは無関係であって、複数の技術を組み合わせる動機付けは、本件発明の課題に限られるものではないと主張する。」

しかし、甲 1 0 記載発明や甲 1 1 記載発明の組合せは、原告が本件発明の構成を念頭において、それらの構成に沿うような個別の公知発明・技術を組み合わせたものであって、本件発明の課題から離れて検討したとしても、引用発明

(甲4)に甲10記載発明と甲11記載発明をともに組み合わせる動機付けがあるとはいえない。すなわち、甲4の補正光学素子(手ぶれ補正レンズ)駆動用の超音波モータ112, 113として、甲11の(ディスク型とは異なる棒状のペンシル型で、かつオートフォーカス用レンズ駆動用である)超音波モータを適用する根拠や動機がない。」

G 本願発明の課題が新規であることについて

(1) 知財高判(2部)平成17年6月2日(平成17年(行ケ)第10112号)「環状オレフィン系共重合体から成る延伸成形容器」(中野哲弘 大鷹一郎 早田尚貴)

「環状オレフィン系共重合体の延伸成形容器における指紋付着による白濁の発生という課題が、本件特許出願当時、新規の課題であったと認められる以上、当該新規の課題及び効果との関係において本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値の数値範囲を最適化したものである構成要件bにつき、他に特段の事情のない本件において、当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)が、これを容易に想到し得たものとは認められないというべきである。…仮に、被告の上記〔1〕の主張のとおり、引用発明に刊行物4発明を適用して、「容器の外表面における分子配向が緩和された環状オレフィン系共重合体から成る延伸成形容器」を得ることが、当業者にとって容易であったといい得るとしても、指紋付着による白濁の発生という課題が新規の課題である以上、当該新規の課題との関係において、本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値の数値範囲を最適化したものである構成要件bを備えるよう、分子配向の緩和の程度を加減する動機付けが存在しない…構成要件bにおいて、本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値の数値範囲を規定したことは、指紋付着による白濁という特定の課題を解決し、所期の効果を得るという技術的意義を有するものであり、かつ、当該課題が新規なものであることは上記(2)及び(3)のとおりである。そうすると、その課題自体を知らない当業者が本件石油混合物を塗布した際のヘーズ値について試験を行うことは考えられないし、もとより、そのヘーズ値の数値範囲について適宜定め得るということができないことも明らかである…」

(2) 知財高判(2部)平成21年9月15日(平成21年(行ケ)第10003号)「半導体装置の製造方法」(中野哲弘 今井弘晃 真辺朋子)

「審決は、引用発明1にリードフレームの下面(半導体素子の固着面と反対側)から樹脂注入するという周知技術を組み合わせることに動機付けとなる自明の

課題（金属細線の変形や断線，短絡を防止すること）があり，その組み合わせに阻害要因となる格別の技術的困難性もないことから，本件発明 1 は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものだと判断したものであるところ，本件発明 1 の発明者が抜きバリによる流動性低下という従前知られていなかった新規な課題を発見したとしても，本件発明 1 の構成自体は当業者が容易に想到し得たものと解されるから，想到容易性を否定した審決の判断に影響を及ぼさない。」

（3）知財高判（4部）平成21年10月22日（平成20年（行ケ）第10398号）判時2080号69頁、判タ1327号241頁「化粧用パッティング材」（滝澤孝臣 本多知成 浅井憲）

「化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちを防止することが，本件出願当時の当業者にとって自明又は周知の課題であったと認めるに足りる証拠はなく，かえって，被告が，化粧用コットンはコットン繊維を積層したものであるため層の境界から容易に剥離することのできるものであると主張するところ（取消事由 2 に係る主張（3）ア）に照らすと，本件出願当時の当業者は，化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちを防止することを解決課題として認識していなかったものと認めるのが相当である。…化粧用パック材にW J加工を施すとの本件各発明の構成は，化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちの防止を主たる解決課題として採用されたものであるところ，同課題が本件出願当時の当業者にとっての自明又は周知の課題であったということはできず，また，引用例を含め，化粧用パッティング材（化粧綿）から剥離される各層（各シート部材）にW J加工を施すことを動機付ける旨の開示又は示唆のある刊行物（本件出願前に頒布されたもの）は存在しないのであるから，仮に，本件審決が判断したとおり，引用発明に周知事項 1 及び 2 を適用して各層（化粧用シート部材）の側縁部近傍を圧着手段により剥離可能に接合するとともに，各層を化粧用パック材として使用することが，本件出願当時の当業者において容易になし得ることであったとしても，また，引用発明の単位コットン（化粧用パッティング材）がW J加工を施したものであることを考慮しても，これらから当然に，各層を1枚ごとに剥離可能としてパック材として使用する際にその使用形態に合わせて各層にW J加工を施すことについてまで，本件出願当時の当業者において必要に応じ適宜なし得ることであったということとはできず，その他，引用発明の各層にW J加工を施すことが本件出願当時の当業者において必要に応じ適宜なし得たものと認めるに足りる証拠はないから，相違点 1 に係る各構成のうち化粧用パック材にW J加工を施すとの構

成についての本件審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。」

(4) 知財高判(3部)平成23年1月31日(平成22年(行ケ)第10075号)判時2107号131頁、判タ1345号223頁「換気扇フィルター及びその製造方法」(飯村敏明 齊木教朗 武宮英子)

「当該発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。すなわち、たとえ「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」(例えば、一般には着想しない課題を設定した場合等)には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。」

2. 周知技術について

A 周知技術の適用の際の論理づけについて

(1) 知財高判(3部)平成21年9月30日(平成20年(行ケ)第10431号)「AC電流センサ」(飯村敏明 大須賀滋 齊木教朗)

「以上のとおり、引用発明に周知例の技術を適用することには、課題の共通性や動機付けがなく、また、その適用には阻害要因があるというべきであるから、当業者が引用発明に周知例の技術を適用して本願発明に至ることが容易であったということとはできない。」

(2) 知財高判(2部)平成22年3月17日(平成21年(行ケ)第10191号)「グレーチング」(中野哲弘 森義之 澁谷勝海)

「上記周知技術は証拠を引用するまでもなく当業者において容易に理解し得る程度に自明の技術常識に属する事項であるから、そのような事項について証拠を引用しなかったとしても審決が違法となるものではない。…グレーチングにおいて、格子状部材の下部にパイプ材からなる嵩上げ用脚部を設けることは、本件特許出願前に周知であるし、パイプ材は押出成形の際の型枠の形状により任意の断面形状とすることができ、容易に任意の曲面を形成することも周知である。

そして、前記3のとおり、甲13開示発明には、湾曲した板状脚部が、その接面部において、曲面をなす側溝の受け部に「対応」した形状に形成されているれば、騒音を防止するという作用効果が得られることが示されている。

そうすると、甲 1 3 開示発明において、鋳鉄蓋に代えてパイプ材からなる嵩上げ用脚部を設けた周知のグレーチングを採用し、このパイプ材からなる脚部の一部を、側溝の受け部の曲面に対応した曲面に形成して接面部としようとすることは、当業者が容易に想到し得るものというべきである。」

(3) 知財高判(4部)平成22年7月14日(平成21年(行ケ)第10412号)「炊飯器」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「本件発明は、引用発明1に係る金属材質の炊飯器内鍋構造をセラミックに変更し、蓋パッキンに付いた露の垂れを遮断する凸部を形成するものであるところ、別の目的で設けられている凸部を開示しているにすぎない周知例1ないし3等をもって、露の垂れを防止する構成とする動機付けがあるとはいえない。」

(4) 知財高判(2部)平成23年2月8日(平成22年(行ケ)第10056号)判タ1357号190頁「液体収納容器、該容器を備える液体供給システム、前記容器の製造方法、前記容器用回路基板および液体収納カートリッジ」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「このような一般的抽象的な周知技術を根拠の一つとして、相違点に関する容易想到性判断に至ったのは、本件発明3の技術的課題と動機付け、そして引用発明との間の相違点1ないし3で表される本件発明3の構成の特徴について触れることなく、甲第3号証等に記載された事項を過度に抽象化した事項を引用発明に適用して具体的な本件発明3の構成に想到しようとするものであって相当でない。その余の自明課題、設計事項及び周知技術にしても、甲第3号証等における抽象的技術事項に基づくものであり、同様の理由で引用発明との相違点における本件発明3の構成に至ることを理由付ける根拠とするには不足というほかない。」

(5) 知財高判(2部)平成23年3月8日(平成22年(行ケ)第10273号)判タ1375号195頁「赤外線透過性に優れた表示を印刷してなる包装用アルミニウム箔」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「そもそも、「塗料」又は「インク」に関する公知技術は、世上数限りなく存在するのであり、その中から特定の技術思想を発明として選択し、他の発明と組み合わせることで進歩性を否定するには、その組合せについての示唆ないし動機付けが明らかとされなければならないところ、審決では、当業者が、引用発明1に対してどのような技術的観点から被覆顔料を使用する引用発明2の構成が適用できるのか、その動機付けが示されていない(当該技術が、当業者にとっての慣用技術等にすぎないような場合は、必ずしも動機付け等が示されることは要

しないが、引用発明2の構成を慣用技術と認めることはできないし、被告もその主張をしていない。』」

(6) 知財高判(3部)平成23年9月28日(平成22年(行ケ)第10351号)判時2135号101頁、判タ1400号300頁「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」(飯村敏明 池下朗 武宮英子)

「従たる引用発明等」は、出願前に公知でありさえすれば足りるのであって、周知であることまでが求められるものではない。しかし、実務上、特定の技術が周知であるとすることにより、「主たる引用発明に、特定の技術を適用して、前記相違点に係る構成に到達することが容易である」との立証命題についての検証を省く事例も散見される。特定の技術が「周知である」ということは、上記の立証命題の成否に関する判断過程において、特定の文献に記載、開示された技術内容を上位概念化したり、抽象化したりすることを許容することを意味するものではなく、また、特定の文献に開示された周知技術の示す具体的な解決課題及び解決方法を捨象して結論を導くことを、当然に許容することを意味するものでもない。」

(7) 知財高判(2部)平成24年1月16日(平成23年(行ケ)第10144号)「エレベータ」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「そうすると、一般に、周知技術を採用することは、当業者であれば必要に応じて適宜なし得るものであるから、引用文献記載の発明に周知技術4を適用することは単なる設計上の事項にすぎないものである。…相違点2は、引用文献記載の発明に周知技術4を適用する際に、周知技術5を考慮して当業者が適宜設定し得る事項でしかなく、また、その効果も、格別の意義を呈するようなものではないというべきである。相違点2は、当業者が容易に想到することができたことと認められ、同旨の判断をした審決に誤りはない。…補正発明と同様の太さの鋼ワイヤは、上記のとおり、周知技術4及び5に示されているところ、補正発明の鋼ワイヤの太さの効果は周知技術4及び5にも内在する効果であって、異質な効果とはいえない。」

(8) 知財高判(3部)平成24年1月31日(平成23年(行ケ)第10121号)判時2168号124頁「樹脂封止型半導体装置の製造方法」(飯村敏明 八木貴美子 知野明)

「当業者の技術常識ないし周知技術についても、主張、立証をすることなく当然の前提とされるものではなく、裁判手続(審査、審判手続も含む。)において、証明されることにより、初めて判断の基礎とされる。他方、当業者の技術常識

ないし周知技術は、必ずしも、常に特定の引用文献に記載されているわけではないため、立証に困難を伴う場合は、少なくない。しかし、当業者の技術常識ないし周知技術の主張、立証に当たっては、そのような困難な実情が存在するからといって、〔1〕当業者の技術常識ないし周知技術の認定、確定に当たって、特定の引用文献の具体的な記載から離れて、抽象化、一般化ないし上位概念化をすることが、当然に許容されるわけではなく、また、〔2〕特定の公知文献に記載されている公知技術について、主張、立証を尽くすことなく、当業者の技術常識ないし周知技術であるかのように扱うことが、当然に許容されるわけではなく、さらに、〔3〕主引用発明に副引用発明を組み合わせることによって、当該発明の相違点に係る技術的構成に到達することが容易であるか否かという上記の判断構造を省略して、容易であるとの結論を導くことが、当然に許容されるわけではないことはいうまでもない。

（9）知財高判（2部）平成24年6月6日（平成23年（行ケ）第10284号）「オープン式発酵処理装置並びに発酵処理法」（塩月秀平 真辺朋子 田邊実）

「引用発明においては、攪拌機の構成と移動通路とは機能的に結び付いているものである。

そうすると、引用発明の発酵処理装置の構成から移動通路（15）を省略し、かつ奥行き方向に往復して攪拌する攪拌機の構成を長尺方向にのみ往復移動しながら攪拌動作する甲第2、第3号証から認められる周知技術に係る攪拌機の構成に改め、同時に概念的、論理的に複数に区切られた発酵槽内の領域を、発酵槽開口部の所望の個所から被処理物の投入・堆積・取出しを行うことができるようにするべく、領域ごとに被処理物の滞留日数及び攪拌頻度を管理することができるようにすることは、甲第2、第3号証に表れる構成が当業者に周知のものであるとしても、本件出願当時、当業者において容易ではあったと認めることはできない。」

（10）知財高判（4部）平成24年9月19日（平成23年（行ケ）第10398号）「水処理装置」（高部眞規子 井上泰人 齋藤巖）

「引用発明は、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターに替えて、エジェクターより接触反応器の構造が簡単で安価なスプレーノズルを用いるものであるから、スプレーノズルは、エジェクターの代替手段である。

そうすると、引用発明において、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターを敢えて用いようとする動機付けがあるとはいえない。

イ また、仮に、引用発明にエジェクターを適用する動機があるとしても、ス

プレーノズルがエジェクターの代替手段であるから、その場合は、引用発明におけるスプレーノズルに替えてエジェクターを適用することになる…したがって、一般に、被処理水にガスを供給することについて、被処理水を供給する管路に「ガスが供給されるエジェクター」を設けることが、本件出願前周知の事項であったとしても、引用発明において、エジェクターとスプレーノズル（噴霧装置）とを併用することは、当業者にとって容易であるとはいえない。

(11) 知財高判(2部)平成24年12月17日(平成24年(行ケ)第10090号,平成24年(行ケ)第10414号)「印刷物」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「購入者に交付されるシートからプリペイドカードを分離して使用できるようにすることも、…甲1発明において技術的課題の一つとされていたというべきである。…甲1発明は、折畳み対向紙片の内側面に印字された部分が有価証券情報のように隠蔽される必要のないものであっても、折畳み対向紙片の内側面の一部を独立して抜き取る(折畳み対向紙片から分離させる)必要性があれば、プリペイドカードに代えてかかる分離させる必要があるものを採用するについての動機付けを含有するものというべきである。

かかる見地から見るに、広告の一部に返信用葉書を切り取り可能に設けることは、本件出願前に既に周知の技術であったと認められる…そして、広告の一部に返信用葉書を設ける場合、返信のために葉書部分を分離させる必要があることは明らかである。したがって、消費者等が受領したシートや紙面から分離して使用するものとして、甲1発明の「プリペイドカード」に代えて「葉書」を採用することは当業者にとって容易想到であるというべきである。」

(12) 知財高判(3部)平成25年10月16日(平成25年(行ケ)第10035号)「合わせガラス用中間膜及び合わせガラス」(設樂隆一 西理香 田中正哉)

「ア 周知例(甲2)には、[1]遮熱性を有するITO等の金属酸化物を含有する合わせガラス用中間膜において、熱、光(特に紫外線領域)等による耐久性試験により、ITO微粒子等が化学変化を起こしたり、それが周辺のポリビニルアセタール樹脂マトリックスにまで影響を与えたりして、可視光透過率が大きく低下し、黄色味が大きく増加すること、[2]これを抑制するために、合わせガラス用中間膜に用いる可塑化ポリビニルアセタール樹脂組成物に、紫外線吸収剤として、マロン酸系化合物及び/又はシュウ酸アニリド系化合物を含有させることが記載されている(4頁5～11行,15頁26行～16頁2行,21頁28行～22頁2行,22頁14～17行)。

前記 1 (3) イのとおり、引用例 1 発明における (A) 層及び (B) 層は、いずれも I T O 粒子を含有する遮熱層であるから、引用例 1 発明に係る合わせガラス用中間膜においても、上記〔1〕の課題を有しているものと認められる。また、引用例 1 には、(A) 層及び (B) 層には必要に応じて紫外線吸収剤等の添加剤が添加されてもよいことが記載されていることは、前記 1 (2) のとおりである。したがって、周知例の記載に従えば、引用例 1 発明における (A) 層及び (B) 層の各層に用いる各ポリビニルアセタール樹脂組成物に、紫外線吸収剤として、マロン酸系化合物及び／又はシュウ酸アニリド系化合物を含有させることは、当業者が容易に想到することといえる。」

(13) 知財高判 (1 部) 平成 26 年 9 月 11 日 (平成 26 年 (行ケ) 第 10002 号) 「マッサージ機」(設樂隆一 大寄麻代 大須賀滋)

「甲 7 発明及び甲 8 発明の甲 1 発明への適用可能性の点について検討するに、…甲 7 発明及び甲 8 発明のこれらの構成に加え、甲 8 公報の記載 (【段落 0002】) によれば、凹部の内壁に空気袋を取付け、空気袋の膨張収縮により人体の肢体をマッサージするという構成は、甲 8 発明の出願時 (平成 11 年 7 月 30 日) における従来技術であり、同従来技術における凹部の内壁も甲 8 発明と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていたと理解されること、甲 9 公報にも、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成り、空気袋を収納する脚保持部が開示されていることからすれば、空気袋の膨張による空気圧によりその内側に収容した人体の肢体をマッサージする椅子式マッサージ機において、空気袋を内面に設け、肢体を保持する外殻部を形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは、周知技術であったといえる。

そうすると、合成繊維等で構成された外面部の非弾性カバー部材 121 について、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは甲 1 発明の機能や効果に関わるのではなく、甲 1 公報にも同材料を否定する記載はなく、むしろ非弾性カバー部材 121 と同様の機能を有する甲 7 発明や甲 8 発明の構成部分についてはそのような材料が採用されており、そのような材料で肢体をマッサージするための空気袋を内面に設ける外殻部を構成することは周知技術といえることからすれば、当業者が、甲 1 発明に甲 7 発明及び甲 8 発明を適用して、非弾性カバー部材 121 を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる」ものとすることは容易に想到できるものというべきである。」

B 他分野の周知技術の適用について

a. 適用が肯定された事例

(1) 知財高判(3部)平成18年1月31日(平成17年(行ケ)第10488号)「海苔夾雑物除去装置」(三村量一 嶋末和秀 沖中康人)

「原告は、本件審決により周知技術として例示された甲5ないし甲12に記載された技術について、本件発明とは全く異なる技術分野に属するものであると主張する。しかし、シート状物から回転ブラシを用いて不要物を除去するという技術は、被処理物の表面近くに存在する不要物を物理的な力により除去するという点で被処理物の素材のいかんを問わず適用し得る汎用性のある技術というべきであるから、甲5ないし甲12に記載された種々のシートに関する技術は、乾海苔の夾雑物の除去に関する技術分野にも適用し得るものというべきである。」

(2) 知財高判(4部)平成19年12月18日(平成19年(行ケ)第10002号)「車両用サスペンションアーム」(田中信義 古閑裕二 浅井憲)

「原告らは、引用文献2や周知例2及び3は本願補正発明とは技術分野が異なるから、これらを容易想到性の根拠にすることはできないと主張する。

確かに、引用文献2や上記各周知例の技術分野が本願補正発明と異なることは原告らの指摘するとおりであるが、既に述べたように、上記各周知例は引用文献2に示された「板材の側端部を略パイプ状に形成すると板材の剛性が高まる」との技術事項が周知であることの裏付けとして提出されたものであるところ、形鋼等の板材は、建築、土木、橋梁等の技術分野に止まらず自動車等の技術分野においても幅広く活用されている基礎的素材であることは既に認定したとおりであるから、上記周知の技術事項は板材を活用する各種技術分野における横断的な周知の技術事項と見ることができるのであり、そうすると、原告らが問題とする技術分野の相違は、本願補正発明の相違点3に係る構成を想到する際の容易想到性の阻害要因になるとまではいえないものというべきである。したがって、この点に関する原告らの主張は失当である。」

(3) 知財高判(4部)平成23年7月7日(平成22年(行ケ)第10328号)「安全シールドアセンブリ」(滝澤孝臣 高部真規子 齋藤巖)

「原告は、本件審決は、ピンを用いた機械的ヒンジの例を、安全シールドアセンブリとは技術分野を全く異にする、ヒンジ式蓋装置の技術分野(甲3)に求めるものであって、相違点2の容易想到性の判断構造として適切さを欠いたものである旨を主張する。

しかしながら、機械的ヒンジにおいて技術分野を問わず周知の機械的ヒンジ

の中から、具体的にどのようなヒンジ構造を選択するかという点には、何らの困難性も認められない。よって、引用発明1のカラーとシールドとの接続について、生きヒンジによる接続に換えて、機械的ヒンジの一形式として周知のフック部材とハンガーバーとの協働による構造を採用することは、当業者が適宜になし得る事項というべきであり、原告の上記主張は理由がない。」

(4) 知財高判(2部)平成24年7月11日(平成23年(行ケ)第10297号)「球技用ボールにおける外皮側とボール側との接着方法」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)

「本件出願時の技術常識として、シアノアクリレートやポリウレタン等の水反応型接着剤が知られており、電気カーペット等の面状採暖具の接着用途のみならず、卓球ボール、ソフトテニスボール、ゴルフボールなどの球技用ボールの接着用途も含めて、一般的に用いられる、すなわち、汎用性を有するものと認められる。…水反応型接着剤の汎用性に照らせば、引用発明1のメルトン貼りボールの接着用途として、水反応型接着剤を適用することは、単なる設計的事項にすぎず、動機づけを否定することができない。」

(5) 知財高判(3部)平成25年4月26日(平成24年(行ケ)第10266号)「自動パッケージピックアップ及び配送に関するシステム及び方法」(芝田俊文 西理香 神谷厚毅)

「認証技術は、取引の安全性確保等を目的として、各種技術分野、各種用途で使用され得ることは認証技術に接した当業者には自明であるから(この点は、乙6の記載からも裏付けられる)、周知技術2を引用発明の認証処理に係る技術として適用することは、何ら困難なことではない。引用発明が宅配ボックス装置の技術分野に属するものであっても、当該宅配ボックス装置の認証技術として、各種技術分野、各種用途で使用され得る周知の認証技術を適用できないとする理由はない。」

(6) 知財高判(3部)平成26年7月17日(平成25年(行ケ)第10269号)「エレベータ」(石井忠雄 西理香 田中正哉)

「エレベータの技術分野において、カウンタウエイトを用いるものも、用いないものも、いずれも周知慣用のものであり、カウンタウエイトを用いるエレベータの技術手段を、カウンタウエイトを用いないエレベータに適用しようと試みることは、当業者の通常の創作能力の発揮であるといえる。したがって、乙2公報及び乙3公報が、いずれもカウンタウエイトを用いるエレベータについて記載したものであるとしても、これら文献をもって、カウンタウエイトを用

いないエレベータを含めた、エレベータの技術分野一般において、前記認定のとおりの周知技術を認定することに何ら支障はないというべきである。」

b. 適用が否定された事例

(1) 知財高判(2部)平成23年10月4日(平成22年(行ケ)第10329号)「樹脂凸版」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「甲3-1～甲3-6には、「透明基板の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすること」が記載されているものの、いずれの証拠も刷版に関するものではなく、補正発明の技術分野とは異なる技術分野に関するものであるから、これらの証拠から、透明基材の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすること」が、補正発明の技術分野において一般的に知られている技術であるということはできない。…以上のとおり、審決が、補正発明の技術分野において、透明基材の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすることが本件出願前に周知であると認定した点は誤りであるから、この周知技術を前提として補正発明の進歩性を否定した審決の判断も、誤りというべきである。」

(2) 知財高判(1部)平成23年10月24日(平成23年(行ケ)第10021号)「積層材料」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「一方、審決が周知事項、周知技術と指摘する甲14、甲4及び甲5文献には、無電解メッキによって高周波誘導加熱層を有する材料を製造できることは記載されているものの、これらの文献はいずれも電磁加熱式調理器具などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。

特に、甲4及び甲5文献にはメッキ層の基材としてアルミニウムが記載されているから、アルミニウム層に代えて、アルミニウム基材上にメッキ層を設けた材料を適用すると考えると矛盾が生じ、さらに、アルミニウム箔よりもアルミニウム基材に無電解メッキ層を設けた方がコスト削減、生産性向上、省エネルギーであるなどとする根拠は存在しない。

しかも、本願補正明細書(甲12)の段落【0004】には本願補正発明の無電解メッキ薄膜層は金属箔を含まないことが明記されているから、仮に引用発明1に甲4及び甲5文献の技術的事項を適用しても、本願補正発明になるとはいえない。

以上のとおり、高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの」を置換することは、引用発明 1 の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。

したがって、引用発明 1 に甲 1 4、甲 4 及び甲 5 文献を適用することによって、本願補正発明が容易に発明し得たとする審決の判断には誤りがあることになる。」

(3) 知財高判(4部)平成24年5月23日(平成23年(行ケ)第10250号)「生分解性衛生用繊維集合体」(滝澤孝臣 高部眞規子 齋藤巖)

「ア 本件審決が認定した相違点に争いはないところ、繊維集合体が、本件発明では、ポリ乳酸を主成分とする生分解性の繊維集合体であるのに対し、引用発明 1 では、ポリエステルを主成分とする生分解性でない繊維集合体である点において、相違する。…

ウ 他方、周知例 1 (甲 4) には、〔1〕衛生材等に用いられる不織布について、使い捨て用の使用済みの不織布は、焼却されるか、あるいは土中に埋設されることにより処理されるが、焼却処理では多大の諸経費が必要とされ、埋設処理では土中で長期間にわたって元の状態のまま残るといった問題があるため、使い捨て製品に使用される不織布に関して、短期間の内に自然に分解される新しい不織布が要望されていること、〔2〕一般に、微生物分解性がある素材として、合成高分子素材であるポリラクチド(ポリ乳酸)等が広く知られているが、重合体のコストが高いため、その適用は、生体吸収性縫合糸のような分野に限られていること、〔3〕上記課題を解決するために、不織布の素材として、ポリカプロラク톤を 3～30 重量%含むポリエチレンを用いること、以上の事項が記載されている。

また、周知例 2 (甲 5) には、〔1〕従来、漁業や農業、土木用として用いられる産業資材用繊維としては、主としてポリアミド、ポリエステル、ビニロン、ポリオレフィン等からなるものが使用されているが、これらの繊維は自己分解性がなく、使用后、海や山野に放置すると種々の公害を引き起こすという問題があること、〔2〕このような問題を解決する方法として、自然分解性(微生物分解性又は生分解性)の素材を用いることが考えられること、〔3〕従来、自然分解性ポリマーとして、ポリラクチド(ポリ乳酸)等の合成脂肪族ポリエステル等がよく知られているが、これらのポリマーから繊維を製造する場合、湿式紡糸法で製造しなければならなかったり、素材のコストが極めて高いため、製造原価が高価になったり、高強度の繊維を得ることができなかつたりするとい

う問題があったこと、〔4〕このような問題を解決するために、比較的安価で、実用に供することができる強度を有し、微生物により完全に分解されるポリカプロラクトンを用いること、以上の事項が記載されている。

また、周知例 3（甲 6）には、〔1〕従来、漁網を構成する素材としては安価な強度的に優れるポリアミド系、ポリエステル系、ポリエチレン系等の合成繊維系が用いられているが、自然の環境下において極めて安定であり、長期にわたってその強度を維持するために、不要時の処分に困難を来し、環境汚染の原因となっていること、〔2〕漁網をポリ乳酸等の分解性高分子にて構成したので、水中に放置しておよそ数か月ないし 1 年以上経過後にはモノマー化し、最終的には微生物の餌となって消失してしまうので従来のような放置に伴う環境汚染の問題を生じないこと、以上の事項が記載されている。

しかし、周知例 1 ないし 3 に、上記事項が記載されているとしても、エアベッド用フィルタシートについては何ら記載されていない。そうすると、周知例 1 ないし 3 の上記記載は、エアベッド用フィルタシート地に関する引用発明 1 において、前記の必要性から選択した素材であるポリエステルを、別の素材であるポリ乳酸に変更するほどの動機付けがあることを示すものとはいえない。

エ 以上のとおりであるから、引用発明 1 において、ポリエステルのポリ乳酸に変更する動機付けがあるということはできないから、本件発明と引用発明 1 との相違点が、当業者が容易に想到することができたものとはいえない。」

（4）知財高判（1 部）平成 24 年 6 月 26 日（平成 23 年（行ケ）第 10316 号）「半導体装置の製造方法および半導体装置」（飯村敏明 八木貴美子 小田真治）

「樹脂封止は、半導体装置の封止手段として一般的に行われている方法であり、樹脂封止のうち、ポッティング法、キャストリング法、コーティング法、トランスファ成型法において、封止用樹脂としてシリコン系樹脂を使うことは、当業者に周知な技術であると認められる（甲 4，12，乙 1，2）。しかし、引用発明のように、半導体装置を金型中に載置し、金型と半導体装置との間に封止用樹脂を供給して圧縮成形する樹脂封止方法において、封止用樹脂としてシリコン系樹脂を使うことが当業者に周知な技術であると認めるに足りる証拠はない。…引用例 2，引用例 3 及び甲 4 文献から、本願発明における硬化性シリコーン組成物が当業者に周知な組成物であると認められるとしても、引用発明の樹脂にこの硬化性シリコーン組成物を使用することが容易になし得ると認めることはできない。」

（5）知財高判（1 部）平成 24 年 9 月 27 日（平成 23 年（行ケ）第 102

68号)「遊技機の基板収納ボックス」(飯村敏明 八木貴美子 小田真治)

「甲6ないし甲9には、固着した後、固着を解除し再固着する固着技術が開示されているが…、これらはいずれも遊技機又は回路基板を収納するボックスに関する技術ではないから、甲6ないし甲9に記載の固着技術を遊技機の基板収納ボックスに関する技術である甲1発明又は甲2発明に適用することを、当業者が容易に着想できたとはいえない。すなわち、甲6に記載の技術は、電子写真画像装置に関する技術であり、甲7に記載の技術は、蓄電池に関する技術であり、甲8に記載の技術は、回路モジュールの金属筐体に関する技術であり、甲9に記載の技術は、照明装置に関する技術であり、そのような技術分野において、固着を解除し再固着する固着技術が開示されているからといって、甲1発明に遊技機とは関連しない装置等に用いられている甲6ないし甲9に記載の技術を適用することが容易であると解することはできない。」

3. 後知恵防止**(1) 知財高判(3部)平成19年3月28日(平成18年(行ケ)第10211号)「成形可能な反射多層物体」(三村量一 古閑裕二 嶋末和秀)**

「審決が、刊行物2に「可視光全体にわたって高い反射特性をもたせるために、高屈折率誘電体と低屈折率誘電体を交互に、かつ、各層の光学的厚みに勾配をもたせて積層した多層膜が開示されている」と認定し、また、刊行物2により、「可視光全体にわたる反射特性を持たせるために、屈折率の異なる2層を積層するとともに、光学的層に厚さ勾配をもたせること」が公知であると認定したことは、本願発明を知った上でその内容を刊行物2の記載上にあえて求めようとする余り、認定の誤りをおかしたものといわざるを得ない。」

(2) 知財高判(2部)平成19年3月29日(平成18年(行ケ)第10422号)「耐水性で発散作用のある履物用靴底」(中野哲弘 岡本岳 上田卓哉)

「被告は、引用発明において防水部材2が積層配置された部分は、防水部材2によって防水性が確保されているのであるから、防水性をより向上させるためには、防水部材2が積層配置されていない革製本底1の上面が露出する部分に対して合成樹脂を積層すればよく、革製本底1の上面が露出する部分は、革製本底1の周縁となるから、周縁に沿って革製本底1の上面が露出する部分を合成樹脂で被うことは、当業者が容易に想到し得たことであり、周縁に沿って革製本底1の上面が露出する部分を合成樹脂で被えば、必然的に合成樹脂は貫通孔を備えたものになると主張する。

確かに、引用発明において、防水性を向上させるため革製本底1の上面が露

出する部分に対して合成樹脂を積層すれば、革製本底 1 の上面が露出する部分は周縁であるから、「貫通孔を備えた不透過性の材料でできた上部部材」を採用すること、すなわち、本願発明の相違点の構成を採用することにより、引用発明の防水性をより向上させることができるが、引用発明は、防水性を「通気性を有する防水部材」を積層することにより達成しているものであり、かつ、「本実施例のように踏付け部のみに防水布 2（判決注：本願発明の「通気性でかつ耐水性の材料からなる膜」に相当）を積層配置しただけで十分に効果的である」（甲 1 の明細書 5 頁第 2 段落）とあるように、それで足りるとしているものである。

引用例には、更に防水性を高めるために「不透過性の材料でできた上部部材」で覆うというようなことについては記載も示唆もなく、また、審決が周知技術として引用する甲 2 刊行物ないし甲 4 刊行物にも記載がないのであるから、防水布の通気性を保つために貫通孔を備えた不透過性の材料でできた上部部材により被覆するという本願発明の相違点に係る構成を採用することが、当業者に容易想到とすることはできない。被告の上記主張は、裏付けのない主張であり、本願発明の相違点に係る構成を後から論理付けしたものというほかに、採用することができない。」

（3）知財高判（1部）平成20年10月30日（平成20年（行ケ）第10017号）「弾力性の優れた高度テーパリング歯ブラシ毛が植毛された歯ブラシ、及びその製造方法」（塚原朋一 本多知成 田中孝一）

「カ 原告らは、引用例（甲 1）に記載された事項について、出願後に頒布された別の刊行物の記載を参酌して事実を認定することは許され、裁判例にも、出願時以降の刊行物中に出願前の技術に関する記述があるという理由により、これを出願前の技術水準を認定する資料とした事例もある、本願明細書（甲 2， 3）に記載された先行技術 1 は、引用発明に関するものであるから、引用発明の認定に際して、これを参酌することは許されると主張する。

しかし、前記イ、ウに説示したとおり、引用発明の内容は、あくまで引用例（甲 1）の記載から把握される技術内容に従って認定されるべきであり、これを本願明細書（甲 2， 3）の内容を参酌して認定できるとすれば、本願明細書（甲 2， 3）の記載内容のみから本願発明の進歩性を判断できることにもなりかねず、さらに、そもそも本願明細書（甲 2， 3）に記載された先行技術 1 と引用発明とを当然に同一の技術ということはできないにもかかわらず、引用例に開示される引用発明の内容を、本願発明（甲 2， 3）の先行技術 1 の記載を参酌して認定することもできないのであって、このことと、出願時以降の刊行物中に出願前の技術に関する記述がある場合にこれを出願前の技術水準を認定

する資料とすることとは全く別の事項である。

以上によれば、原告らの上記主張は採用することができない。」

(4) 知財高判(3部)平成21年1月28日(平成20年(行ケ)第10096号)判時2043号117頁、判タ1299号272頁「回路用接続部材」(飯村敏明 齊木教朗 嶋末和秀)

「容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考は排除されなければならないが、そのためには、当該発明が目的とする「課題」の把握に当たって、その中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないように留意することが必要となる。」

(5) 知財高判(3部)平成21年3月25日(平成20年(行ケ)第10261号)「上気道状態を治療するためのキシリトール調合物」(飯村敏明 齊木教朗 嶋末和秀)

「特許法29条2項が定める要件は、特許を受けることができないと判断する側(特許出願を拒絶する場合、又は拒絶を維持する場合においては特許庁側)が、その要件を充足することについての判断過程について論証することを要する。同項の要件である、当業者が先行技術に基づいて出願に係る発明を容易に想到することができたとの点は、先行技術から出発して、出願に係る発明の先行技術に対する特徴点(先行技術と相違する構成)に到達することが容易であったか否かを基準として判断されるべきものであるから、先行技術の内容を的確に認定することが必要であることはいうまでもない。また、出願に係る発明の特徴点(先行技術と相違する構成)は、当該発明が目的とした課題を解決するためのものであることが通常であるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには、当該発明の特徴点を的確に把握すること、すなわち、当該発明が目的とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして、容易想到性の有無の判断においては、事後分析的な判断、論理に基づかない判断及び主観的な判断を極力排除するために、当該発明が目的とする「課題」の把握又は先行技術の内容の把握に当たって、その中に無意識的に当該発明の「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことのないように留意することが必要となる。」

(6) 知財高判(4部)平成22年3月24日(平成20年(ネ)第10085号)判タ1358号184頁「インターネットサーバーのアクセス管理およびモニタシステム」(滝澤孝臣 高部眞規子 杜下弘記)

「仮に、引用例に開示された事項についての技術的意義を離れて、「リダイレク

ト」という用語の抽象的な意義のみに基づいて本件発明の「REDIRECT
コマンド」と対比することを前提とするならば、排除されるべき「後知恵」の
混入を避けることはできないといわなければならない。」

(7) 知財高判(3部)平成22年9月28日(平成22年(行ケ)第10036号)判時2097号125頁、判タ1338号226頁「医療用器具」(飯村敏明 齊木教朗 武宮英子)

「当該発明が特許されるか否かの判断に当たっては、先行技術から出発して当該発明の相違点に係る構成に至ることが当業者において容易であったか否かを検討することになるが、その前提としての先行技術の技術内容の把握、及び容易であったか否かの判断過程で、判断の対象であるべきはずの当該発明の「課題を達成するための解決手段」を含めて理解する思考(事後分析的な思考)は、排除されるべきである。」

(8) 知財高判(1部)平成23年10月12日(平成22年(行ケ)第10282号)「レーザーによつて材料を加工する装置」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「a 審決は、「不都合の原因が判明した場合に、それを除去することは当然であり、『熱レンズ』は、液体にレーザービームのエネルギーが供給され続けることにより生じる。よって、『熱レンズの形成』を抑制する手段として、レーザービームが透過する範囲において、液体がよどむことなく流れるという『思想』は、当業者がごく自然に想到しうるものである」(審決62頁23～28行)と判断している。

しかし、「熱レンズ」は液体にレーザービームのエネルギーが供給され続けることによって生じることが解明されたとしても、原因が判明した場合にそれを除去する解決手段は1つに限定されるものではなく、「液体がよどむことなく流れるようにする」という解決手段を含め、エネルギーの供給が継続する場合の解決手段には、例えば、レーザーの種類と液体の種類の組合せとしてエネルギー吸収能の低い組合せを用いてエネルギー吸収そのものを抑止するなど、複数の解決手段があり得るところである。

ましてや、本件では、主引用例である甲1発明は、液体を「準停留状態」にすることによって所定の課題を解決する発明と認められるから、甲1発明を基礎としながら、「準停留状態」とは着想の異なる「液体がよどむことなく流れる」との思想に想到するためには発想の転換が必要というべきである。

したがって、液体がよどむことなく流れるという「思想」を自然に想到しうるものとした審決の上記論法は、後知恵的な論法であり、誤りである。」

(9) 知財高判(4部)平成26年1月22日(平成25年(行ケ)第10092号)「マッサージ機」(富田善範 田中芳樹 荒井章光)

「本件発明1は、従来技術において、施術の対象とすることができなかった被施療者の臀部の下方と座部との間を施術するために、マッサージ手段を挿入することができる空間を確保するための構成として、相違点1の構成を採用したものである。甲18文献ないし甲21文献において、マッサージ手段に対してマッサージ具等を左右に配置してその間をマッサージ手段で施療することや、マッサージ手段とマッサージ具等が干渉しないようにマッサージ具等をマッサージ手段の左右に配置することが開示されていたとしても、本件発明1に想到するためには、被施療者の臀部の下方と座部との間を施術するという課題を設定した上で、当該課題を解決するための新たな試行錯誤が必要となるのであって、本件発明1が採用した相違点1の構成を前提に、課題の設定や解決手段の選択が容易であるとする原告の主張は、いわゆる後知恵というほかない。」

(10) 知財高判(3部)平成26年1月30日(平成25年(行ケ)第10163号)「帯電微粒子水による不活性化方法及び不活性化装置」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅)

「本件優先日時点においては本件特許明細書は未だ公知の刊行物とはなっておらず、当業者においてこれに接することができない以上、甲1発明1の内容を解釈するに当たり、本件特許明細書の記載事項を参酌することができないことは明らかである。」

(11) 知財高判(2部)平成26年11月19日(平成26年(行ケ)第10124号)「製品保持手段を有する改善されたパッケージ」(清水節 中村恭 中武由紀)

「両発明を組み合わせることについての動機付けの判断に当たり、具体的な動機や示唆の有無について検討することなく、単に、組合せ後の発明が消費者にとって有用な作用効果を奏するとの理由で動機付けを肯定しているものであり、事後分析的な不適切な判断といわざるを得ない。」

4. 副引用発明を適用する際の設計変更等

(1) 知財高判(4部)平成18年10月4日(平成18年(行ケ)第10130号)「透過形スクリーン」(塚原朋一 石原直樹 高野輝久)

「刊行物2には、「光散乱物質としてワックス又は結晶性ポリマーの少なくとも

一つを含有し、後面投影型スクリーンとして用いられるレンチキュラーレンズにおいて、ワックス又は結晶性ポリマーの経時性を改良するために一般に使用される紫外線吸収剤を添加する」ことが記載されていると認められるから、この記載に接した当業者が、引用発明 1 のレンチキュラーレンズとして、引用例 2 に開示された紫外線吸収剤の添加により経時性が向上したレンチキュラーレンズ (引用発明 2) を用いることは、容易になし得るところであり、その際、「400nm 以下の波長に対して光線透過率が短波長側に移るにつれて減少して約 360nm より短波長側においては光を透過しなくなる紫外線吸収特性を有する」ように、レンチキュラーレンズの紫外線吸収特性を調整することが、当業者が適宜行う設計的事項であることは、上記のとおりである。

(2) 知財高判 (4 部) 平成 20 年 1 月 30 日 (平成 19 年 (行ケ) 第 10155 号) 「情報処理システム及びその方法、並びにコンピュータ上で動作する情報処理プログラムを記録した記録媒体」(石原直樹 古閑裕二 浅井憲)

「引用例 2 に開示された、任意の通知時期に、任意の通知方法により、顧客に対し商品情報を通知するとの構成を、その「任意の通知時期」を「販売価格の最安値が変更されたとき」として、引用発明 1 に適用し、「ユーザが指定した商品について、販売価格の最安値が変更された場合に、当該ユーザに対し通知する通知手段」(相違点 3 に係る本願発明の構成) を得ることは、当業者であれば、容易に想到することができたものと認めるのが相当である。この場合に、引用例 2 に記載された発明自体が「最安値」の概念を有するものでないとしても、引用発明 1 に内在する本件要請に照らして、引用例 2 に開示された構成の「任意の通知時期」を「販売価格の最安値が変更されたとき」とすることは、当然に選択される場所である…」

(3) 知財高判 (4 部) 平成 20 年 5 月 21 日 (平成 19 年 (行ケ) 第 10328 号) 「料理飲食物の給仕方法とその装置」(田中信義 石原直樹 杜下弘記)

「引用例 1 記載の発明が、顧客が飲食しながら水槽内を回遊する鑑賞魚を鑑賞できるようにし、食事に一時の風趣を添えようとしたものであることは、上記 (2) のとおりであり、この場合の鑑賞魚も、顧客の鑑賞に供する展示物といえることができる (引用例 1 記載の発明については「観賞魚」の文字を当てるべきであるとする原告の主張に従っても、対象物を見て、その美しさ等を楽しみ味わう点においては、展示品の鑑賞と変わるところはない。)。そうすると、引用例 1 記載の発明において、顧客が飲食しながら鑑賞することのできる展示物として、鑑賞魚に限らず、上記のとおり、そのような展示物として周知の美術工芸品その他の展示品を選択し、これを周回させることも、当業者が適宜なし

得るところである。そして、その際に、「回遊する鑑賞魚」と「周回する展示品」という各展示物の特性の相違に対応して、展示物を展示するための装置につき、引用例 2 に開示された、陳列物を載置する載置小体を環状に走行させる技術を適用し、相違点 1 に係る本願発明の構成とすることは、当業者にとって容易であるといわざるを得ない。」

(4) 知財高判(3部)平成20年8月28日(平成20年(行ケ)第10018号)「放送内容受信装置」(飯村敏明 中平健 上田洋幸)

「3 審決の内容

エ 相違点 4

本件訂正発明においては、位置指定手段について「チャンネルの方向及び上記放送順の方向それぞれ独立に移動可能なカーソルにより指定する」と特定しているのに対し、引用発明のカーソルないしポインタは、上下に移動するものである点。

…

第 5 当裁判所の判断

(1) 相違点 3 についての容易想到性の判断の誤りについて

…テレビ番組内容を、放映チャンネルごとに時間情報とともに並べて表形式で表示することは、甲 19 の外、新聞、雑誌等のテレビ番組欄において採用されており、周知のものといえる。…画面上への番組の表示形式を「チャンネルの違い毎に縦もしくは横の内の 1 方向に並べて」、「同一チャンネルの番組を、その放送順に、上記 1 方向と垂直な方向に並べて」構成することは、当業者が容易に想到し得ることである。したがって、相違点 3 について容易想到とした審決の判断に誤りはない。

(2) 相違点 4 についての容易想到性の判断の誤りについて

…引用発明は、カーソル・キーを操作してポインタを移動させることによって所望の番組を指定するものである。そして、甲 11、16 によれば、本件訂正発明に係る出願時において、番組表の画面上でカーソルを上下左右に移動させることにより番組を選択する技術は、周知の技術であったといえる。そうすると、相違点 3 の構成が当業者にとって容易に想到し得る以上、番組の指定を「チャンネルの方向及び放送順の方向それぞれ独立に移動可能なカーソルによって指定する」ようにすることは当業者が容易に想到し得るものである。したがって、相違点 4 について容易想到とした審決の判断に誤りはない。」

(5) 知財高判(2部)平成20年10月29日(平成19年(行ケ)第10295号)「直線運動用ブレーキ装置」(中野哲弘 森義之 渋谷勝海)

「引用例1発明に引用例2の技術を適用するに当たり、ピストンロッドの摺動面に傷がつかない程度に円筒内面を切り取り、また制動力が生ずる程度に制動板の板厚を設定することは、当業者が適宜なし得る設計的事項というべきである。」

(6) 知財高判(4部)平成20年11月26日(平成20年(行ケ)第10074号)「放電ランプ用フードテープの製造方法、放電ランプ用フードテープ、放電ランプおよび放電ランプの製造方法」(田中信義 石原直樹 杜下弘記)

「刊行物発明に刊行物2記載の製造方法を適用する場合には、水銀ディスペンサの材料であるニッケル板によって刊行物2記載の帯状部材に相当するものを形成し、これに水銀合金を所定幅で塗布した上、当該帯状部材を、これに塗布された水銀合金の所定幅方向を切断方向とし、かつ、その切断方向が切り出された部材の長手方向になるようにして切断する(そのように切断しなければ、切り出された部材が、刊行物1の図2c、dに図示された刊行物発明の「ニッケル板7の全幅に亘ってZr-Ti-Hg合金が塗布された水銀ディスペンサ」とならない。)ことによって、水銀ディスペンサ(ニッケル板7)を製造することになるが、その際、上記切断方向が帯状部材の長手方向に垂直な方向となるよう、帯状部材を形成すれば、同一形状のニッケル板7を効率よく製造し得ることは極めて容易に理解し得るところであり、当業者が通常採用する技術事項であると認められる。」

したがって、刊行物発明のニッケル板7に対し刊行物2に記載の技術を適用することにより、相違点に係る技術事項を得ることは当業者が容易に想到し得たとする審決の判断に誤りはない。」

(7) 知財高判(4部)平成20年12月22日(平成20年(行ケ)第10049号)「クリップ」(田中信義 榎戸道也 浅井憲)

「刊行物2の係止片の形状、機能、クリップ本体における位置、取付用突起との関係等の技術事項に照らして見れば、合成樹脂材で一体成形される刊行物1記載の発明において、刊行物2の係止片を適用するに当たり、これを挿入部に相当する頭部の内側から垂下する一対の挟持部として構成することは、当業者がさしたる困難もなく試行し得た範囲の事項であると認められるから、相違点に係る本願発明の構成は当業者が容易に想到し得たものと認められる。」

(8) 知財高判(3部)平成20年12月25日(平成20年(行ケ)第10

038号)「押釦スイッチ」(飯村敏明 齊木教朗 嶋末和秀)

「押釦の技術分野において、ドーム状可動接点の頂点部に設けられたステムと間隔を空けて等距離に、接触部を構成する突起部を配置する構成は、一般的に見られるということが出来るから、第2引用例に記載された4つ設けられた突起部を引用発明に適用した場合、ドーム状頂点部に設けられたステムとは間隔を空けて等距離に突起部を配置した構成、すなわち、ドーム状の頂点部を環状に包囲するように配置した構成は、ごく普通に選択される構成といえる。

したがって、引用発明に引用技術を適用するに際し、相違点に係る本願補正発明の構成とすることは、当業者が格別の工夫を要することなく、容易に想到することができるというべきであるから、審決の判断は、結論において誤りはない。」

(9) 知財高判(4部)平成22年7月14日(平成21年(行ケ)第10412号)「炊飯器」(滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人)

「引用発明1に引用発明2を適用するにあたって、材質を換えた場合にその形状を完全にそのまま適用するのではなく、加工性等に応じて形状を調整することは当然行われることであり、それをもって阻害要因とまではいえない……」

(10) 知財高判(1部)平成23年1月24日(平成22年(行ケ)第10164号)「渦流センサー」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「引用発明について周知技術Cを適用し、「センサ支持体に、流体の温度を検出するための第一の温度センサーと少なくとも第二の温度センサーとを配置する」ことは、当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)にとって容易に想到しうるものと認めることができる。

そして、周知技術Cは審決10頁下6～下4行が指摘するように「センサ支持体に、第一の温度センサーと少なくとも第二の温度センサーとを配置する」ものであり、他方で周知技術Bは審決10頁2行～4行が指摘するように「せき止め部材の中に温度センサーを配置」するものではあるが、周知技術Bと周知技術Cとは、液体を含む流体測定という同一の技術分野に属し、さらに液体を含む流体の温度を検出するための温度センサの配置に関する技術である点で共通しているから、引用発明に対して周知技術Cを適用するに際して、「流体の温度を検出するための第一の温度センサーと少なくとも第二の温度センサー」とを配置するための場所を、周知技術Cの「センサ支持体」から、周知技術Bの「せき止め部材の中」に置き換えることは、当業者が格別の困難なく容易に想到しうるものであると認めることができる。」

(11) 知財高判(2部)平成23年4月26日(平成22年(行ケ)第10312号)「椅子型マッサージ機」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「被告は、甲第3号証等のマッサージ器の具体的な構成と甲1発明の椅子型マッサージ機におけるマッサージ具の構成との違いを主張するが、前記のとおり判示した周知技術の内容の程度にかんがみれば、当業者において必要な修正を施して組み合わせることが容易な程度の違いにすぎない。」

(12) 知財高判(2部)平成23年9月13日(平成22年(行ケ)第10302号)「フラットパネルディスプレイ」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「オフセット領域を具備した薄膜トランジスタが、線形領域(非飽和領域)と飽和領域のいずれで動作する場合でも、薄膜トランジスタを流れるドレイン電流が制限されることは、当業者には自明であるから、引用発明に上記周知の技術的事項を適用して引用発明における「電流制御用TFT602」を構成した際に、「電流制御用TFT602」を線形領域(非飽和領域)と飽和領域のいずれで動作させるかは、当業者が必要に応じて適宜選択し得たものであることも明らかであって、このように認めることをもって後知恵とするのは相当でない。」

(13) 知財高判(2部)平成23年9月27日(平成23年(行ケ)第10099号)「印刷機の印刷方法及び印刷機」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「引用例の図2の構成は、レーザ照射装置をONにすれば、レーザ管で生成されたレーザ光が光ファイバケーブルを構成する全ての光ファイバに等しく導入され、全ての光ファイバの端部から紫外線が照射されるものだが、引用例には、図2の構成にとどまらず、画像が存在する場所にだけ放射エネルギーを当てるといった技術的思想が開示されており、そのために、印刷枚葉紙の幅方向の一部分だけに限って放射エネルギーを当てることの示唆も存在する。したがって、引用例に接した当業者であれば、引用発明に周知技術1を適用する際、印刷製品の幅方向に複数並んだLEDアレイ全体を一律に点灯制御して、幅方向全域にわたる放射エネルギーの照射・非照射を単純に切り換えるといった点灯制御はもとより、引用例の上記示唆が動機づけとなって、モジュール化されたLEDアレイ単位で点灯制御を相互に独立させ、画像が存在する部分だけに限って放射エネルギーを当てるといった点灯制御までも容易に想到し得るといふべきである。」

また、モジュール化されたLED単位で点灯制御を独立させる場合、画像の有無の判断を当該LEDアレイ単位、換言すれば、当該LEDアレイの照射領域単位で行うようにすることは、単なる設計的事項にすぎず、画像が存在する場所にだけ放射エネルギーを当てるといった観点でいえば、画像の有無の判断単

位と、エネルギーの放射単位とを領域的に一致させるのが普通であるといえるし(敢えて一致させないことの必然性に乏しい)、また、そのようにすることは、回路設計を行う当業者にとって自然な発想といえる。

よって、相違点 2, 3 に係る構成は、引用発明に周知技術 1 を適用することによって、容易に想到し得るものというべきである。」

(14) 知財高判(2部)平成24年1月16日(平成23年(行ケ)第10144号)「エレベータ」(塩月秀平 真辺朋子 田邊実)

「一般に、周知技術を採用することは、当業者であれば必要に応じて適宜なし得るものであるから、引用文献記載の発明に周知技術 4 を適用することは単なる設計上の事項にすぎないものである。そして、その際、前記のとおり、エレベータの巻上ロープの太さを低減しようとするのが周知の技術的課題 1 と認められることからすれば、さらに太さを低減するために、その構成要素である素線やストランドの構成と合わせて素線の太さを細くすることも選択肢となることはその機序に照らして容易に認められるから、素線について、より細い径を選択することも設計上可能であるというべきである。すなわち、鋼ワイヤの太さの平均が「0.1mm以上かつ0.2mm以下」であるワイヤロープ自体がエレベータ用であるか否かはともかくとして、これは普通に使用されるワイヤロープの構成材料であるから(周知技術 5)、引用文献記載の発明に周知技術 4 を適用する際に、かかる周知技術 5 の知見を得て、そのワイヤロープの鋼ワイヤの太さの平均を「0.1mm以上かつ0.2mm以下」に設定することは当業者であれば容易に想到し得たものというべきである。

(15) 知財高判(4部)平成24年3月7日(平成23年(行ケ)第10197号)「回転駆動装置」(滝澤孝臣 高部真規子 齋藤巖)

「装置を小型化することは一般的な課題であり、そのために装置を構成する部材やその配置を工夫することは、当業者の通常の創作活動であって、減速機と駆動モータとを備えた回転駆動装置において、駆動モータや歯車部材の選定やその配置を工夫して小型化しようとすることも、当業者が通常行う程度の創意工夫である。また、減速機において、減速比や減速効率を高めることは、当業者であれば当然に考慮することである。よって、引用発明に周知技術を適用する際に、上記事情を考慮して適宜変更することも、当業者であれば容易に想到し得ることである。

(16) 知財高判(2部)平成25年9月3日(平成25年(行ケ)第10034号)「継手装置」(塩月秀平 中村恭 中武由紀)

「仮に、引用発明に刊行物2発明を適用するとしても、刊行物2発明の超硬リングは、刊行物2の図6のように波状に連続した凹凸面であって、本願発明のように端面に対して垂直に形成されてはいないから、直ちに本願発明の相違点に係る構成となるものでないところ、引用発明に刊行物2発明を適用する際に、波状に連続した凹凸面を端面に対して垂直なものに変更することが、当業者にとって設計的な事項であるとはいえない。そして、複数の部品を铸ぐるみ铸造によって一体的に形成する複合部品に関する技術分野において、铸ぐるみ部品の抜けや空回りを防止するために、铸造時に溶融した材料が流入する部分の形状を端面に対して垂直に形成することが、従来周知の技術手段(甲1の図5の周溝25, 甲2の図3の突条22)であるとしても、引用発明に刊行物2発明を適用して、筒状部(第1の継手部材)の端面に波状に連続した凹凸面を形成した上で、さらに上記周知の技術手段を適用して、波状に連続した凹凸面を端面に対して垂直な凹凸面に変更することの動機付けがあるとはいえず、そのような構成を採用することが当業者にとって容易に想到し得ることとはいえない。」

(17) 知財高判(3部)平成25年10月16日(平成25年(行ケ)第10035号)「合わせガラス用中間膜及び合わせガラス」(設樂隆一 西理香 田中正哉)

「引用例1発明の(A)層及び(B)層に上記周知例のマロン酸系化合物及び/又はシュウ酸アニリド系化合物を含有させると、同(A)層及び(B)層はいずれもITO粒子と上記周知例のマロン酸系化合物及び/又はシュウ酸アニリド系化合物(紫外線吸収剤)とを含有するものとなり、この周知例の紫外線吸収剤を含有させることにより、(A)層が(B)層への紫外線遮蔽層として機能することになり、かつ、(A)層を2枚のクリアガラスの間に介在させて合わせガラスとしたときに、SAE J1796に準拠して測定した紫外線透過率を10%以下とすることは、当業者が容易に達成し得るものと推認することができる。」

(18) 知財高判(3部)平成25年10月30日(平成24年(行ケ)第10368号)「有機発光表示装置及びその駆動方法」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅)

「審決が判断したとおり、引用発明に周知技術1を適用して基準となる一つのDutyカーブ(LUT等)と、該LUT等から得られる値(第1データ)を

変更するための「少なくとも一つの第2データが保存される第2ルックアップテーブル」とを有するようにし、さらに、上記第1データを変更するための上記第2データとして、第1データの所定の変動値として減算される第2データを採用することは当業者が容易に推考できたものである。そして、このようなものは、ユーザーの操作に応じた輝度制御が減算により行われて差分が一定に維持され、本願発明と同じ効果を奏するから、原告が主張する効果は格別なものではない。」

(19) 知財高判(3部)平成26年3月25日(平成25年(行ケ)第10278号)「安全エレベータ」(設樂隆一 西理香 神谷厚毅)

「(1) 刊行物1に記載された発明の内容

「掌形ないし指紋識別検出装置6をエレベータかごに設け、且つ掌形ないし指紋識別検出装置6、バイオIDタイマ14及びバイオIDタイマ接点14aを含む回路が組み込まれたかご内行先登録回路を設け、かご扉9および乗場扉3を含んで構成され、行先階が登録されているときに、エレベータが走行する防犯を目的としたエレベータ。」

…

刊行物1は、発明の名称を「エレベータ制御装置」とする発明に関するものであるが、同公報には前記第2の3(1)の内容の発明が記載されているものと認められる(甲1)。…刊行物2には、「かご戸(かごのドア)および乗場戸(乗場ドア)の開閉を確認する安全回路を設け、かご戸(かごのドア)及び乗場戸(乗場ドア)が全て閉まっているときかつ行先階が登録されているときに、エレベーターが走行する安全エレベーター」の発明(刊行物2に記載された発明)が記載されているものと認められる(甲2)。…エレベータにおいて、行先階ボタン登録回路とかごのドア及び乗場ドアの開閉を確認する安全回路とを別回路とすることは、本願出願前の周知の技術(周知技術2)であったと認められる。…刊行物1に記載された発明において、前記(2)認定の課題を解決するために、刊行物2に記載された発明を適用し、そのための具体的手段として周知技術2を用いて、相違点2に係る本件発明の発明特定事項とすることは、本願出願当時の当業者において容易に想到することができたものと認められる。」

(20) 知財高判(4部)平成26年7月16日(平成25年(行ケ)第10331号)「移動体の操作傾向解析方法、運行管理システム及びその構成装置、記録媒体」(富田善範 大鷹一郎 平田晃史)

「甲2発明は、外部媒体を用いて車両の挙動に関する情報を収集、記録する装

置に関するもので、甲3発明と技術分野が共通する。そうすると、甲3発明及び甲2発明に接した当業者であれば、甲2発明を甲3発明に適用して、外部記録媒体を用いて基準値（パラメータ）を設定、変更するようにする動機付けがあるというべきである。そして、その際、パラメータをドライバー（操作者）毎に設定して「個人化」に対応することも容易想到であると認められる。

（21）知財高判（3部）平成26年8月28日（平成25年（行ケ）第10290号）「微小球状金属粒子の製造方法」（石井忠雄 西理香 田中正哉）

「引用発明のチャンバー内を満たす冷媒ガスが、窒素と酸素が混在した状態のものであるとすれば、環状ノズルからチャンバー内に噴射するガスも、この冷媒ガスと同じ状態のもの、すなわち、窒素と酸素が混在した状態のものを用いることが自然である。

また、この環状ノズルからチャンバー内に噴出するガスを、ガス供給源から環状ノズルに供給する際に、窒素と酸素をそれぞれ別に供給するか、あるいは、あらかじめ窒素と酸素を混合し、上記の冷媒ガスのように、窒素と酸素が混在した状態のものを供給するかは、当業者が適宜選択しうる設計的事項である（いずれの方法を採用しても、環状ノズルからチャンバー内に噴出されるガスが、窒素と酸素が混在した状態のものであることに変わりはない。）。

そうすると、引用発明に引用例2に記載の環状ノズルを適用するに当たり、ガス供給源から環状ノズルに供給され、かつ、環状ノズルからチャンバー内に噴射するガスとして、冷媒ガスと同じように、窒素と酸素が混在した状態のもの、すなわち、本願発明の「酸素含有雰囲気ガス」を用いることは、当業者にとって自然な選択である。

（22）知財高判（3部）平成26年8月28日（平成25年（行ケ）第10314号）「化粧品用容器」（石井忠雄 田中正哉 神谷厚毅）

「引用発明に係る容器と刊行物3及び4に記載された容器は、いずれも、容器内にネット容器ないしは中蓋等の仕切り手段を設け、この仕切り手段に設けた網目や小孔、切れ込みなどの開口を介して、容器内の化粧料を塗布具に付着させるという点で構造が類似し、その作用や機能が共通する。

そうすると、引用発明に係る容器について、化粧料を容器内に補充可能とし、容器を使い捨てせず再使用して無駄を削減するために、容器本体に対してネット容器を抜き取り再差し込み可能に固定すること、すなわち、相違点2に係る本件訂正発明の構成とすることは、当業者において容易に想到し得ることであるということができ、その際、収納された化粧料の漏れ等を防ぐため、中枠を容器本体に密接状態で配置することも、当業者が適宜行うことのできる

設計事項にすぎない。」

(23) 知財高判(1部)平成26年9月11日(平成26年(行ケ)第10009号)「大盤用磁石付基石」(設樂隆一 大須賀滋 大寄麻代)

「…引用発明1に大盤に関する周知の構成を適用して大盤用基盤を想到することが容易である以上、磁石付基石についても、大盤用基盤に対応する大きさの基石とすることは、当業者が容易に想到できることといえる。」

(24) 知財高判(2部)平成26年10月20日(平成25年(行ケ)第10316号)「携帯情報処理装置」(清水節 新谷貴昭 鈴木わかな)

「引用発明に周知技術2を適用し、マルチメディア通信端末装置と外部テレビジョンモニタの接続に、TMD S方式を採用したDVI規格のインターフェースを用いてデジタル信号を送信することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。」

そして、その場合、「グラフィックコントローラ(表示制御部及びQCIF/CIF変換部)」からのデジタル表示信号が、マルチメディア通信端末装置の外部に位置する「外部テレビジョンモニタ」へ送信するためのTMD S方式の信号(デジタル外部表示信号)に変換された後、「接続端子(外部モニタ接続端子)」に送信される構成を採用する必要があるところ、当該デジタル表示信号をTMD S方式の信号に変換する機能を「外部接続端子(接続端子)」が有することは一般的にはないから、このような機能を有する回路(信号変換回路)を、「グラフィックコントローラ(表示制御部及びQCIF/CIF変換部)」と「外部接続端子(接続端子)」の間に設けるのは技術上当然のことである。」

(25) 知財高判(4部)平成26年11月26日(平成25年(行ケ)第10241号)「車両用監視装置」(富田善範 大鷹一郎 柵木澄子)

「刊行物3～刊行物5の記載から、「カメラからの画像と距離を示す画像の表示位置がずれた場合に備え、距離を示す画像の表示位置を調整できるようにすること」は周知技術であるといえる。…車両用監視装置において、車両に搭載したカメラからの画像と距離を示す画像との表示位置にずれが生じることは普通に想定されることであるから、引用発明1に引用発明2の構成を組み合わせた構成において、合成された2つの画像の表示位置にずれが生じる場合に備え、ずれを修正する手段を設けることには動機付けがあるといえる。」

2つの画像の表示位置の合わせ方として、1つの画像を平行移動したり、回転移動したりする方法は技術常識であると認められるから、「前記第二の画像を上下左右に移動させ、前記両面における前記第二の画像の位置を調整する表示

位置調整手段」を設けることは、当業者が容易に想到し得ることであると認められる。」

(参考) いわゆる「容易の容易」について

(1) 知財高判(1部)平成19年9月26日(平成18年(行ケ)第10174号)「3次元物体の製造方法及び装置」(塚原朋一 穴戸充 柴田義明)

「刊行物1に開示のない「粉末等の材料」を構成部分とする「刊行物1, 3に記載された発明」を觀念し、これを特許法29条1項3号にいう発明とすることは許されない…被告の上記主張は、刊行物3に、「液体、粉末等の材料」を利用する旨の記載があることに基づくものであるが、仮に、刊行物3にそのような記載があっても、この記載は刊行物1にはないのであるから、「光硬化性流動物質」と「液体、粉末等の材料」との選択が可能な「刊行物1, 3に記載された発明」は、審決又は被告の創出したものであって、特許法29条1項3号にいう「特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明」といえないことが明らかである。」

(2) 知財高判(4部)平成22年5月12日(平成21年(行ケ)第10256号)判時2095号108頁、判タ1359号220頁「光照射処理装置」(滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人)

「引用発明1そのものではなく、これに周知例1及び2に記載の紫外線照射装置における「周知の基礎的技術」を適用してなる「紫外線照射処理装置X」…は上記「周知の基礎的技術」を適用してなるものであるから、引用発明1と「紫外線照射処理装置X」とは同一であると認められないところ、本件発明1と引用発明1との対比による相違点2に係る構成を、引用発明1ではなく「紫外線照射処理装置X」に引用発明2を適用することにより判断すべきものとはいえない。かえって、相違点2の構成について、「紫外線照射処理装置X」に基づいて容易想到性を判断することは、特許法29条2項に規定する「前項各号に掲げる発明」を、相違点2の判断のみにおいて、引用発明1からこれとは同一とはいえない「紫外線照射処理装置X」に変更するものともいうことができる。…「紫外線照射処理装置X」に基づく容易想到の主張は、そもそも、特許無効審判の請求の理由としては、主張自体失当であったといわざるを得ない。」

(3) 知財高判(2部)平成26年11月26日(平成26年(行ケ)第10079号)「窒化ガリウム系発光素子」(清水節 中村恭 中武由紀)

「甲1の一般式の中から、A1Nを選択することを想到した上で、A1Nを保

護膜として使用した場合に、大気雰囲気中の水分と反応することにより、分解し、変質するとの課題があることに着目し、更にそれを解決するための構成としてA12O3により構成されるパッシベーション膜を採用するというのは、引用発明から容易に想到し得たものを基準にして、更に甲2記載の技術を適用することが容易であるという、いわゆる「容易の容易」の場合に相当する。そうすると、引用発明に基づいて、相違点2及び3に係る構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるとはいえない…。」

5. 阻害要因

(1) 知財高判(3部)平成19年9月12日(平成19年(行ケ)第10007号)「燃料電池用シール材の形成方法」(飯村敏明 三村量一 上田洋幸)

「(1) 以上の各記載を総合すると、カーボン材は脆く機械的強度が低いため、カーボンからなる燃料電池用セパレータは、破損し易いものであるために、加工コストが高くなるるとともに量産が困難であると認識されていたといえる。

そして、引用発明のセパレータは、厚さ0.3mm程度の金属材料を使用し、それに対して射出成形を施すことを前提とし、その条件も「300kgf/cm」といった高圧で射出材料が金型内に射出されるものであること、他方、カーボンからなる燃料電池用セパレータは、破損し易いものであると認識されていたことからすれば、当業者にとって、カーボン材からなる「カーボングラファイト」を射出成形装置に適用した場合には、カーボン材が有する機械的な脆弱性によって破損するおそれが大きいと予測されていたものと解される。

したがって、引用発明の射出成形による成形一体化工程において、金属製セパレータに代えてカーボングラファイト製セパレータを射出成形装置に適用することには、技術的な阻害要因があったというべきである。」

(2) 知財高判(4部)平成19年12月25日(平成19年(行ケ)第10148号)「フィルム製容器の製造方法」(田中信義 古閑裕二 浅井憲)

「(3) 引用発明の離型性ワックスコート加工をマット加工に置換することの容易想到性について

ア 引用例は、…熱プレス成形によるフィルム同士の熱接着の問題を課題として開示するものといえるが、これを解決するための手段としてのマット加工技術を開示し、又は示唆するものではない。

イ …本件特許出願当時の当業者において、マット加工面に熱と圧力を同時に加えると上記のようにマット加工の技術的意味が没却されると考えられていたことに照らすと、熱プレス成形によるフィルム同士の熱接着の問題を解決する

ため、引用発明に、周知例 2 又は 3 に記載されたマツト加工技術を適用することについては、その動機付けがないばかりか、その適用を阻害する要因が存在したものというべきである。」

(3) 知財高判(2部)平成20年3月12日(平成19年(行ケ)第10095号)「再帰反射製品、その製造方法、及びそれを含む衣服製品」(中野哲弘 森義之 渋谷勝海)

「…本願発明の意義ないし技術的特徴に鑑みれば、相違点1に係る本願発明における着色バインダー層の構成は、蛍光色を典型とする目立つ色で着色されることを予定しており、しかも第2セグメント部分において従来技術のものよりも高い再帰反射性を有することが期待されていることからすれば、少なくとも着色バインダー層が透明ないし光透過性のものであることは予定されていないと認められる。

そうすると、引用発明の光透過部分を本願発明の着色バインダー層のように蛍光色を典型とする目立つ色で着色し、光透過性でないものにすることは、引用発明の必須の構成である光透過部分の光透過性を喪失させることにほかならないから、相違点1の構成を引用発明から容易想到ということとはできない。」

(4) 知財高判(2部)平成21年11月5日(平成21年(行ケ)第10081号)「オーディオビジュアル表示を与えるシステム」(中野哲弘 今井弘晃 真辺朋子)

「引用発明は、利用者側の複合器がスケラビリティ機能を持たないことを前提としており、基本ビットストリームと付加ビットストリームを含む記録媒体が更新処理器側に配置されていることは必須の構成であるから、基本ビットストリーム(基本部分)と付加ビットストリーム(補足部分)とがそれぞれ別の記録媒体に蓄積されていたとしても、利用者側に更新処理器(本願発明の併合手段に相当)を配置することやその一方を利用者側に配置し他方を通信ネットワーク(本願発明の伝送ラインに相当)を通じて利用者側にリンクする構成とすることは排除されているというべきであり、前記構成要件〔2〕の構成を採用することが引用文献に記載された課題から容易に想到し得たということとはできない。」

(5) 知財高判(4部)平成22年2月24日(平成21年(行ケ)第10186号)判タ1330号208頁「スナッフ構造」(滝澤孝臣 高部眞規子 杜下弘記)

「引用発明1の構成を前提として、本件発明1の解除片についての相違点1に

係る構成である「上端部は前記部品保持部の前記両側の側面一部に連結されている」との構成を採用すると、引用発明 1 のバックル部と可動係止片の上端部が連結されることになるから、バックル部に加わる外力を支柱と可動係止片の接続部において吸収しにくくなることは自ずと明らかである。

そうすると、引用発明 1 において、本件発明 1 の相違点 1 に係る構成を採用することは、引用発明 1 の技術思想の中核部分と相反するものであり、引用発明 1 に接した当業者が上記相違点 1 に係る構成を採用することは、その動機付けを欠くものであるということができるとは、阻害要因があるとは言えないことができる。」

(6) 知財高判(4部)平成22年3月24日(平成21年(行ケ)第10179号)「ヒートセル」(滝澤孝臣 本多知成 浅井憲)

「引用発明 1 ……に……本件構成(充填容積のセル容積に対する割合を 0.7 ないし 1.0 とし、かつ、当該割合に係る一定値をセル壁への特異な圧力の使用なしにおおむね維持するとの構成)を採用することは、偏平状袋内に低圧状態が生じることによって偏平状袋に作用する大気圧を積極的に利用するという引用発明 1 の目的に正面から反するものであり、そのような構成を採用すると、引用発明 1 の目的を実現することができなくなるものであるから、引用発明 1 において本件構成を採用することには、積極的な阻害要因があるというべきである。」

(7) 知財高判(4部)平成22年3月30日(平成21年(行ケ)第10144号)「テアニン含有組成物」(滝澤孝臣 本多知成 浅井憲)

「自律神経系に作用する引用例 1 発明は中枢神経系に作用する引用例 2 発明とは技術分野を異にする発明であることから、当業者は、引用例 1 発明に引用例 2 発明を適用することは考えないというべきであって、両発明を組み合わせることには阻害要因があるというべきである。」

(8) 知財高判(1部)平成22年3月30日(平成21年(行ケ)第10215号)「ノーマルクローズ型流量制御バルブ」(塚原朋一 東海林保 矢口俊哉)

「引用発明の圧電駆動体 20 と甲 6 発明の熱応動素子 33 とは、伸縮する原理も果たす役割も異なる上、前者は流体とは隔離された状態に配置される必要があるのに対し、後者は流体と接触することに意味があるから、両者は相反する要求のある部材であるといえる。

したがって、引用発明の圧電駆動体 20 に関する構成に、甲 6 発明の熱応動

素子 33 に関する構成を適用することには阻害事由があるといえ、当業者がこれを容易に想到し得るものとはいえない。」

(9) 知財高判(2部)平成22年4月19日(平成21年(行ケ)第10268号)「ソースダウンパワートランジスタ」(中野哲弘 真辺朋子 田邊実)

「以上のとおり、刊行物1に拡散マスクとして用いた絶縁膜104(絶縁膜304)をゲート絶縁膜にそのまま用いるとの記載はなく、刊行物1発明において、ゲート電極はn型ソース拡散領域106及びn型ドレイン拡散領域105の間に設けられた絶縁膜104上に設けられると判断する必然性はない。…

したがって、刊行物1発明のMOSトランジスタにおいて刊行物2発明のゲート電極の構造を採用することは、刊行物1発明の目的に反する方向への変更になるということはできないから、阻害要因が存在するとはいえず、原告の主張は、その前提において誤りがあり、採用することができない。」

(10) 知財高判(4部)平成22年11月10日(平成22年(行ケ)第10104号)「洗浄剤組成物」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)

「一般的に、金属イオン封鎖剤を含む洗浄剤組成物を硬表面の洗浄のための有効成分として用いることとし、その際に引用発明1に引用発明2を組み合わせることで引用発明1の金属イオン封鎖剤に水酸化ナトリウムを加えることまでは当業者にとって容易に想到し得るとしても、引用発明1の金属イオン封鎖剤組成物にとって必須の組成物でないといわれるグリコール酸ナトリウムを含んだまま、これに水酸化ナトリウムを加えるのは、引用例1にグリコール酸ナトリウムを生成する反応式(2)の反応が起こらないようにする必要があると記載されているのであるから、阻害要因があるといわざるを得ず、その阻害要因が解消されない限り、そもそも引用発明1に引用発明2を組み合わせる動機付けもないというべきであって、その組合せが当業者にとって容易想到であったということとはできない。」

(11) 知財高判(4部)平成23年2月3日(平成22年(行ケ)第10184号)「膨張弁」(滝澤孝臣 高部眞規子 井上泰人)

「引用発明は、それに先行する本件先行発明の弁本体が金属製であることによる問題点を解決するためにこれを樹脂製に改め、併せてパワーエレメント部と弁本体とを螺着によって固定していた本件先行発明の有する課題を解決するため、ねじ結合による螺着という方法を積極的に排斥してかしめ固定という方法を採用したものであるから、引用発明には、弁本体を樹脂製としつつも、パワーエレメント部と弁本体の固定に当たりねじ結合による螺着という方法を採用

することについて阻害事由がある。」

(12) 知財高判(2部)平成23年2月24日(平成22年(行ケ)第10162号)判タ1354号210頁「球技用ボール」(塩月秀平 清水節 古谷健二郎)

「本件発明1の「折り曲げ部」の構成については、曲げる角度が90度よりも小さな角度になる場合も含まれると解されるが、縫いボールと同様の溝を形成するという発明の目的や、「折り曲げ」の語意を考慮すると、単に曲げられているだけでなく、相当程度大きな角度で曲げられるべきものと解される。そうすると、仮に、引用発明1の皮革片の周縁部分に「折り曲げ部」の構成を採用した場合、「折り曲げ部」において相当程度大きな角度で曲げられることになり、それよりも内側の部分は平坦に近い状態になってしまうから、大きな隆起を形成することができなくなり、引用発明1の「隆起部分」の形成という目的に反することになる。…以上の点を総合すると、引用発明1において、「曲げ部」を「折り曲げ部」とすることが、当業者にとって容易に想到し得たことであるということとはできない。」

(13) 知財高判(4部)平成23年3月3日(平成22年(行ケ)第10146号)「歯間クリーナの製造方法」(滝澤孝臣 本多知成 荒井章光)

「確かに、ある技術を適用しようとする場合、一般的に、製品が大きなものであるときよりも、小さなものであるときには、その適用において技術的に注意を要することになるだろうが、そうであるからといって、大きな製品に適用することが周知な事項であるものについて、単に小さな製品に適用することをもって、直ちに阻害要因があるといえるものではないところ、本件において、硬・軟両樹脂からなる物品をインサートにより製造する技術それ自体を周知技術が対象とする大きな製品から本願発明が対象とする小さな製品に適用することについて、当業者の技術的な注意を要することを超えた阻害要因があるとする事情は認められない。」

(14) 知財高判(3部)平成23年5月30日(平成22年(行ケ)第10204号)「水ポンプと共に用いるための軸受け組立体」(飯村敏明 八木貴美子 知野明)

「これらの文献は、一般論として、総玉軸受の短所ないし特徴を述べたものであって、このような短所があったからといって、直ちに、総玉軸受が、高荷重の軸受としては、適用できないとはいえない。…総玉軸受は、隣接したボール同士の接触により摩耗・温度上昇等が生じるが、このような問題点に対しては、

摩擦低減のための材質の選択，表面処理・被覆，潤滑・冷却性能の向上などによって解決することは容易であるというべきである。保持器付き軸受ではボールと保持器の摩擦が問題となるのに対し，総玉軸受ではボール同士の摩擦が問題となるとしても，保持器付き軸受を総玉軸受に変更することに，格別，困難性は見いだせない。したがって，自動車の水ポンプと共に用いるための軸受けについて，保持器付きの軸受に替えて，総玉軸受を用いることに阻害事由はない。」

(15) 知財高判(4部)平成23年9月8日(平成22年(行ケ)第10345号)「圧力波機械付きの内燃機関」(滝澤孝臣 井上泰人 荒井章光)

「引用例1に記載の発明は，圧力波機械を冷却する可能性を内包しており，引用例2に記載の発明は，熱交換により圧力波機械を含む過給機に流入する排気を冷却するものでもあるから，圧力波機械に流入する排気を加熱する構成を採用する上では，いずれも阻害事由がある。

…引用発明1Aに接した当業者は，当該課題を解決するため，引用例2に記載の発明及び上記周知技術を適用し，「空気，燃料供給源からなるバーナあるいは電気式加熱装置」である「加熱装置」を三元触媒と圧力波機械との間に配置することで圧力波機械に流入する排気を加熱する構成(相違点3)を採用することを容易に想到できなかつたものというべきである。」

(16) 知財高判(1部)平成23年10月12日(平成22年(行ケ)第10282号)「レーザーによつて材料を加工する装置」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「甲1発明から，チャンバー内の，すなわちビーム10の伝播する液状流体がよどみなく流れるという思想を把握することは困難であり，…「チャンバー30内に加圧液状流体の準停留が確保される」あるいは「供給される流体の準よどみが確保される」とする甲1発明において，「よどみなく流れる」ことを確保する趣旨で「ディスク状」液体供給空間を採用するのは困難であるから，阻害要因があるというべきである。」

(17) 知財高判(2部)平成23年12月6日(平成23年(行ケ)第10092号)「外光遮蔽層，これを含むディスプレイ装置用フィルタ及びこれを含んだディスプレイ装置」(塩月秀平 古谷健二郎 田邊実)

「…デメリットがあるとしても，引用発明2の構成を採用することによるメリットが上回れば，当業者において引用発明1に引用発明2を組み合わせる動機付けに欠けるものではない。…当業者において引用発明1に引用発明2を組み

合わせるメリットが小さいとはいえず、かかる組合せによって生ずるデメリットを下回るものではない。そうすると、当業者において引用発明 1 に引用発明 2 を組み合わせる動機付けに欠けるものでも、斜め上方からの環境光の遮光性能の若干の低下をもって、上記両発明を組み合わせる阻害要因とすることもできないということができ、…」

(18) 知財高判(4部)平成23年12月22日(平成22年(行ケ)第10097号)「飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤」(滝澤孝臣 高部真規子 井上泰人)

「引用発明 1 は、ジチオカルボキシ基を官能基として有するポリアミン誘導体を単独で金属捕集剤として使用した場合には飛灰中の特にクロム (<3>) 等の重金属に対する固定化能が十分とはいえなかったことから、エチレンジアミン等を骨格とする本件ポリアミン誘導体を高分子である本件ポリエチレンジアミン誘導体との混合物とすることによって当該課題を解決するものである。

したがって、引用発明 1 の相違点 2 に係る構成は、引用発明 1 に必須のものであって、引用例 1 には、引用発明 1 から相違点 2 に係る構成を除外することについて記載も示唆もないばかりか、これを除外した場合、クロム (<3>) 等の重金属に対する固定化能が不十分となり、課題解決を放棄することになるのであるから、引用例 1 からそのような構成の飛灰中の金属捕集剤を想到することについては、阻害事由がある。」

(19) 知財高判(3部)平成24年7月17日(平成23年(行ケ)第10098号)「ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置」(芝田俊文 岡本岳 武宮英子)

「刊行物 1 記載の発明は、ストロボライト 20 を間欠発光させると同時に、ゴルフクラブ 34 及びゴルフボール 13 を、プレイヤー 1 の正面前方及び上方の 2 台の CCD カメラ 14, 15 によって高速多重撮影するものであるところ、ゴルフクラブ 34 又はゴルフボール 13 に、刊行物 3 記載の再帰反射体を取り付けた場合、ストロボライト 20 の間欠発光を再帰反射体によって反射させ、その反射光を 2 台の CCD カメラ 14, 15 で高速多重撮影することになる。ここで、上記(4)ウのとおり、再帰反射体は、光源から入射した光を、この光源に完全に一致する方向、及び光源の近傍周囲の方向に反射させるものであるから、ストロボライト 20 の反射光を正面前方の CCD カメラ 14 に入射させようとする、正面前方の CCD カメラ 14 の近傍にストロボライト 20 を配置することになるが、そのようにすると、上方の CCD カメラ 15 は、ストロボライト 20 の近傍周囲には配置されていないから、再帰反射体からの反射

光を上方のCCDカメラ15に入射させることはできない。そこで、ストロボライト20の反射光を上方のCCDカメラ15に入射させようとして、このCCDカメラ15の近傍にストロボライト20を配置させると、今度は、正面前方のCCDカメラ14が、ストロボライト20の近傍周囲には配置されなくなるから、再帰反射体からの反射光を正面前方のCCDカメラ14に入射させることはできなくなる。そして、ストロボライト20を、正面前方のCCDカメラ14の近傍以外の位置や上方のCCDカメラ15の近傍以外の位置に配置すると、再帰反射体からの反射光は、2台のCCDカメラ14、15のいずれにも入射させることはできない。…したがって、刊行物1記載の発明に刊行物3記載の技術を適用することには、阻害要因があるといえる。」

(20) 知財高判(4部)平成24年7月25日(平成23年(行ケ)第10389号)「室内芳香器」(高部真規子 井上泰人 齋藤巖)

「引用考案における気散管が、花卉等と接しないように構成されているのは、気散管を挿抜する際、気散管中の芳香剤が花卉等に付着しないようにするという積極的な理由に基づくものであり、そのために、気散管を敢えて中空のノズル内に収容しているものと認められる。花卉への芳香剤の付着を防止することは、花卉を含む花全体からの芳香の発散を否定することを意味するのであるから、この点において、花卉を含む花全体から芳香を発散させるソラフラワーを適用することの阻害要因が存在する。」

(21) 知財高判(3部)平成24年8月30日(平成23年(行ケ)第10395号)「農作業機」(芝田俊文 西理香 知野明)

「引用発明1と引用発明2の組合せには、阻害要因があり、その組合せは当業者にとって容易ではない。

すなわち、引用発明1は、モータ駆動により耕耘土に播種する播種機を備えたロータリ耕耘装置に関するものである。播種機を備えたロータリ耕耘装置に係る技術分野においては、ロータリ耕耘装置の幅寸法と播種機の幅寸法とが略同じであることは技術常識であるから(甲18~20)、引用発明1も、ロータリ耕耘装置の幅寸法と播種機の幅寸法とが略同じであることを前提としたものである。したがって、引用発明1の「走行車に連結される作業部」として、引用発明2の「中央作業部」及び「延長作業部」からなる折畳み式の作業部の構造を採用するようなことは、ホッパ同士が干渉するために播種機の折畳み構造が一般的に困難であることから、延長作業部の分だけロータリ耕耘装置の幅寸法が播種機の幅寸法よりも大きな構成となるため、当業者であれば通常行わない設計変更である。」

(22) 知財高判(4部)平成25年2月7日(平成24年(行ケ)第10198号)「バッグインボックス用袋体およびバッグインボックス」(土肥章大 高部眞規子 齋藤巖)

「引用発明は、袋体の上縁を構成する各シール部の外側のフィルム及びガセット折込体については、開口以外の部分についてシールすることが記載されていないだけでなく、そもそも、不要の構成と理解される。また、仮にその不要の構成が残されているとしても、フィルム及びガセット折込体のコーナの部分は内袋の直方体の上面上に沿うとされているから、吊り下げのために、不要な構成をあえて残し、さらに直方体の上面上に沿わない構成として、吊り下げ用の空間を形成することは、引用発明における阻害要因となる。」

(23) 知財高判(3部)平成25年9月25日(平成24年(行ケ)第10398号)「制震架構」(設樂隆一 田中正哉 神谷厚毅)

「原告は、〔1〕甲1発明において、架構に初期剛性を付与する履歴型ダンパーに代えて、架構に初期剛性を付与しないオイルダンパーや粘性ダンパーなどの速度依存型ダンパーを採用する動機付けは存在しない、〔2〕甲1発明の技術的課題は、降伏前の履歴型ダンパーの初期剛性によって偏心モデルに剛性を付与し、無偏心モデルと同程度の耐震性を確保する点にあるから、甲1発明において履歴型ダンパーに代えて速度依存型ダンパーを採用するについて阻害要因がある、と主張する。

しかし、…甲1発明が履歴型ダンパーの降伏前にはその初期剛性により耐震効果を発揮するものであるとしても、耐震構造と制震構造との間の技術分野の近接性、すなわち解決すべき課題の共通性及び奏すべき作用や機能の共通性に加え、耐震構造、制震構造のそれぞれが周知の様々な構造から適宜選択し得るものであることに照らして、甲1発明において、履歴型ダンパーであれば降伏しないような小地震時にも制震効果を発揮する速度依存型ダンパーを用いることが阻害されるということとはできない。」

(24) 知財高判(2部)平成25年11月12日(平成24年(行ケ)第10377号)「核酸の増幅法およびこれを利用した変異核酸の検出法」(清水節中村恭 中武由紀)

「…引用発明1においてその加熱工程を更に減らそうとする技術的要請があるとは認められない。…

そうすると、引用発明1においては、2回の加熱工程は、増幅反応の前処理であって、プログラムや繰返しが必要な単発的な処理にすぎないものというこ

とができ、核酸増幅反応自体を等温反応とし、プログラム可能な熱サイクラーを不要とすることが達成されているといえる。したがって、引用発明 1 には更に等温化を進めるという課題が内在するとはいえない。

また、仮に、引用発明 1 において 2 回目の加熱工程をなくすという課題が内在すると評価したとしても、加熱せずに鋳型核酸から F P による増幅反応生成物を解離させる手段としては、引用発明 2 の T P を用いること以外に、標準プライマーやアルカリ変性などのより一般的な手段が既に存在する。そして、刊行物 1 及び 2 のいずれについても、引用発明 1 のプライマーセットの一方の F P を T P に置換することについての示唆はない上、そもそも引用発明 1 は、F P-F P のプライマーを対として用いることで、定温反応を進めるという点に特徴を有するものであるから、格別の示唆がない限り、当業者が一方の F P を F P 以外のものとするとの技術思想に容易に思い至ることはないと解される。加えて、引用発明 2 の T P は、標的核酸にハイブリダイズする領域を 2 箇所（本件発明 1 でいう「標的核酸配列の 3' 末端部分の配列（A）にハイブリダイズする配列（A c'）」と「標的核酸配列において前記配列（A）よりも 5' 側に存在する配列（B）の相補配列（B c）」）必要とするため設計の自由度が低い上、平衡状態を利用して増幅反応を行うことから、その配列に応じて狭い範囲の反応最適温度を設定する必要があるため、標的核酸にハイブリダイズする領域が 1 箇所である標準プライマーや、配列に依存しない化学的処理であるアルカリ変性と比較して使用には相当の技術的困難性が伴うものである。したがって、引用発明 1 において等温反応をより完成させるという課題が見出せたとしても、その解決のためにあえて引用発明 2 の T P を採用することが容易とは考えられない。」

（25）知財高判（4部）平成26年4月16日（平成25年（行ケ）第10191号）「重合被覆金属管」（富田善範 大鷹一郎 齋藤巖）

「引用発明は、優れた耐食性及び耐飛石性という目的を実現するためにステンレス鋼管という金属管上に直接樹脂層を形成して、金属管と樹脂層との密着性を高めたというものである。…そうすると、引用発明について、ステンレス鋼管と樹脂層の間に本件発明にいう表面処理層のような他の層を形成し、ステンレス鋼管という金属管上に樹脂層を直接形成する構成としないようにすると、樹脂層と金属管とは直接接しないことになり、引用発明の目的とする金属管と樹脂層との密着性を高めることを否定することになるから、このような構成とすることには、阻害要因があるというべきである。

したがって、当業者は、引用発明に基づき、相違点 1 に係る本件発明の構成を容易に想到することができたということとはできない。」

(26) 知財高判(3部)平成26年9月25日(平成25年(行ケ)第10339号)「透明フィルム」(石井忠雄 田中正哉 神谷厚毅)

「前記(2)イ(イ) bのとおり、樹脂を難燃性のものとするために無機難燃剤を配合する場合には樹脂に対して少なくとも数十%以上、場合によっては樹脂よりも多量に用いるとの技術常識を踏まえ、甲1発明における難燃剤の配合量を、甲1文献に好ましい配合量として記載された範囲の配合量よりも低い0.01ないし0.5質量%まで低減させることには阻害事由があるというべきである。」

(27) 知財高判(2部)平成26年10月8日(平成25年(行ケ)第10301号)「オーガ併用鋼矢板圧入工法」(清水節 新谷貴昭 鈴木わかかな)

「本件発明と甲2発明、甲4発明は、先行掘削を行い、その一部の範囲に重なるように掘削を行って鋼矢板を圧入するという共通性を有するものではあるが、そもそも、甲1発明は、本件発明、甲2発明及び甲4発明でなされている先行削孔を省略することを解決すべき技術課題とする発明であるから、甲1発明に甲2発明、甲4発明を適用する動機付けは存在しない。かえって、先行掘削を不要としたことで行程を減らすという課題の解決方法と作用効果を有する甲1発明において、先行掘削を行って行程を増やすことは、甲1発明の達成した課題解決とは逆方向を目指すものといえ、阻害要因がある。」

(28) 知財高判(3部)平成26年11月4日(平成25年(行ケ)第10300号)「炭化珪素半導体装置の製造方法」(石井忠雄 西理香 神谷厚毅)

「…甲1記載発明における「開口」以外の部分の「60nmの厚みの熱酸化膜」と「1.0μmの厚みのLPCVD酸化膜」からなる「不動態化された酸化膜」は、パッシベーション膜(表面保護膜)として機能させるために形成されたものであり、残存することが予定されるものである。

そうすると、甲1記載発明において、「60nmの厚みの熱酸化膜と、1.0μmの厚みのLPCVD酸化膜を形成して不動態化する工程」及び「続いて、緩衝フッ酸(BHF)エッチングによって、不動態化された酸化膜内に開口を形成する工程」を、本件発明1の相違点2に係る構成(二酸化珪素層を除去する工程)とすることには阻害要因があるものというべきである。」

(29) 知財高判(2部)平成26年11月19日(平成26年(行ケ)第10124号)「製品保持手段を有する改善されたパッケージ」(清水節 中村恭 中武由紀)

「甲2発明Aは、前記2(2)のとおり、消費者が製品をシート及びハウジングから掴んで容易に取り出すことができ、かつ、多数の製品が取り外された後も製品を保持することができることを目的とし、そのために、製品とシートとの結合(接着)は、製品をシートから容易に取り外すことのできる「剥離可能な」結合(接着)との構成をとったものである。

これに対し、甲1発明は、容器に収納されている形態の被包装物を、片手で簡便に取り出すことを可能とする容器入り包装体を提供することを目的として、包装体下方部を収納容器に永久的に固着すること、及び包装体の適宜位置に収納容器底面と略平行な切目線を設けること、の2つの要件により、包装体を収納容器から取り出す際、包装体を引っ張るだけで、包装体が切目線の部分で切り離され、包装体を被包装物の一部が露出した状態で取り出すことができるとの構成をとったものである。

そうすると、当業者は、製品をシートから容易に取り外すことのできる「剥離可能な」結合(接着)との構成をとった甲2発明Aにおいて、製品とシート間及びシートと箱間の「接着」を「永久的」なものとすることによって、包装体が切目線の部分で切り離されるように構成した甲1発明を組み合わせることははないというべきである。」

(30) 知財高判(1部)平成26年11月27日(平成25年(行ケ)第10234号)「基板製品を製造する方法」(設樂隆一 大寄麻代 平田晃史)

「したがって、固着性の確保は刊行物1発明の必須の課題であって、刊行物1発明におけるパターニングの方法については、刊行物1発明と同程度の固着性を確保できなければ、他のパターニングの方法に置き換えることはできないというべきである。そして、刊行物3発明のパターニング方法におけるカーボンナノチューブの固着性についてみると、刊行物3発明は、「カーボンナノチューブを塗布、圧着、埋込み等の方法で合成樹脂製の支持基板12上に供給する」と記載しているのみであって、固着性について特段の配慮はされておらず、カーボンナノチューブ層が支持基板12に対して、いかなる程度の固着強度を有するかも不明である。

よって、刊行物1発明に刊行物3発明を適用することには阻害要因がある・・・」

6. 有利な効果

(1) 知財高判(2部)平成19年9月27日(平成19年(行ケ)第10006号)「高品質容器入りコーヒーの製造方法」(中野哲弘 森義之 渋谷勝海)
「引用例1発明よりも、さらに脱酸素を徹底させるというものであるから、それに応じて、品質劣化の抑制、まろやかな味、入れたての香りの点で、より優れた効果を奏するであろうことは、容易に予測しうるところである。したがって、本願補正発明が引用例1発明に比し進歩性があるといえるためには、本願補正発明に単なる脱酸素の効果とは異なる顕著な効果が認められなければならない。」

(2) 知財高判(2部)平成20年7月30日(平成20年(行ケ)第10062号)「模範操縦を即座に真似できる模擬教習機器」(中野哲弘 森義之 渋谷勝海)
「本願発明が当業者が予測し得ないような格別の作用効果を奏するかどうかを判断するに当たっては、引用発明に相違点1～3に係る構成を加えた発明について判断すべきであって、審決の「…相違点1～相違点3に係る本願発明の発明特定事項は引用発明に基づいて当業者が想到容易な事項であり、それぞれのもつ作用効果も、引用発明に基づいて、当業者が予測しうる程度のことであって、かつ各発明特定事項が組み合わせられることによって当業者が予測し得ないような格別の作用効果を奏するものとも認められない。」(7頁26行～30行)との判断も同旨のものと解される。」

(3) 知財高判(3部)平成21年2月18日(平成20年(行ケ)第10213号)「自動車用アウター・インナーモールディング及びその成形法」(飯村敏明 中平健 上田洋幸)

「ア 原告らは、モールディングの表面が高結晶ポリプロピレン樹脂で構成されているので、インナーモールディング及びアウターモールディングの外部に露出する表面の剛性が増大し、かつ耐傷性、耐薬品性に著しく優れる格別の作用効果があると主張する。しかし、…原告ら主張の上記作用効果は、刊行物発明に、刊行物2に記載された技術事項を適用することにより容易に得られる程度のものであり、顕著な作用効果ということとはできない。…

ウ 原告らは、モールディング本体についてポリプロピレン樹脂にタルクの粉体を15重量%以上混合した混合合成樹脂を使用したことにより、全体を強靱化できると共に、熱等による収縮膨張を防止し、従来のモールディングと比較して線膨張係数が減少するという作用効果があると主張する。しかし、補正発明においてタルクの粉体の混合割合を15重量%以上に限定したことは、前記1(1)イ(ウ)記載のとおり、臨界的な効果を生じるとはいえず、設計上の

事項にとどまるものと解されるから、そのような作用効果が生じるとしても、それは、格別顕著な作用効果ということとはできない。

エ 原告らは、モールドイング本体の傾斜支持片の表面に薄被膜層を1台の金型ダイス内で一体的に重合被着することにより、成形が非常に容易であると共に、両者は一体的に強固に結合されて剥離する等の憂いがないとの作用効果があると主張する。しかし、…補正発明においては、モールドイング本体と薄被膜層の双方がポリプロピレン系樹脂であり、相溶性があるから、これらを2層押出成形することにより、原告ら主張の上記作用効果が生じたとしても、それは当然生じる作用効果といえるから、顕著な作用効果ということとはできない。

オ 原告らは、補正発明によるアウター・インナーモールドイングによれば、…材料の性質上再度リサイクルが可能であるという便利な効果もあると主張する。しかし、…その作用効果は、刊行物発明に刊行物2に記載された技術事項を適用することにより当然に得られる作用効果にすぎず、格別顕著な作用効果ということとはできない。」

(4) 知財高判(1部)平成22年10月12日(平成21年(行ケ)第10362号)「電磁波遮蔽積層体およびこれを用いたディスプレイ装置」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「進歩性の判断における効果の参酌は、引用発明と比較した有利な効果が、技術水準から予測される範囲を超えた顕著なものである場合に、進歩性が否定されないこともあるということにとどまり、発明の効果の程度が厳密に予測できなければ直ちに進歩性を有すると認定されるわけではない。…原告の主張する本願補正発明6の相互作用aないしcは、その作用の程度を厳密に予測することは困難であるとしても、一定程度の予測性はあるといえるから、本願補正発明6が当時の技術水準から予測される範囲を超えた顕著な効果を奏するとは認められず、この点に関する原告の主張は失当である。」

(5) 知財高判(1部)平成22年11月18日(平成21年(行ケ)第10096号)「有機エレクトロルミネッセンス素子」(中野哲弘 東海林保 矢口俊哉)

「化合物3を用いた有機EL素子と α -NPDを用いた有機EL素子の間で、高輝度領域における発光効率に顕著な差が生じるのは、原告が本件明細書や甲9、30記載の具体的な実験条件を採用した場合に限られるものといえ、これらの場合に限られない本件発明1は、甲1発明と比較して有利な効果を奏し得ない場合を包含することになるから、「本件発明1の作用効果が、格別なものであるということとはできない」との審決の判断に誤りはない。」

(6) 知財高判(3部)平成23年11月30日(平成23年(行ケ)第10018号)判時2134号116頁、判タ1388号305頁「うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」(飯村敏明 八木貴美子 知野明)
「引用発明と対比して、当該発明の作用・効果が、顕著である(同性質の効果が著しい)場合とか、特異である(異なる性質の効果が認められる)場合には、そのような作用・効果が顕著又は特異である点は、当該発明が容易想到ではなかったとの結論を導く重要な判断要素となり得ると解するのが相当である。」

(7) 知財高判(3部)平成24年11月13日(平成24年(行ケ)第10004号)「シュープレス用ベルト」(芝田俊文 西理香 知野明)
「甲第2号証に接した当業者が、安全性の点からMOCAに代えてETHACURE300を使用することを動機付けられることがあるとしても、本件発明1が、ベルトの外周面を構成するポリウレタンにクラックが発生することを防止できるという、当業者といえども予測することができない顕著な効果を奏するものであることに照らせば、本件発明1は、当業者が容易に想到するものであるとはいえず、進歩性があると認められるから、これを無効とすることはできない。」

(8) 知財高判(4部)平成25年10月3日(平成24年(行ケ)第10415号)「血清コレステロール低下剤或はアテローム性硬化症の予防又は治療剤」(富田善範 大鷹一郎 齋藤巖)
「発明が引用発明から容易想到であったか否かを判断するに当たっては、当該発明と引用発明とを対比して、当該発明と引用発明との構成上の相違点を確定した上で、当業者が、引用発明に他の公知発明又は周知技術とを組み合わせることによって、引用発明において相違点に係る当該発明の構成を採用することを想到することが容易であったか否かによって判断するのを原則とするが、例外的に、相違点に係る構成自体の容易想到性が認められる場合であっても、当該発明が奏する作用効果が当該発明の構成そのものから当業者が予測し難い顕著なものであるときは、その作用効果が顕著である点において当該発明は特許法の目的である産業の発展に寄与(同法1条)するものとして進歩性を認めるべきであるから、当該発明が引用発明から容易想到であったとはいえないものと解するのが相当である。」

(9) 知財高判(3部)平成25年10月16日(平成24年(行ケ)第10419号)「うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」(設楽隆一

西理香 田中正哉)

「審決は、本件特許の優先権主張日当時、カルベジロールが虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率を低下することは知られていなかったところ、米国カルベジロール試験は、プラセボと比較して優位な効果が確認できたことにより試験が中止されたといえるので、優先権主張日当時の技術水準からみて、本件発明の効果が顕著な効果ではないということとはできないと判断している。

しかし、米国カルベジロール試験は、治療期間が短いこと等により、その結果の信頼性が低いものであることは、前記説示のとおりである。

したがって、米国カルベジロール試験においてプラセボと比較して優位な効果が確認できたことにより試験が中止されたからといって、本件発明に顕著な効果があるということとはできない。」

(10) 知財高判(2部)平成25年10月31日(平成25年(行ケ)第10078号)「マチ付きプラスチック袋」(清水節 池下朗 新谷貴昭)

「本願発明が顕著な効果を奏することにより進歩性を獲得するためには、引用発明1及び引用発明2を組み合わせることにより得られると予測される以上の効果を奏する必要がある」であり、本願発明が引用発明1以上の効果を奏するとしても、そのことをもって、本願発明の効果が顕著であることを論証したということにはならない。」

(11) 知財高判(3部)平成26年8月28日(平成25年(行ケ)第10290号)「微小球状金属粒子の製造方法」(石井忠雄 西理香 田中正哉)

「原告は、本願発明は、酸素含有雰囲気ガスによって、「内部構造は、金属の微小粒子の集合体であって、個々の微小粒子が金属酸化物、或いは空隙により相互に隔離されているナノコンポジット構造を有する金属粒子」(甲1【0016】)を得ることが可能となり(作用効果a)、また、金属粒子を均一、均質に形成することができ、物理的特性が等方的な導電体を実現することができるものであり(作用効果b)、これらの作用効果は、引用発明及び引用例2に記載の事項から予測することはできず、本願発明に特有の顕著な作用効果であると主張する(前記第3の3(3))。

しかし、まず、原告のいう作用効果aについては、先に説示したとおり、引用発明に引用例2に記載の環状ノズルを適用するに当たり、ガス供給源から環状ノズルに供給され、かつ、環状ノズルからチャンバー内に噴射するガスとして、冷媒ガスと同じ、窒素と酸素が混在した状態のものを用いることは、当業者が容易に想到することであるから、酸素含有雰囲気ガスによって、ナノコンポジット構造を有する金属粒子を得ることが可能となるとの原告の主張を前提

とすれば、作用効果 a は、引用発明に引用例 2 に記載の事項を適用することにより自ずと奏されるものである。

また、原告のいう作用効果 b についても、金属粒子を均一、均質に形成できるという点は程度問題であり、引用例 1 や引用例 2 においても、金属粒子は少なからず均一、均質に形成されていると解されるから、格別のものとはいえない。…」

7. 商業的成功

(1) 知財高判(4部)平成22年1月20日(平成21年(行ケ)第10109号)「ボルト用多段式ソケット」(滝澤孝臣 本多知成 浅井憲)

「原告は、本願発明が商業的成功に準ずる成功を収めているとして、本願発明の進歩性が認められるべきであると主張するが、その主張の当否はさておき、原告の主張する商業的成功の事実について検討すると、以下のとおりである。

ア 数か月にわたって想到することができなかつた事実

原告は、引用発明が多数のソケット製造会社等を含め全国に紹介されたにもかかわらず、数か月たっても、同発明に基づいて本願発明に想到することのできた者は皆無であったと主張するが、仮に、原告が主張するように数か月間にわたって想到することができなかつた事実があるとしても、その程度の事実をもって、本願発明の進歩性を肯定することはできないというべきである。

イ ライセンス契約の締結等の事実

原告は、ソケット製造会社2社との間で、本願発明に関し、現にライセンス契約を締結し、又は締結する段階に至っていると主張するが、ライセンス契約の締結に成功するか否かは、発明の内容のほか、それを実施した製品の内容や価格、ライセンスの対価、契約当事者の置かれた状況等の様々な事情により左右されるものであるところ、仮に、原告が主張するような契約締結等の事実があるとしても、それが、既に特許が付与されている引用発明(甲1)とは独立した本願発明のみが有する進歩性に専ら基づくものであることを認めるに足りる証拠はないから、結局、原告が主張するような事実をもって、本願発明の進歩性を肯定することはできないといわざるを得ない。

したがって、原告が本願発明の商業的成功に準ずる事実として主張するところも、これを取消事由として構成し得るか否かを検討するまでもなく、その理由がない。」

(2) 知財高判(1部)平成22年8月19日(平成21年(行ケ)第10342号)「液体微量吐出用ノズルユニット」(塚原朋一 東海林保 矢口俊哉)

「原告は、本願発明の実施品に係るルビー製ノズルを含むノズルユニットは、微細なパターンニングを実現するために必要とされる微細なノズルをノズル先端の劈開による破損・損傷の問題や接着剤溶出の問題を解消して提供可能とするものであり、商業的な成功を収めている旨主張する。

しかし、引用発明に周知技術1ないし3を適用して本願発明の構成とすること、それによる効果も容易に予測可能であることは上述のとおりであるから、それにもかかわらず、本願発明の実施品が商業的な成功を収めているというのであれば、本願発明の実施品とそうではなかった製品とについて、それぞれの売上高の推移などについて明らかにし、そのうち本願発明の実施と因果関係を有するのがどの程度か等を主張し、必要な関係資料を証拠として提出すべきであるのに、原告は必要な主張立証を尽くしておらず、原告の主張は採用するに由ない。」

(3) 知財高判(4部)平成23年9月8日(平成22年(行ケ)第10296号)判時2136号107頁、判タ1382号303頁「ペトロラタムを基にした鼻用軟膏」(滝澤孝臣 高部眞規子 齋藤巖)

「商業的成功には、製品の技術的特徴だけでなく、価格設定、宣伝、需要動向等の要因が密接に関連するものであるところ、仮に原告が主張する製品が本願発明の実施品であるとしても、その商業的成功をもって、本願発明の進歩性を基礎付けるに足りない。」

(4) 知財高判(2部)平成24年10月10日(平成24年(行ケ)第10083号)「携帯端末を利用した商品情報システム」(塩月秀平 池下朗 古谷健二郎)

「2 取消事由2(商業的成功に基づく進歩性の有無)について

原告は、補正発明について、商業的成功の点から進歩性を有していると主張する。

しかしながら、補正発明は、上記1で説示したとおり、当業者が、引用発明1に引用発明2や周知技術を組み合わせることにより、容易に想到することができたものであるし、原告が主張する補正発明の構成が広く実施されているとの事実そのこと自体で補正発明の商業的成功を認めることはできないから、取消事由2も理由がない。」

(5) 知財高判(3部)平成24年10月25日(平成23年(行ケ)第10

433号)「蛍光X線分光システム及び蛍光X線分光方法」(芝田俊文 岡本岳
武宮英子)

「原告は、本願発明と同様の構成を有する米国特許発明に係る製品は、商業的成功を収めており、本願発明の進歩性は肯定されるべきである旨主張する。

しかし、上記のとおり、本願発明は、引用発明及び公知の技術から当業者が容易に想到することができたものであるから、仮に原告の製品が商業的成功を収めていたとしても、特許を受けることができない(特許法29条2項)。」

(6) 知財高判(2部)平成26年3月26日(平成25年(行ケ)第10176号)「全方向性傾斜および振動センサ」(清水節 池下朗 新谷貴昭)

「エ 商業的成功について

原告は、本願発明の実施品であるSQ-SEN-200(甲10)は、PCBへの取付けに際して表面実装はんだ付け技術を用いることが可能になったことで、本願発明の実施品ではない製品と比較して、飛躍的に売上げが伸びているし、その構造及び動作は、原告の顧客から好評を得ているから、このような商業的成功は、進歩性の存在を肯定的に推認する間接事実として参酌されるべきであると主張する。

しかしながら、PCBへの取付けに際して表面実装はんだ付け技術を用いることの効果は、本願発明に規定された構成によって生じる効果ではないし、原告の主張は、従来製品との比較において売上げの伸びを主張するにすぎず、引用例1ないし3の組合せによって奏する効果と比較した場合において本願発明が持つ顕著な効果によるものであることを論証できていないから、採用できない。」